

平成 28 年

第 2 回飯館村議会定例会会議録

自 平成 28 年 3 月 4 曰  
至 平成 28 年 3 月 17 曰

飯 館 村 議 会

平成28年第2回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期14日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	3. 4	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任 6. 議案審議
第2日	3. 5	土	休 会		議案調査
第3日	3. 6	日	休 会		議案調査
第4日	3. 7	月	休 会		議案調査
第5日	3. 8	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	3. 9	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第7日	3. 10	木	予算審査 特別委員会	午前9時	平成28年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（個別説明）
第8日	3. 11	金	休 会		議案調査
第9日	3. 12	土	休 会		議案調査
第10日	3. 13	日	休 会		議案調査
第11日	3. 14	月	予算審査 特別委員会	午前9時	平成28年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第12日	3. 15	火	予算審査 特別委員会	午前9時	平成28年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第13日	3. 16	水	休 会		議案調査
第14日	3. 17	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 予算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議 閉 会 議案調査

平成28年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）							
招集年月日	平成28年3月4日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣言	開会	平成28年3月4日 午前10時00分					
閉議	平成28年3月4日 午後 2時15分						
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一		
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 糸田文也		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
○ 出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	○	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子		
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成28年3月4日（金）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明



## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件18件、その他案件5件の計35件であります。

次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況でありますが、2月9日に総務文教常任委員会が所管事務調査のため小中学校再開に向けた学校修繕や周辺整備と生活環境の復旧・復興の状況について南相馬市小高区を訪問調査しております。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、3月1日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの14日間に決定しました。

#### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第4号から議案第38号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成28年第2回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、12月定例議会以降の村の主な動きと28年度村政運営の所信を申し上げます。

初めに、12月定例議会以降であります、総務関係は、復興庁、県、村の共催で、昨年12月に実施しました「飯館村の住民意向調査」であります。

主な回答結果を見ますと、まず「帰村の意向」の問いには、「戻りたいと考えている」方が32.8%、「まだ判断がつかない」が24.0%、「戻らないと決めている」というのが31.3%。前回の調査と比較しますと、「戻りたいと考えている」方が前回は29.4%でありましたので、3.4%の増加であります。

反対に「まだ判断がつかない」というのが8.5%の減少、「戻らないと決めている」というのが4.8%の増加であります。

また、帰村意向で「まだ判断がつかない」、「戻らないと決めている」と答えた方も、「村とのつながりを保ちたいか」との設問には、今後も村とかかわりたいと回答しており、すぐに帰村できなくても、あるいは村外に暮らしながらも、村とつながっていきたい意向があらわれておりますので、今後、このきずなをどう生かしながら復興を進めていくかが重要なことと考えているところであります。

次に、住民課です。

税収でありますが、昨年度に引き続き原子力災害の被災者に対する減免及び課税免除の措置を講じてきた結果、今年度の税収も大幅に減少を見込んでいるところであります。

普通税全体では、約3億5,630万円で、前年度の決算額よりも3,550万円ほど多くなるものの、22年度の5億607万円に対しては1億4,970万円ぐらいの減となる見込みであり、約70%の税収ということになる予想であります。

次に、平成27年度の申告相談ですが、2月8日から3月15日まで、学習センターの青木分館でやっているところであります。

次に、防犯対策でありますが、全村見守り隊、平常どおりパトロールを実施しているところであります。今のところ盗難などの報告もありませんので、今後、より効果的なパトロールに努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、復興対策課です。

昇口舗装の進みぐあいでありますが、今年度の竣工見込みが142件となりました。それは、申込件数のおよそ3分の1であります、予定期数を若干下回っております。工事の早期竣工を目指す立場から、今後、28年度、そして29年度の2ヵ年で完了させたいというふう

に思っておりますので、住民の特段のご協力をお願いしたいと思っています。

次に、大谷地団地の災害公営住宅工事ですが、順調に進んでおりまして、入居者の募集ですが、第1期募集として大谷地団地に住んでいらっしゃる方を対象に募集を行ったところ、8戸の募集に対し5名の応募があり、今手続をしているところでございます。

次に、今年度、中山間地域等直接支払交付金の第4期対策期の開始に伴う協定農用地の見直し作業を進めてまいりました。その結果、仮々置き場としての使用や条件不利地の協定脱退などの理由により、協定農用地の面積は第3期の847.5ヘクタールから183ヘクタールほど減って664ヘクタールぐらいになるところであります。

次に、除染推進課でございます。

まず、除染同意の進みぐあいですが、1月14日現在99.6%であります、未同意は12名であります。引き続き解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、除染工事の進みぐあいですが、宅地除染は同意をいただいた分は昨年の12月末までに完了しております。

また、宅地除染後のホットスポット対応というのは、二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内及び前田・八和木の4行政区においては昨年の12月末までに実施しておりますが、終了していない箇所については28年度中に完了する予定であります。

次に、27年12月末現在の農地・森林・道路などの除染は、先行5行政区のうち、二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内、関根・松塚の4行政区においては、除染対象面積の全てを完了いたしました。

28年度の除染工事は、27年度からの繰り越しをやっていきたいというふうに思っております。

次に、片づけごみですが、昨年5月から収集しておりますが、1月末までに集めた世帯数は1,091件でございます。

小宮仮設焼却炉は、現在12月までで955トンを焼いているところであります。廃ガス等の測定項目については、全て未検出ということでございます。

次に、蕨平地区の焼却炉ですが、昨年の11月に火入れを行いましたが、その後、試験運転及び本格稼働に入ったところであります。

被災家屋の解体工事ですが、2回申し込みを受けまして、結果的には1,100件ということでありまして、棟数は3,798、母屋が601でございます。27年度の解体工事の状況ですが、本年度末の3月までに74件が完了する予定でございまして、28年度については3月中旬に業者を選定し、4月上旬から工事を始められるようにということのようでございます。

生活支援課であります。

初めに、被災から4年11カ月となる村民避難状況でございますが、2月1日現在、福島市が3,882人、伊達市579人、川俣496人、相馬422人、南相馬411人、二本松市78人、郡山市68人、国見55人ということになっております。

次に、長期化する避難生活の中、一時帰宅支援事業と位置づけた「いっとき帰宅バス」

は、25年8月2日から運行を開始し、12月末で2,051人が利用していただいております。

さらに、「いやしの宿」であります、2月8日に閉所式を行ったところであります、延べ9万7,749人がいわゆる心身の健康やストレス解消ということで使っていただきました。「きこり」再開に向け現在改修工事を行い、3月24日オープンに向け準備を進めているところであります。

なお、コンビニの仮設店舗は、去年の7月31日オープン以来、大変村民の食料品の提供として復興の一翼を担っていただいております。これからも、経営者と協議をしてしっかりやっていきたいというふうに思っております。

健康福祉課であります。

昨年に開所した「子育て支援センター すくすく」であります、12月18日でちょうど1年目を迎えました。いろいろな事業をやらせていただいて、この1年間で4,066人の方が利用していただいています。1日平均にしますと18人ということになります。なお、53.5%は福島市の方が利用していただいているということであります、それなりに一緒になってこの子育て世代の支援に我々としては努めていきたいというふうに思っているところであります。

2月3日に飯樋町の古川トミ子さん、そして21日には北山ヨシイさんが100歳を迎えるました。大変おめでたいことあります、100歳を迎えたのは、村では北山さんで16人目となるところでございます。

教育委員会であります。

冬場に入り、インフルエンザなどがはやっておりますが、大きな流行は現在のところ見られておりません。今後とも、バスの中や通学時のマスク着用、手洗い、うがいなどを指導してまいりたいというふうに思っております。

冬休み中、長野県の松本市からの招待事業がありました。さらに、北塩原村からの雪つ子体験事業なども受けているところであります。

1月10日には、学習センターにおいて成人式を行いました。新成人68名中60名の出席ということで、晴れて大人の仲間入りを果たしたところでございます。

2月4日には、小学校6年生が「飯館村みらい議会」というのを開催いたしまして、小学生の議員から、ふるさとに思いをつなぐ「までの宅急便」の提案とか、オリンピックにどういうふうにかかわって村を復興していくかなどなどの提案をいただいたところであります、子供たちの村を思う気持ちに深く感銘を受けたところであります。

以上が12月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、28年度村政運営の所信について申し上げさせていただきます。

全村避難、早いもので6年目であります。この間、避難先の確保を初め、仮設校舎・園舎による学校・幼稚園の再開、除染、健康対策、賠償、避難先での営農や商工業の再開、復興計画などなど、かつて経験したことのない厳しい課題に精力的に取り組んできたところでございます。

また、村民との懇談会や説明会も行政区、あるいは自治会などと数多く開催をして、村の現状や課題についてできるだけ情報を共有できるように努めてまいりましたところであり

ます。避難先での村民同士の親睦、交流、きずなを深めるためのさまざまな事業についても取り組んできたところでございます。

一方、避難がなかったならば絶対できなかつたであろうということも少なからずあったわけであります。具体的な例としては、昇口舗装であつたり、被災家屋の解体・撤去、あるいは屋内の片づけごみなどなど、幾らか挙げられます。これらについては、原発事故を逆手にとって国に対し再三にわたり要望活動を続けた成果であり、村民からも大いに評価をされているところであります。

今年は、避難指示解除、あるいは学校等の再開ということで、村民の皆さんに具体的な時期を示していかなければなりません。さらには、役場機能の本庁移転、公民館、あるいは消防飯館分署の竣工、深谷の「道の駅までい館」の着工、村の合併60周年などなど、村の復興にとって大変重要な節目の年になります。

したがって、村政運営に当たっては、今まで以上に緊張感を持って、また事業実施に当たっては、村民のためにさらなる創意工夫を行い、より成果が上がるよう、誠心誠意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

主な重点施策でございますが、避難指示解除の時期であります。

昨年6月、国のはうから29年3月までに避難指示を解除する方針が示されました。その後、住民懇談会や国との協議を重ねてまいりましたが、現時点では具体的な解除時期に決定するようには至っておりませんが、大変重要な事案でありますので、引き続き議会とも十分協議をさせていただいて、できるだけ村民に有利な条件で解除できるように国と協議を進めてまいりたいと思っております。

役場機能の本庁への移転でありますが、29年3月までに避難指示が解除される見込みとなっており、村民が帰村できる環境、一日も早く整備をしなければなりません。したがって、今年の6月22日に役場機能の大部分を飯野出張所から本庁に移転し、当面するさまざまな課題について取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、飯野出張所は飯野支所として残し、窓口業務や仮設・借り上げ住宅入居者の生活支援のための業務をしっかりと実施してまいりたいと思っております。

除染については、既に住宅周辺が完了しておりますので、農地及び道路周辺を来年の3月までに完了する計画となっております。引き続き、村民が安心して帰村できる環境に向けて徹底的な除染ができるように環境省に求めてまいりたいというふうに思っております。

「道の駅までい館」でありますが、復興の一応のシンボルとして計画しておりますこのまでい館でありますが、今年の6月ごろに着工し、来年の5月ごろには完成するのではないかというそんな予定で今運んでいるところであります。復興のシンボルとなるように、あるいは多くの村内外の人々に利用していただけるように現在内部機能の詰めを行っているところであります。運営は公設民営方式を取り入れる考えでありますし、今その運営の会社の組織づくりなどについても検討しているところでございます。

学校・幼稚園の再開時期でありますが、学校等再開検討委員会から答申があったところであります。その結果、幼・少・中とも、飯館中学校での学校運営というような内容であ

りました。

再開の時期ですが、村からの諮問の前提条件である「再開の時期は平成29年4月1日とする」については、保護者から放射線量に対する不安、あるいは子供たちの教育の質、スクールバスの運行経路など、再開に当たっての課題も多く出されているところあります。

したがって、これらの課題に真摯に取り組み、子供や保護者の皆さんができるだけ安心して学校に通えるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

前から申し上げているように、教育問題は非常に難しく、また大変村にとって重要な案件ですので、具体的な再開時期については、引き続き議会とも十分協議をさせていただき、適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

合併60周年であります。早いもので、50年から10年がたって、今度9月30日が60周年ということになります。ご承知のとおり、先人たちのたゆまぬ努力の結果が他に誇れる現在の飯館村につながっていることは、今さら申し上げるまでもございません。

これまでの先人たちのご労苦を感謝するとともに、村の歴史を振り返り、また今後のさらなる村の発展を願って合併60周年の記念行事を今年の9月25日日曜日に実施する計画に今のところしているところであります。

以上が今年度の村政運営に当たっての主な所信でございます。

なお、28年度の主な重点事業並びに財政運営の方針については後段で申し上げますが、一般会計当初予算は91億5,800万ということで、昨年に比べ10億4,200万の増となっております。

これは、復興関連のハード事業が多くなっていることが主な要因でございますが、このほか福祉や健康づくり、産業振興、教育などなど、村民のための数多くの事業を予算化しておりますので、議員各位の深いご理解とご支援をお願いするものであります。

それでは、各課についてお話を申し上げます。

総務課でありますが、復興拠点整備、ただいまお話ししましたように、平成27年度でA-1地区に太陽光発電を竣工しました。順次A-2、A-3エリアの整備を進めていきたいというふうに思っております。

復興拠点は、短期的にはいわゆる住民の日常生活サービスを支える場所であります、中長期的には産業復興、交流の場として整備を進めていきたいというふうに考えております。28年度は、いよいよ「道の駅のまでい館」建設の工事に着手するほか、同時並行で花卉栽培施設、復興公営住宅、多目的交流広場の整備が進むこととなっているところであります。

までい館整備に当たっては、経営体制について村内外の各種企業、あるいは団体などの調整を図り、開館に間に合わせる必要がありますので、この点に留意し、平成29年春のオープンを目指していきたいというふうに思っております。

次に、地上デジタル放送の難視聴地域の解消、あるいは携帯電話不通話エリアの解消でございます。

これは環境省の実施する家屋解体事業で工事ができなかった世帯があったために、それら世帯を中心に28年度も引き続きやっていきたいというふうに思っていますし、携帯電話

については、常日ごろ言われております佐須行政区の携帯電話の不通話エリアを解消する工事も、ドコモ、auと行う予定でございます。

次に、広聴・広報・情報提供であります。

広聴につきましては、意向調査、来年度も実施をし、村民の意向把握に努めていきたい。さらに、懇談会の開催時期につきましては、今後の情勢などを捉えた上で決定してまいりたいというふうに思っております。

広報につきましては、お知らせ版とか広報でこれまでにもしっかりとやったところでありますが、なおホームページやタブレット端末なども活用し、広報活動にしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。特に、ホームページについては、現在避難後に開設した特設ページと従来のものが並行している状況ですので、この機会に統合を図っていきたいというふうに思っております。

行政区及び活動の支援でありますが、以前実施した行政区ワークショップ以降、自分たちの行政区の将来を考える動きや集会が次第にそれぞれ徐々に活発化している動きが見られるところであります。これらの活動に対して引き続き支援をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、生活支援対策課であります。

3月24日よりいやしの宿が「きこり」ヘシフトをするということであります。村民が利用しやすい環境に心がけていきたいというふうに思っておりますし、また研修棟、宿泊棟、コテージの改修もいたしたいというふうに思っております。

自治会支援事業でありますが、村民の暮らしの充実や交流を目的とした18の自治会事業に対しても幅広く支援を行いたいというふうに思っております。

飲料水確保でありますが、これも希望する世帯にフィルターの配布、井戸掘削、簡易水道接続などを支援してまいりたいというふうに思っております。

商工業関連でありますが、企業や事業者の支援ですが、現在村では50事業所が営業しており、企業立地支援事業、仮設店舗従業員確保事業、建設機械等運転技能講習会補助金などに取り組んでいるところであります。飯館村暮らし検討委員会より、これからについてということで答申が提出されました。これを受け、具体化のためのプロジェクトチームを設置したところでございます。

次に、「なごみ」は、引き続き運営を支援してまいります。あわせて、農業生きがい対策支援事業で村民が生産した農作物の販売など、避難先の農家の所得向上に少しでも寄与していきたいというふうに思っております。

村民交流の場として長年課題となっていましたパークゴルフ場なども、基本設計に今年度取り組めばと思っているところであります。さらに、自治会単位でのこの活用もいろいろあるようありますので、施設が整備されることによって帰村率向上につながればと考えているところであります。

次に、住民課でありますが、村税。原子力災害に伴う28年度の市町村税の減免措置についても、27年度と同様ということになると思います。国の税制措置の動向を見ながら村税の減免措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

収納対策であります、長年課題であったこの収納対策、滞納額が大きく減少している一方で、賠償金の収入がふえたこともあり、現在の滞納額は1億6,000万、7,000万ぐらいから約1,900万と、いわゆる震災前の1割強までに減ってきているところであります。平成28年度においても、滞納解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

防犯対策は、ご存じのようにパトロール隊が27年度は緊急雇用創出事業が終わったことによって村直営からいわゆる民間にパトロール業務を委託して実施してまいりたいというふうに思っておりますが、一人でも多くの村民が雇用できるように村としては努力しているところでございます。

ごみ処理でありますが、これから帰村準備や準備宿泊で村民が村に戻る機会もふえることが予想され、ごみの量もふえることが予想されますので、資源ごみ回収箱や村指定のごみ袋などを再整備をし、ごみの収集環境に努めてまいりたいというふうに思っております。

浄化槽設置も、新築、改築がふえるものと思いますので、当初予算では60基分を計上したところでございます。

健康福祉課でありますが、避難指示の解除が29年3月までに見込まれるということでありますので、今までできていかなかった基本的な健康・福祉・介護サービスの再開に向けて力を注いでまいりたいというふうに思っております。

いいひたてクリニックというのは今年の9月あたりを目途に準備を進めていきたいということであります、いずれにいたしましても、秀公会と連携をして村民が安心できるようやついていきたいというふうに思っております。

いいひたてクリニックの中にお茶会、あるいはサロン的な準備も進め、できるだけお年寄りたちが孤立することのないようにしていければというふうに思っております。

帰村に向けての在宅介護サービスであります、残念ながらマンパワーの不足などから非常に厳しい状況でありますので、近隣のサービス事業所との調整が近々の課題かなというふうに考えているところであります。

長期避難に係る健康対策であります、以前に比べて体重が平均2キロぐらいふえているということがわかっており、運動不足、あるいは避難のストレス解消から生活習慣病やメンタル面での障害にかかるリスクが非常に高くなっている状況ですので、引き続き保健師、看護師、包括支援センターなどによっていろいろな指導を実施して徹底してまいりたいというふうに思っております。

借り上げ住宅で避難している方のコミュニティづくりということで、「しあわせカフェ」というものをやっておりますが、今年度は福島市の南部地域で立ち上げたいというふうに思っております。ですから、今までの渡利と川俣町の2カ所にもう一カ所加えるということでございます。

放射能に関する健康対策であります、これも「県民健康調査」とあわせて県立医科大学の協力を得ながら今年度も実施してまいりたいというふうに思っております。

「いいひたて子育て支援センター すぐすぐ」も福島市周辺に避難する子育て世帯の支援をさらに充実してまいりたいというふうに思っているところであります。いろいろ交流をしながら、さらに出前講座として飯野町の災害公営住宅の巡回なども実施をできればとい

うふうに思っておりますし、育児サークルの結成なども支援してまいりたいというふうに思っております。

次に、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の運営でありますと、28年度についても、一部負担金や保険税等の賦課は免除が継続される見込みだということではありますが、近い将来には必ず免除が廃止されて課税されますよということを機会あるごとに村民の皆様へ周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

免除関連の補正予算については、6月の定例会に上程を予定しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

復興対策課。

昇口舗装は、27年度に計画し、完成できなかった35件については繰り越しをしながら、28年度分200件とあわせてやっていきたいというふうに思っております。

次に、関東・東北の豪雨災害でありますと、いわゆる3月に工事を発注し、繰り越しで対応していきたいと思いますが、村単の農地災250件につきましては、帰還・再生加速事業で対応することといたしました。これにより、住民負担はなしで工事が進められることになりました。

大谷地住宅の2期工事でありますが、28年度も2棟8戸の新築と既存住宅の19棟54戸の解体を進めたいというふうに思っております。29年度に集会所、広場、通路などの整備を行い、現在の団地の範囲につきましては整備を終えたいと考えているところであります。

次に、村営住宅のリフォームでありますが、27年度に8戸整備を終えておりますが、28年度につきましては42戸を整備をして、できるだけ村民の皆さん方が入りやすいようにしたいと思いますし、大半が今入っておりますので、家財などを一時移動するなどの措置をとりながら工事を進めてまいりたいというふうに思っております。

農政関係でありますが、県営農再開支援事業でありますと、農業復興組合について引き続き全地域で設立を目指していきたいというふうに思っております。住民が自分の畠でつくった野菜を食べることができるよう野菜の摂取制限解除に向けて19行政区で実証栽培を行う予定でございます。

営農再開希望者に対する支援でありますと、28年度につきましても、国・県の制度を活用してできるだけ有利に進めていきたいというふうに思っております。

除染推進課でありますが、村民の帰村や村の復興において必要不可欠なものでありますので、最優先課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、地力回復工事については、一部29年度に延びる可能性もあります。なお、国と定期的に協議をしてまいりたいというふうに思っております。

宅地除染後実施しております、いわゆるホットスポット対応でありますと、局所対策工事については平成28年度末までに完了するよう求めてまいりたいというふうに思っております。

28年度で新規の「モニタリングマップ作成事業」では、村内の道路、農地、宅地などの空間線量を測定し、それを、空間線量モニタリングマップを作成したいというふうに思っております。

28年度中に村民が一時帰宅などで希望される村民に対し被ばく線量を管理していただきために新たに個人積算線量計を購入し、村民に貸していくというふうに考えていきたいというふうに思っております。

学校教育・生涯学習関係であります。

29年4月からの村内の学校再開に向け、幼稚園・小学校・中学校を連携した特色ある教育を進めるために中学校校舎の大規模改修をしていかなければならないだろうというふうに思っています。1年でできるかどうか、できるだけ早く結論を出したいというふうに思っております。

学校運営協議会を活用して学校と家庭、地域の連携による学校運営を進めるとともに、土曜授業、あるいは学力の向上、キャリア教育、ふるさと学習など、子供たちに多様な学びを図っていきたいというふうに思っております。

生涯学習関係では、新しい公民館が6月にできますので、この施設を中心新たにプログラムなどをつくり、飯舘村復興のシンボルとなるように考えていきたいというふうに思っております。

なお、沖縄までいの旅、未来への旅も今年度も実施をしていきたいというふうに思っております。また、全国から支援をいただいた方にも感謝をしながらできるだけやっていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、財政運営についてでございます。

帰村ということになりますので、本村の復興について平成28年度は新たな段階を迎える重要な1年になるということであります。

28年度の一般会計当初予算は、国・県の有利な補助事業などの財源確保に努めて、村の負担をできる限り少なくて、生活環境のインフラ整備、あるいは復興拠点整備、医療福祉、農業再開、雇用創出、教育環境の充実などを図っていきたいということで、今年度は過去最高額となったところであります。

震災後5回目となる平成28年度当初予算は、限りある財源の中で引き続き規律ある財政運営堅持を念頭に入れながら、将来的には人口減少を見据えつつ、帰村への具体的なイメージを示して村民が復興を実感できるようするため、「着実な帰村を実現し、復興をより確かなものにする予算」との方針で予算編成をしたところでございます。

第4号は、平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）であります。

今までの予算から13億2,380万6,000円を減額をいたしまして、最終的に99億5,157万6,000円としたところでございます。

歳出の主な内容は、それぞれ総務の管理費が6億194万6,000円、選舉費が1,113万4,000円の減であります。民生費でありますが、社会福祉費1億525万1,000円の増、そして児童福祉費が3,395万5,000円の減であります。保健衛生費が4,769万9,000円、清掃費が1,514万3,000円の両減であります。労働諸費も9,616万6,000円の減であります。農業費も、1億1,134万6,000円の減、道路橋梁費、4,681万4,000円、住宅費1,252万1,000円の両減であります。消防費、1,926万9,000円の減、教育総務費、2,685万4,000円、社会教育費、2億4,069万5,000円の両減でございます。災害復旧費として農林水産施設災害復旧費3,458万

1,000円、公共土木施設災害復旧費4,278万円、その他の公共施設等災害復旧費2,900万、いずれも3点とも減の予算でございます。普通財産取得費1,979万8,000円の減ということで計上いたしました。

その他含めて本補正予算はおおむね減額する整理予算でございます。

議案第5号から第9号までは、各特別会計の整理予算であります。

議案第10号は、平成28年度飯舘村一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を91億5,800万といたしました。これは前年度に比べ10億4,200万円の増、率にして12%の増であります。過去最大であり、平成22年度当初予算額の41億4,510万からいたしまして2倍強となっているところであります。これは震災前にはなかった復旧・復興の対応に係る事業費が約54億7,000万円ということで、最終予算総額の約6割を占めているということであります。

まず、基本方針の「生命（いのち）をまもる」ということでは、仮設住宅などの健康づくりに694万4,000円、それから16歳以上の村民を対象とした総合健診事業に4,999万9,000円、内部被ばくの検査事業に656万9,000円、消防分署のいろいろな整備に1億1,710万4,000円。

「子どもたちの未来をつくる」という基本方針の中では、幼・小・中学校の仮設校舎整備に7,558万8,000円、それから就学支援事業に5,441万円、スクールバスの民間バス借り上げに8,000万、未来への旅、沖縄の旅に2,222万3,000円、子育て支援センターに1,513万6,000円などであります。

「人と人がつながる」ということでは、20行政区のいわゆる交付金や地域づくりに2,662万円、60周年に600万でございます。自治会の自治会支援事業に1,830万、それから役員など、あるいは運営交付金に1,064万1,000円、「きこり」運営・管理費に1億2,687万7,000円、「原子力災害をのりこえる」ということには、昇口舗装に3億3,000万、深谷の整備に14億16万3,000円、それから防犯カメラ・パトロールなどに3億8,415万円、飲料水確保に4億4,841万円、村営団地の建設修繕に6億4,183万5,000円、携帯電話エリア整備事業に4,466万4,000円。

最後に、「までいブランドを再生する」の基本方針には、営農再開支援に1億687万9,000円、農業復興総合支援に1億3,636万3,000円であります。

以上が5つの基本方針に沿った主な事業であります。

歳入のおおむねをなす地方交付税は、22億5,000万で、前年度と同額でありますが、その中の普通交付税は前年度に比べて1億円の減であります。

国勢調査の人口数は、全村避難の影響受けて41人でしたが、来年度からの5年間は原発被災自治体への交付税算定については人口の特例を行うということで、普通交付税の急激な減少はない見込みでございます。

次に、村債は2億2,970万で、前年度に比べ6億7,970万円の減であります。これは、主に公民館建設による減でございます。

次に、自主財源は27億4,312万6,000円ということで、前年度に比べ10億7,855万8,000円の増となっております。

財政調整基金に加え、復興拠点整備事業における国・県支出金の受け皿である避難地域復興拠点推進交付金基金や帰還環境整備交付金基金からの繰入金 8 億6,590万2,000円などが増となっているところであります。

議案第11号は、平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算であります。

12億4,110万6,000円といたしまして、前年度に比べ2.2%の減であります。

12号は、飯館村簡易水道事業特別会計予算であります、平成28年度。

9,765万1,000円の予算にいたしました。7.8%の前年度減であります。

議案第13号は、平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算であります。

総額を3,964万5,000円といたしました。前年度に比べ11.5%の減であります。

議案第14号は、平成28年度飯館村介護保険特別会計予算であります。

総額を10億4,865万8,000円といたしました。前年度に比べ5.6%の増であります。

議案第15号は、平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算であります。

総額を6,380万円といたしまして、10.6%の前年度増であります。

議案第16号は、飯館村行政不服審査会条例であります。

これは行政不服審査法の改正に伴い、施行日が平成28年4月1日なので、村の附属機関として「飯館村行政不服審査会」を設置する条例の制定であります。

議案第17号は、飯館村交流センター設置条例であります。

交流センターの設置に伴いまして、その事業及び施設の管理に関して必要な事項を条例で定めるものであります。

議案第18号は、飯館村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定であります。

平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定されたことに伴いまして、村の商工業振興の理念条例として、村の責務、企業者等の役割、商工会の役割、村民の理解と協力などを定めたものでございます。

議案第19号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、福島県人事委員会勧告に準じて給与月額の改正と勤勉手当支給率を勧告どおり引き上げる改正でございます。

議案第20号は、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例であります。

この改正は、国の告示、訓令及び通知に基づき、114条に及ぶ条例の語句などの改正をするものであります。

議案第21号は、飯館村職員の勤務時間、休暇などに関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、人事院規則の改正に伴い、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」に該当する職員は、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学」している子の職員に改正するものであります。

議案第22号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、本条例に「特定任期付職員給料表」及び「一般任期付職員給料表」が存在しないために当該語句を削る改正であります。

議案第23号は、飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例であります。

これは、適用期限を3年間延長して平成31年3月31日までとする改正でございます。

議案第24号は、飯館村情報公開の一部を改正する条例であります。

この改正は、行政不服審査法の改正により、「不服申し立て」が「審査請求」と改められたことによる語句の改正であります。

議案第25号は、飯館村個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、行政不服審査法の改正により、「不服申し立て」が「審査請求」と改められたことによる語句の訂正であります。

議案第26号は、村営住宅条例の一部を改正する条例であります。

28年5月に完成予定の大谷地団地8戸を村営住宅に加える改正であります。

議案第27号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、行政不服審査法の改正により、村の附属機関の特別職として「行政不服審査会委員」と「行政不服審査会専門委員」を追加し、さらに非常勤特別職として福島県が採用する「スクールソーシャルワーカー」を追加する改正であります。

議案第28号は、飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例であります。

これは、「きこり」の再開に向けて施設の休館日及び開館時間を改正するものであります。休館日を「火曜日」とし、開館時間は午前10時から午後4時とするものであります。

体験実習館は、フロント周辺、レストラン及び大会議室を含む「実習棟」と「宿泊棟」であります。

議案第29号は、いわゆる交流施設のお風呂とイオラを含む「浴室棟」ということの設置条例でございます。

議案第30号は、飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例であります。

これは、入って右側の研修室と情報交換コーナーを含む「研修棟」と外の「コテージ」A棟、B棟のいわゆる休館日と開館時間を改正するものであります。

議案第31号は、飯館村税条例の一部を改正する条例であります。また、国の税制改正大綱の見直しに伴い、マイナンバーの記載を一部の手続において不要とする改正であります。

議案第32号は、飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、行政不服審査法の改正により、審査申し出人が提出書類等の写し、または書面での交付を求める場合に費用負担を規定する改正であります。

議案第33号は、飯館村火葬場条例を廃止する条例であります。

この廃止条例は、大火火葬場について、震災及び豪雨災害によって修復不能でありますので、解体をして廃止するものであります。

議案第34号は、飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定です。35号は健康増進交流施設の指定管理者の指定、36号は地域資源活用総合交流施設の指定管理についてであります。

この3議案につきましては、いずれも宿泊体験館「きこり」の再開に向けて指定管理を

飯館楽園株式会社に指定し、指定期間を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間とするものであります。

議案37号は、飯館村過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

これは本村の過疎地域における自立促進対策を総合的かつ計画的に推進するため、飯館村過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

議案第38号は、村道路線の廃止についてであります。

これは、深谷地区の復興拠点エリア整備を進めるために深谷原前線を廃止するものであります。

以上が提出議案の概要であります。それでは、よろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案議案の説明とさせていただきます。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時57分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（大谷友孝君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第10号「平成28年度飯館村一般会計予算」、議案第11号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第12号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第13号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「平成28年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第15号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号までの6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君、7番 佐藤八郎君、9番 飯樋善二郎君、以上8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。再開は1時50分といたします。

(午後 1時35分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時50分)

○ ◎日程第6、議案第4号 平成27年度飯館村一般会計補正予算（第10号）

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第4号平成27年度飯館村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 確認をおきますけれども、59ページの中山間地域、これ山合いの田を抜くという説明ありましたけれども、その面積と、この事業に至っては山合いの田んぼはずっと抜いてきたんでしょうか、伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今般、中山間地域につきましては、5年間の第3期期間が終了いたしまして、新たに第4期に移行するということで、各行政区において今後5年間継続して管理ができる農地というものを改めて見直しをしていただいたところでございます。

その中で、個人的にもう営農不可能だという方、それから周りの方は地区の中によその方の農地まで管理してもいくよというそういう面積、どのくらいありますかと。そのところを中山間の中で整備していくということで、改めて図面上で管理をしていただいたところでございます。

今回、ありますのは、当初第3期の協定区間が847ヘクタールほどあったわけでございますが、今回の見直しでおよそ180ヘクタールほど減ってございます。この内訳といたしましては、今ほど申し上げた農業をもう続けられないという方の分、それから山合いの場所で大型機械が入れず行政区としても管理できないという部分、それから一部は仮々置き場になったところ、あとは太陽光発電等に変わったところというところでございまして、大変申しわけございませんが、個別の細かい内訳については、ただいま手元にございません。全体として180ヘクタールほど減っているということで、お願いいいたします。

7番（佐藤八郎君） 先ほど、そうすると、192と180の12ヘクタールが仮々置き場という理解していいのか、あとは山合いの田を抜くという、この抜かれている田んぼの地権者の方は合意の中なのかどうなのか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほどの総務課長の説明と若干数字が異なっておりますが、大変申しわけございません。今回の見直しで減少しました協定農用地の面積は182.8ヘクター

ルということで統一させていただきたいと思います。大変申しわけございません。

それから、先ほど来申し上げました協定農用地から外れた農地のことについてでございますけれども、こちらは各行政区の中でお話し合いをしていただいて決定していただいたということでございますので、地権者の方のご了解はいただいているものというふうに理解してございます。

議長（大谷友孝君）ほかにありませんか。

1番（高野孝一君）39ページ、までいライフ推進事業費の工事請負費の中の帰還再生生活道路整備工事について若干お伺いします。

1億3,134万円の減額となりましたけれども、このいわゆる昇口舗装については、多くの要望があったわけでありますけれども、この全体の何割ぐらい、27年度末で終わっているのか、まずもって状況をお伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君）39ページ、昇口舗装関係の進捗でございますけれども、希望者およそ520名ほどでございます。うち27年度中の竣工が142件、あと27年度から28年度に繰り越す事業が35件ということでございまして、27年度事業としてはおおよそ3分の1を終了しているところでございます。

1番（高野孝一君）520名の希望者に対して142件実施の35件が繰り越しだというような答弁でありますけれども、これは、この数値になったということは、事業がおくれているのか。おくれているというのは、業者が足りないとか、工期のおくれとか、要因はどのようになっているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）こちらにつきましては、当初から27年度の事業件数は177件ということで進めてまいったところでございます。実績で142件ということでございますが、地権者の皆さんといろいろお話をさせていただく中で、いわゆる宅地と県道、あるいは村道までの間に農地を挟んだ昇口などもあるところについては、まだ一部除染が終わっていないというようなお話をもいただいているところもあります。あとは、家屋の解体との関係などでもうしばらく待ってほしいというようなご要望もあって次年度に先送りをしているとか、そういう内容もございまして、それから年度後半につきましては、9月の豪雨災害等もございまして、ちょっとすでに契約済みの現場において工期が伸びたりというようなこともございまして、残念ながら35件ほど繰り越さざるを得なくなつたという状況でございます。

1番（高野孝一君）中には工事単価が高くて工事を取りやめたというふうに仄聞している部分もありますけれども、それらについてはどのように把握しているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）確かに一度お申し込みをいただきましたけれども、自己負担金がちょっと高額でやめたという方が何件かいらっしゃることを承知してございます。ただ、今回の昇口舗装につきましては、村道と同レベルの品質で実施をしておりまして、路盤も30センチほど掘ってきちんとやると。上物についても4センチ厚で舗装をかけるということで、村道と同規模の道路というふうになりますので、やはり工事単価も平米当たりおよそ9,000円程度かかるということでございます。この中で、個人の負担金につきましては、議会の皆様ともご相談させていただいて、20%、5分の1程度はご負担いただきたいとい

うことでご案内を差し上げているところでございまして、何とか延長が長い方につきましては、それでもやはりどうしても自己負担が大きくて難しいということでお断りされているということはあるようでございますが、あくまで最終的には個人でお使いになる道路ということでございますので、これをまたさらに全て村側でということは今のところ考えていないところでございます。

1番（高野孝一君） そこで確認なんですが、その後、事業を行った結果、私の家でもやりたいんだというような追加で希望している方がいらっしゃいますけれども、今後そういうキャンセルの中で追加の事業というのは今後認めるのかどうか、お伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） この昇口舗装につきましては、27年度から現在のところ29年度まで3カ年で完了させたいということで鋭意工事を進めているところでございまして、この3カ年の中で希望される方の工事が全て完了し、なお予算的に国から来る予算の中で余裕があるということであれば、またその時点で検討させていただきたいと思いますが、一旦申し込みについては締め切っておりますので、そこは内部でさらに調整させていただきたいと思います。

1番（高野孝一君） では、もう一点、その下の飲料水の安全確保対策工事、2,900万円の減額についてありますけれども、いわゆる4行政区においては国の事業で行うということでありましたけれども、今回の入札件数が大変少ないというような状況についてはどのように考えているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は交付金事業の飲料水安全確保対策工事でございます。3世帯と、3本ということで、本数は少ないのであります、あくまで分担金を決めるために基金のほうの井戸掘りの本数をある程度確保しながら分担金の金額を大体算定してきたということで、大分スタートがおくれたということで、今3件にとどまったということでございます。以上です。

1番（高野孝一君） ちょっと理解に苦しむんですけれども、1本当たりの設定工事金額というのは幾らなんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 1件当たり約350万という状況でございます。

1番（高野孝一君） じゃ、深さ的にはどのようになっていますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 深井戸の50メートルというのが基準になっております。

1番（高野孝一君） 今後、4行政区以外の16行政区でもそのような規模があると思うんですが、これらの対応についてはどのようになっていくでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 16行政区の賠償による飲料水安全確保対策事業補助金でございますが、今現在42世帯実施しております、こちらのほうは28年度も引き続き事業を実施していくと。PRもしっかりとていきながら各行政区のほうに話をていきたいと思っております。以上です。

1番（高野孝一君） 42世帯の世帯当たりの工事金額というのはどのようになっていますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 42世帯で平均が140万円でございます。

1番（高野孝一君） 16行政区で140万円です。4行政区であると350万円だというようなことで、非常に工事金額に差はありますけれども、工事内容についてはどのような差が出てい

るんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 交付金事業の場合は公共工事になっていきますので、それぞれ間接工事とか直接工事以外の部分、諸経費とかがかかるつますので、どうしてもお金が高くなってくると。同じ工事で賠償のほうでやりますと、これは補助金でございますので、民民の関係になつてきます。補助金だけの部分でございますと間接的経費、諸経費等がかかるつませんので、その分が大分安くなっていくということでございます。手出しは全く同じでございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

1番（高野孝一君） そうすると、工事の内容については掘削の口径、多分20センチぐらい掘っていくんだろうと。50メートル掘って100ミリのどうのこうのという内容については、おおむね同じ工事だということで理解してよろしいんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 交付金事業も基金事業も、全く工事内容は同じでございます。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号「平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第5号 平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第5号「平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 97ページにおける療養諸費の負担金及びということで、医療費がふえた分だという話ですけれども、医療の関係ではどんな部門で村民が医者にかかっているのか。先ほどの補正で各種健診業務は35%の実績しかなかったという話ありましたけれども、そういう意味では健診との関係でも、どんな医療費がふえているのか伺つておくものであります。

健康福祉課長（高橋正文君） 一般分療養給付費の2,000万の増ということでございますが、実際、医療費はここ、二、三年、高どまりではございますけれども、横ばいで推移しております。この2,000万の増につきましては、当初予算から組んでおきます給付費を今年度末の決算の見込みで再積算いたしまして、精査した上の2,000万の増ということで、実際の医療費の給付費の総額はほぼ横ばいで推移しているという現状でございます。

疾病的種類でございますけれども、多いものはやはり糖尿病、あとは心臓疾患、あとは関節系の疾患等が上位を占めている状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） じゃ、症状的にも同じような流れだということですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 震災前に比べますとやはり体重がかなりふえているということです、糖尿病の患者がふえているという傾向がございます。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第6号 平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第6号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第7号 平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第7号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第8号 平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第8号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第9号 平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第9号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第19号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 説明資料で0.17%埋めるためだということで、差の632円ということありますけれども、ここで言われている若年層に重点を置きつつということで、全ての号給を引き上げるんだという説明でありますけれども、若年層に重点を置きつつというのはどういうふうな意味合いでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 若い職員にというようなことで、簡単に言うと若い職員にというようなことで、8ページから対象者が載っておりますけれども、ここは改正前と改正後と見ていただくとわかりますように、例えば1号給のところを見ていただくと、改正前、改正後、2,400円、あとこの6級のところは900円というようなことで、若い職員につきましてはアップ率が高いといった内容でございます。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

ここで、教育長八巻義徳君より発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。

教育長（八巻義徳君） 私こと、先日、菅野典雄村長に平成28年3月31日をもって退任することをお伝えしました。着任して約3年、飯館村教育委員会の合議、学校運営協議会の確認等を進めながら、学校運営協議会の活性化、教育課程上の土曜授業の開始、学校マネジメ

ントの改革、さらに生涯学習事業などに取り組んでまいりました。

この間、本村の教育課題を共有していただく村外と村民の皆様方、特に村教育委員会が所轄する各委員会、各団体、さらに子供たちを支えていた先生方、村の職員の方々に心から感謝申し上げます。

もう一つ御礼申し上げたい機関があります。新聞、テレビなど、メディアの方々、子供たちの元気な姿を報道いただき、子供も大人も大きな励みをいただきました。深く御礼申し上げます。

私は、4月1日より新しい任務につきますが、飯館村の復興と子供たちの輝かしい未来を継続して願ってまいります。また、残任期間、村教育委員会の合議、村学校運営協議会の確認を遵守することを表明し、挨拶とします。

以上でございます。

議長（大谷友孝君） 以上で終わります。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時15分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月4日

飯館村議會議長 大谷灰孝

同 会議録署名議員 佐藤長平

同 会議録署名議員 飯越善之助

同 会議録署名議員 高野泰一

平成28年3月8日

平成28年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成28年第2回飯館村議会定例会議録（第2号）							
招集年月日	平成28年3月8日（火曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣言	開議	平成28年3月8日 午前10時00分					
時及び宣言	閉議	平成28年3月8日 午後 5時09分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	2番 渡邊 計		3番 菅野新一		4番 北原 経		
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 渡部誉典		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘		
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一		農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子		
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成28年3月8日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 1~4番)

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

3月4日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に北原 経委員、副委員長に菅野新一委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況ですが、3月4日に総務文教常任委員会が平成28年請願第1号審査並びに所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査の協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況ですが、広報編集特別委員会が3月4日に開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

8番 佐藤長平君の発言を許します。

8番（佐藤長平君） 平成28年3月定例議会において一般質問をするものであります。

私は、平成元年の議員選挙で初当選をしました。38歳。このとき私の4番目の子供が生後2ヶ月でした。私の妻には立候補のこと、選挙のことなど、一切説明することなく進められ、当選祝賀会の花束贈呈で支持者からタツ子さんの花束も用意してあると言われ、みんなの前に2人で並び、そのときの妻の顔が産後だったため化粧のりが悪く、そんな思いをしながら妻の存在を見て、思いながら花束を受け取ったことは、今でも忘れられない初心者マーク、議員のスタートでもありました。

平成元年12月定例会で初めて一般質問、初登壇。以来、26年6ヶ月を迎えた本定例会まで、連続106回の登壇。村民の生活と福祉の向上のため、村政の政策・施策について批判と提案を反復する是々非々の議論をして間接的な村政の政策形成と実施に参画をしてきたつもりであります。議会の使命と議員の足跡に応えてきたところであります。

ただ一度、変則的な議会運営がありました。それは5年前のあの忌まわしい震災とあわ

せて発生した原発被災により、23年3月議会は本会議と一般質問は終えたものの、予算審査がどうしてもできずに、5月、予算審査再開の約束をして質疑・討論なしの29分間で新年度予算などの本会議議決を行う有事の際の議会運営がありました。これは、原発被災の有事でどうすることもできない状況が発生したためでした。結果として、国の指示による全村避難という憂き目に遭い、村民の生活と村政のあり方が一変してしまいました。

あれから5年を迎えようとしています。遅々として進まぬ除染。除染後の産業復興。めげてばかりいても、嘆いているばかりでもいられません。飯館村の復興・再生、いや村民の復興を第一に、戻れない村民への支援、戻る村民への雇用と生きがいの創生をつくりながら、それぞれ寄り添う村政とその運営についてきょうは1点目の質問としたいと思います。

質問の第1は、改めて戻ることを希望する村民と戻れない村民、それぞれに寄り添う村政運営が避難解除と帰村の中での最大の課題であります。それに寄り添う村長の政治運営について、この際、所見を伺います。

もう一つは、戻る戻れないを判断できないでいる村民に何を訴えて対応しようとしているのか、所見を伺います。

質問の第2は、前段で述べたように、戻るべき村での雇用と生きがいづくりについて、若者に持続的で社会的信頼が持てる雇用をつくっていく政策が実現されれば、それは村の子供たちへの夢になっていく。一方、高齢者への生きがいある仕事づくりが実現できれば、それは若者の夢につながる。夢は見るものではなく、つかみ、達成するものであります。除染や土壤改良、持ち家の修理、建てかえなど、原発被災からのこれは復旧事業であり、復興とは真に村になりわいをつくり、生活を営む基盤をつくることであります。

前、議席を得た同僚の菅野義人君いわく、「天明・天保の飢饉によって比曽村は3戸しか残らなかつたが、その後の先人たちのたゆまぬ尽力による復興で、被災前までの比曽方部がつくられた。その精神を私は継ぎたい」と言っています。復興の中でどのような仕事をつくっていくか、あわせて若者の定住をどのように図っていくかで我々の村の未来は変えられると思いますが、所見を伺いたい。

次に、質問の2点目であります。

教育行政と議会のあり方について伺うものであります。

本会議冒頭で八巻教育長から3年間関係者の皆様に大変世話になったとして村長に辞職願を提出した旨発言がありました。新聞によると、一身上の都合とか書いてありました。理由を述べずの辞職発言に議会としてのあり方としてはいかがなものか。この際、批判をいたします。

さて、きょうは教育委員長が欠席のようでございますけれども、平成26年3月から27年1月までの定例会議事録が手元にやっと入りまして、目を通して見た次第であります。大変驚きました。この際、同僚議員の諸君、執行部の方々にもぜひお目通しいただきたい。村教育委員会は、原子力村になり切っていた。安全神話ではなく教育神話で。村政のことでも議会のこととも関係させず、教育長が自分の身分保守の情報しか報告していません。そんな中で合議を図っていた実態であります。私は議会人として断じて許しません。

まず、26年3月定例会において、よく覚えて、思い出してくださいよ。3月議会で、委員長から議会の問責決議に挨拶報告がされたが、教育長は人事に絡むとして報告を拒んでいました。その後の教育委員会定例会議は、この問責決議に関する報告は全くありません。

その年の26年12月定例会で、あなたはこのようなことを言っています。この間、この問責決議に対する教育委員会での議論や合議した形跡は全く見られません。ここで、あなたは小学校の体制について、「小学校の校長1人、教頭3人戻れば、必要な人数を配置する体制で何か聞こえてくることはないですか。例えば、3人体制に戻さなければならないのではないか。何かお話を聞かせていただければと思いますが」。これに教育委員会の委員からは、特になしの記載あります。

27年1月定例会で教育長から、「昨年度から小学校3人から1人にした背景をもとに次年度の体制を考えている」、これに対しても委員から意見なし。これがこの問題における教育長の問責決議と。思い出してくださいよ。村長の減給処分議決があった後の教育長、あなたの行動ですよ。何の対応もしていなかった。もちろん議会でも何の対応もしなかった。

一端を述べましたけれども、このことは、日本国憲法第93条の議事機関としての議会を甚だしく無視した行為であり、これは憲法違反であります。問責決議は拘束力がない。それを言っちゃあおしまいなんです。これはフーテンの寅さんでも知っている話です。あなたは、議事機関を認めないで仕事をしていたんですよ。議会の設置については、ひな壇の人、よく耳をかっぽじって聞いてくださいよ。議会の設置、戦前の帝国憲法にはなかったんです。村長が議長を兼任するなど、権限と自立性、自主権が全くなく、時の政府の判断において容易に改変できたため、あの忌まわしい戦時体制に組み込まれていってしまった、その苦い経験から戦後の日本国憲法で条文化されたものなんです。議会の設置は憲法に条文化されても、村長の設置は憲法にはありません。憲法の下の地方自治法で村長の権限が条文化されています。それだけこの天下国家の中で、この憲法がどういうふうなことで直され、今の天下国家の議会と地方自治法のあり方がきちんと条文化されたか、もう一度勉強してくださいよ。

さらに言います。その憲法における地方自治体と議会はそれぞれ選挙で選ぶ二元代表制度において、自治体の長に執行権を、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、その結果において双方とも直接住民に責任を負う制度になっているんです。

それでは、あなたが認めなかつた議事機関とは何ぞや。これ国会のような立法機関だけではないんです。地方議会は条例の制定、改廃にとどまらず、広く全般にわたる具体的な事務処理についても意思決定権を持たせられているからなんです。よって、執行権の一翼を担う教育委員会も、議会の意思決定権に従わなければならぬ。教育委員会、教育長の独断専行は許されないところに問題があつたんです。

小学校3校長復職の対応は全くしなかつたことから、そのことは26年度の教育委員会会議録からして明らかであります。これが憲法93条に反する行為なので、教育長、あなたに謝罪を求め、職務の責任をとるよう、この際求めます。

村長（菅野典雄君） 8番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、避難解除と帰村後の村政運営でございます。

避難指示が解除になっても、放射能への不安やその他さまざまな事情で村に戻れない村民が出てくるであろうことは、村も私も予想しているところあります。それらの方々に対しましては、まず村外に住みながら自宅や農地の管理をしながら、地域の集会、あるいは作業などには参加をし、村とかかわりを持ちながら生活する方と、全く、またはほとんど村に帰らない方がおられるのではないかというふうに思っております。

避難指示解除後のいわゆる二重住民票に関する制度が今後どうなるかは現在まだ不透明ですが、住民票のある場所に関連する行政サービスや税の問題は、対応にも限度があるものと思っているところであります。しかし、村とかかわりを持ちながら生活する方に対しては、村づくりの場にも参加をしていただきたいと考えていますし、村に通いながら農業やその他の事業を営むという方にはできるだけ村民に近い形で手を差し伸べる必要があると思っています。

一方で、全く、あるいはほとんど村に来ない方に関しては、例えば本人が希望するのであれば、村の主催行事への参加や広報紙の配布などにより、引き続き村とのかかわりを維持していくことが必要ではと思っております。

次に、戻る戻れないを判断できない村民への対応というご質問がございました。

判断を迷われる要因については、放射能、放射線のこの低減問題、つまり除染状況を初め、自身の健康やなりわい業に対する不安、家庭環境、生活の利便性など、さまざまなものがあるんだろうなと思います、

村としては、できるだけ村の状況をきめ細やかに情報発信をし、判断材料となるものをお伝えしていくことが当面とり得る対策と思っているところであります。復興の進みぐあいや再開、あるいは実施している行政サービス、住民への支援策や村の姿を適時発信をし、戻る戻れないを迷っておられる方に対する判断材料の提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、これから議会との相談にもなることありますが、年度をある程度区切って戻りやすい状況のための支援というのも幾らか考えられるというふうに思っているところであります。

教育行政の議会のあり方について、教育長にということですが、いわゆる教育長のことが憲法に反する行為であり、あるいはいわゆる指名した責任としてやめさせるべきではないかという話もありましたので、私のほうからまずお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

現教育長は、平成25年の4月1日に改正前の地方教育行政法第4条第1項に基づきまして私から教育委員として任命をし、議会の同意を得まして教育委員会委員となったところであります。その上で、改正前の地方教育行政法第16条2項に基づき、教育委員会の互選によって教育長に任命されているわけであります。

教育委員は、同法7条4項で罷免できる、いわゆる理由を次のように規定をしております。当該教育委員が心身の事故のため職務の遂行にたえないと認める場合、または職務上

の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合ということあります。このときに地方自治体の長は、議会の同意を得て当該教育委員を罷免することができるというふうにされているわけであります。したがって、原則としてこの理由以外にその意に反して罷免することはできないと、あり得ないということであります。

私は、問責決議を受け、現教育長のいわゆる行い、動きについて、教育委員会委員として罷免すべき事柄があるか検討いたしましたが、その結果、同法第7条1項に規定する職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行は認められませんでしたので、罷免すべき理由はないとの判断に至ったところでございます。

また、3小学校を1校長体制の継続は子供たちの安全確保、教育内容の充実を意図したものであり、教育と政治のかかわりで慎重な対応が必要な事項と考えているところであります。また、本件に関しては、私に対しても、議会に対しても、保護者から「現行体制を維持すること」の要請をいただいているところであります。さらに、教育委員会の合議、学校運営協議会の確認をしていることも聞き及んでいるところであります。

したがいまして、議会の問責決議がされても、教育委員の身分が保障されておりますので、教育委員及び教育長の任にあっても、憲法に違反するものではないと私は考えました。

しかしながら、議会に対する報告がなかったということは、まさに問責決議をいただいたのは事実でございます。問責決議をいただいたことについては真摯に受けとめており、それなりの責任の所在を示したところでございます。

今後とも、教育委員会との連絡を緊密にとり、適時適切に、議会に教育行政に対する報告を申し上げてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

他の質問は副村長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、若者に対する仕事づくりと高齢者に対する生きがいのある仕事の場づくりの件についてお答えをさせていただきます。

村の将来を考えた場合、いかに若者定住につながる雇用の場をつくっていくかが重要な鍵となります。まず、村内企業には、世界的にも先進的な技術を持ち、頑張っている企業があり、そこで働く従業員もプライドを持って仕事をしていることを聞いております。村民、特に若者の就職先として期待されるところですが、残念ながら現在は村民の就職希望者が少ない状況ということあります。村は、これらの村内企業・事業所に対し引き続き必要な支援を行い、若者の就職先として雇用の確保に努めてまいります。

また、他の被災地において、復興の中で新たな起業者を呼び込んだり、企業誘致に成功したりしている例もありますので、この点についても引き続き努力をしてまいります。

一方で、村は災害前、震災前、農業、林業、畜産、酪農などを営みながら、ブランド牛である飯館牛を初め、米、葉たばこ、野菜や花卉などを栽培しながら、それらの材料を加工した加工品等をいわゆる「いいたてブランド」として、社会的に認められる特產品を製品化してきたところであります。

これらの特產品は、残念ながら今回の原子力災害で壊滅的な被害をこうむってしまい、今はそのほとんどがとまっておりますが、ご質問の持続的で社会的信頼が持てる仕事の一

つは、この「いいいたてブランド」の再生にあるのではないかとこんなことも考えられるわけであります。

汚染された土地でのブランド再生には、この先さまざまな手順を踏まなければなりませんし、風評被害対策も当然あります。そう簡単ではありませんが、できるだけ早く関係機関・団体と連携しながら、これらの産業の再生を図っていかなければとこんなふうに考えていくところであります。そして、若者を中心とする新規就農者の増加につなげ、誇りと生きがいを持って仕事に従事できるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者に対する生きがいのある仕事づくりの件ですが、避難指示が解除された場合、直ちに帰村するのは高齢者が当然アンケートなどからも多くなるのではないかなどこんなふうに思っております。したがって、高齢者に対する雇用の場づくりが当面する大切な課題というふうになるのではないかなと思っております。

まずは、当面の雇用の場としては、軽作業で仕事ができる花卉などの施設園芸作物栽培や公共施設の維持管理、あるいは地域お助け合い事業などへの参加などなど、誰でも希望すれば働くことができる環境づくり、あわせて高齢者の意向などもお聞きしながら、社会に貢献できるような仕事についても検討してまいりたいとこんなふうに考えているところであります。

8番（佐藤長平君） 1－1から議論してまいりたいと思います。

戻れない村民に対して広報活動等、村とかかわりのある事業については展開してまいりたいという話でありますが、もっと積極的な対応策というのではないのでしょうか。いろんな賠償関係もありますけれども、戻る人と戻れない人の関係で、戻れない人に対する村の支援というものを独自に考えていく必要があるのではないかなと思っているわけですが、その辺の所見を伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 一番最初につくった理念が「村民一人一人に向き合う」ということであります。非常に言葉としては響きがいいわけですが、なかなかそう簡単ではないということは常日ごろ言ってきたところであります。村が今までのように6,000人の人口でやれていければいいわけですが、ご存じのように、アンケートなどによりますとかなりの方が戻らないと決めていらっしゃる。あるいは、今思案中とこういうことであります、少なくともやはり戻った人たちにどういう手当てをするかというのがかなり今までとは違って難しさや、あるいは金額的にやっぱりかかるくるというふうに思いますので、そういう意味からすると、やはり一年一年、いわゆる戻らない方への対応支援というのはどんどんとやはり少なくならざるを得ないのではないかとこのように思っています。ただ、まだまだやっぱり村民でありますし、多分心は村のほうにあるというふうに思いますから、できるだけやはり村の情報提供し、あるいは場合によっては健康のほうのフォローをやっぱりしていくことかなというふうに思っています。それ以外、例えば村の子供でもありますから、村の奨学金を使っていただくとか、多分いろいろこれから幾らか考えられるだろうと思いますが、先ほど申しましたように、全て戻られた村民と同じという形にはやっぱりなかなか難しいのではないかというふうに思っています。これから我々も真剣に考え、またその戻らない人たちの声なども聞きながら、できる範囲で応援はさせていただ

くということだというふうに思っております。以上であります。

8番（佐藤長平君） 最近、村政を、村政と村民との関係ですけれども、どうも村長が何かを発すれば、それがまるで村民はバツ、村長がバツと言うと村民はマルと。この間も議論したとおり、鎌田 實さんの考え方でもありませんけれども、マルとバツでやっていったんでは、なかなか村政を治めることができないのではないか。三角の方法で何とか仲よく物事を決めていけないものなのか。村長自身も苦労はしているようですが、今その辺が問われているのではないかというふうに思っています。

例えば、今大きな話題は学校再開です。村長は来年3月をずっと固守しています。PTAは3年過ぎだと。マルとバツになっています。この辺もよく考えると、戻れない人の子供の転校の判断なんです。転校させたくない。ですから、自分の子供らを中学校3年までは通わせたいとこう言っているんですよね。ですから、もっと伸びしろをつくるというのか、三角形の方向をお互いに探らなければならないのではないかなというふうに私感じています。これは、戻れない人の転校ということを考えれば、あの村の再開は来春、次の年でもいいんです。問題は、この戻れない人の子供の転校をどうするかというのだから、それはまだまだ飯館村の学校に通わせたいという思いが強いんだと思うんです。そうしたらば、スクールバスは1時間以上はだめですね。だから50分ぐらいで通える範囲にやっぱり保護者の皆さんも住居を変えてもらうとか、そしてその引っ越し費用を村が単独で持つとか、戻れない人でも子供らの放射線量の関係の除染を徹底して福島と川俣と飯館が同じような状況をつくりながら、そこにスクールバスで通わせるということも私は可能なのではないかなというふうに思っています。そうすることによって単なる広報活動や行事参加でなく、一つ一つの物事においてこの帰還の中で村と戻れない人の関係をいかにつないでいくか、ここが村民に寄り添う村政ではないだろうかと私は思うのです。村長は来春に固執する。父兄は3年後だという。この争点をもう少し伸びしろをつけて、次の戻れない人にに対する村の支援策もきちんと出しながら、話し合ってお互いにまとまるような村政執行をやるべきではないかなと私思うんです。どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） よく話すんですが、ほかの災害ならいざ知らず、いわゆる放射性物質、この放射能に対する考え方は百人百様であります。だめだ、危ないという方も、その人にとっては正しい判断でありますし、いや大丈夫だという方にとってもその人にとっては正しい判断であります。したがって、ほかの災害ならばいろいろそこに強い話もできますが、残念ながらそれぞれの考え方の中でどこかではやっぱり決めていかなければならないという大変さをどこの自治体も持ちながら今進んでいることだと思います。

私も鎌田さんのバツでもマルでもなく三角という本は何回も読んではおります。多分柔軟な考え方が必要だらうということであります。そういう中で、できるだけ、やはりこういうときでありますから、その辺は柔軟にしながら、でもどこかでやっぱり決めていかなければいけやなんない。決めないで進むわけにはいかないということであります。

今一例として学校の話がありましたけれども、みんなそれぞれ自分の子供のことを考えれば、当然あと1年でいいという方も、2年でも、3年でも、5年でもというのが出てくるわけであります。それはもう私も昔は親でしたから、親として当然の話でありますが、

じや3年後に、5年後に、その人たちは全く、何というんですかね、次々と入ってくるわけでありますから、飯館中学校に今入っている人は卒業していきたい、その思い。全くそのとおりだと思いますし、飯館中学校に入っていた方に感謝をいつもしているところでありますけれども、少なくとも3年後もやっぱり飯館中を卒業していきたいという方が出てくるわけでありますから、その方が全くゼロになるという話までに待つわけにはやっぱりいかないわけでありますので、なかなか私とて少しでも寄り添いたいというふうに思っておりますが、そう簡単ではないということではないかなというふうに思います。

ただ、全て強引にやるつもりは全くありません。できるだけ理解を求めながら、あるいは環境を整えながら、どういう形がこれから村の子供たちにとっていい環境なり、あるいは判断をしていただくような形になるのかというのを精いっぱい私なりに、あるいは村なりに考えていきたいと思いますので、ぜひ議会の皆様にもご理解をいただければというふうに思っているところであります。

8番（佐藤長平君） 柔軟な対応をとるということで、でしたら、やっぱり数は少ないかもしませんけれども、放射能という大変なものを背中に背負っているわけだから、簡単にいかないというのはわかりますけれども、一方的にやるんではなくて、今まで飯館村に住んでいれば飯館村の小中学校に通わせなければならなかつたんだけれども、こういう状況の中で、川俣からでも、福島からでも、通えるというものをやっぱりつくっていったほうが私はいいと思うんです。ただ、どこまでということはできませんよね。スクールバスの運行の中で、保護者の皆さんにも、やっぱり自分の子供を思うんだったら通える範囲までご足労を願って、住まいを変えてもらって、そこから村の学校に通わせたいというそういう制度もつくっていったらいいんじゃないかなというふうに思うんです。そのための費用については村のほうで負担しますよとやっていって、なるべく来年の3月だという話と、いや3年後だという対立の中を何とかそういう方向で村と保護者の皆さんのが相みつ寄るような手立てをつくったほうがいいと思うんですけども、この際どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 大変ご提案ありがとうございます。当然福島におられても、川俣におられても、やっぱり飯館村に通っていただければありがたい話であります。ですから、川俣の一番飯館の近いところに今60戸をいち早く住宅をお願いいたしまして、今60人が完全に埋まっているとこういう状況であります。さらに、福島市内におられる方もということでありまして、残念ながら今までの市内をぐるっと回って飯館村にということになりますと、やっぱり時間的にかなりかかりますから、何らかの形で中間地点があれば可能ではないかというふうに思っています。既に2カ所はある程度話をめどをつけております。南向台あたりにできないのか、岡部あたりにできないのか、伊達あたりからも可能性としてはあるんではないかということで、それぞれ問い合わせはもう内々に私はしておりますが、まだ今その提言をいただいたわけでありますので、これからそういう話などを慎重にしながらやっていきたいと思います。そしてまた、一方で中学校ということもありますので、その辺もしっかりと環境を整えてあげたいなというふうに思っておりますので、決して全て強引にというつもりは全くありませんので、ご理解をいただければと思います。

8番（佐藤長平君） 私が提案したことなどが実現すれば、戻るか戻れないか考えている人た

ちのもう一枠になっていくのではないかなどというふうに思いまして、ぜひその辺の実現方をお願いをするものであります。

続いて、若者の定住について。

答弁にありましたように、残念ながら就職希望者が少ないという現象が起きています、菊池製作所等々について。でも、企業努力によって、被災して一旦は子供たちのためとか、あと仕事上の考え方から菊池製作所も100人くらいやめていったという話は聞いております。あ、70人かな。70人くらいやめています。その後、企業の頑張りで100人くらいは募集して雇用してきたところですが、残念ながら村民は1人しかいなかつたという非常に残念な話であります。しかし、あの村に、あの菊池製作所に99人も就職したんですよ。ですから、私はこの社会的信頼性があれば一定程度の若者定住、あるいは若者の雇用というのは可能性がうんとまたあるなというふうに見ています。ですから、当面は南相馬や伊達・福島からの通う人になるかもしれませんけれども、行く行くはそういう人らに飯舘村に移り住んでいただくやっぱり手だてをしなければならないのではないかなどというふうに思っているところであります。このことをやっぱりしていかないと、最近私ちょっと心配しているんだけれども、拠点整備とかいろんな建物ばかりどんどんしていく。我々も計画からこれ実行に参画しながら、すごいなと思っているの、この不幸の中で。ただ、それがクリスマスツリーになってはだめなんだよな。結局クリスマスツリーの松は根っこがないんだもん。着飾りはいいけれども。だから、村民がどのくらい、余り戻ってこないという中で、どういうふうなクリスマスツリーにするのか、ぜひその松だけは、すぐに枯れていく松でなくてちゃんと植えた松にツリーを飾るような仕組みを我々もつくっていかなきやならないなというふうに思っているのです。そういう意味で、この若者の雇用の場、それから若者の定住対策というのは、これから大変重要な課題だなというふうに思っているんですが、もう一度所見を伺いたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 今ご質問あったように、まだ村では大きな企業の中で働いておられる方がおられますけれども、実は働きたいと思いながらも、子供のことであるとかそういういろんなさまざまな事情によって今の菊池製作所に勤められないという方もおられるのは当然ですが、逆に村外から、今99人の話をありましたけれども、結構菊池製作所の仕事の内容を見ながら、体験しながら、菊池製作所に勤めたいという方も結構おられるようあります、現実的に。それで、村内の若い人たちに働いてもらうということもこれは大切なことですが、村外から村に働く場所があれば来もらえるというのも現実的に出てきます。ですので、仕事の内容によっては、業種によっては、よそから若い人たちが村に来て働いていただけるということが実践でわかりましたので、こういう環境の中でも来ていただけたというのがわかりましたので、今困っているのは通勤の件であります。それで、何とか村に住宅、公営住宅でも何でもいいんですが、住める場所があれば通勤時間の長さの部分でいろんなことができる。あるいは、通勤の苦労がそう重荷にならないとこんなこともありますので、早速村のほうでは今年村営住宅の改修工事に入ります。それで、空き家が結構多く出ますので、その辺のところ、村民の入居はもちろんなんですが、空き状況を見ながら、そういう若者が村に住める環境もあわせてやっていく必要があるなど

ということで、今年改修に入っています。

それから、仕事なんですけれども、私は少人数でもＩＴ産業、結構、別に東京とか大都市で仕事をする必要がなくて、今はやっぱりネット社会ですので、そういう業種も呼び込んで村に誘致をして、若者の働く場なんかもこれからは必要ではないのかなとこんなふうに思っております。既存の企業はもちろん大切にしなければなりませんが、あわせて新たな業種というのも村のほうに来ていただけるような環境もつくっていく必要があるのかなとこんなふうに思っているところですが、口で言うほど易しくありませんが、粘り強く今の趣旨にのっとった仕事の場をつくっていければとこんなふうに思っております。

村長（菅野典雄君） 今副村長から答弁ありましたとおりですが、ちょっと補足させていただきます。震災前にいわゆる旧草野小学校の校庭に住宅をつくっていただいて、菊池さんなど、あるいは役場の職員などに入っていたらどうと。つまり一般の住宅はできるだけ村民の方に入っていたらどうとという形で考えていましたから、そういうことをやろうとしたところに震災に遭ったということです。さらに、今村営の住宅のほうを考えておりますが、この前も社長とその辺の話をしました。今菊池製作所は、以前80%が村民だったのが、今60%に下がっております。そうすると、かなりの人がほかから来ているということです。やはり住宅の確保と一緒にやっていこうということで社長と話し合いをしていまして、村でつくるのもさることながら、会社もやっぱり買っていく、あるいは特者も住宅を手に入れてできるだけやっぱりほかから来た人たちが働きやすいような状況、そういうのを見れば村民の方もやっぱり戻ってくるということではないかなというふうに思っています。今特別養護老人ホーム、非常に介護人少ないんですが、北海道と九州から来て今仮設で働いてもらっているという状況がありますから、そういうところから、菊池さんにしろ、あるいはほかの事業所にしろ、そういうことはあるだろとは思いますので、それなりに手を打ったり、話し合いをしているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 農林業のほうでもこの若者定住というのを結構見込めるのではないかというふうに思っています。各行政区、復興組合ができたところ、できないところ、それから戻らない人たちの農地管理をどのように展開していくのかということで、今鋭意苦労しているところですが、この辺にも若者定住というものを私は考える必要があるのではないかというふうに思って、菊池製作所でもそういうことが起きているわけだから、この農業の復興、あるいはブランドの復興についても、そういう努力を村政の中でいろんな支援をしながら展開すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） まさしくそのとおりだと思います。国のほうの施策としても、新規に農業に参加したいという方の支援などもいろんな形で出されているようではありますから、すぐにどうなるかというのはちょっと不透明ではありますけれども、いろんな形で村外の、あるいは都市部の若者が田舎暮らしの体験を、そっちこっちで事業もやっているようありますので、どういう形がいいのかわかりませんが、新規就農したい、あるいは林業の仕事をしたいとこういう方をできるだけ呼び込む具体的な支援策というんですかね、その辺は村としても詰めなければならないなというふうには思っております。特に、農業に対する

る若者の希望というのは結構多いみたいなんですね。普通のサラリーマンから土いじりではないんですが、農業を体験したいという若者もふえているようありますので、いろんな形をとりながら、一人でも多く若者が村に来てそういう農林業が営めるような環境をつくっていければというふうに思っております。

8番（佐藤長平君） 3点目の教育行政について、教育委員会のあり方が変わって、教育委員会の定例会の議事録を見ますと、これからは新しい教育委員会制度ということで、総合教育会議でやっていくんだそうです。ですから、その法改正の後ですから村長が答弁なさったのかなというふうに思っているところでありますので、このことは村長に再質問してまいりたいと思っています。

先ほども述べたように、26年の3月定例会から12月18日の定例会までは教育委員会は教育長の問責決議について、あるいは村長の減給処分について何ら報告も合議もされていないんです。私も今まで何やっているんだということで質問しましたけれども、教育長からは、3月から12月まで何やっていたんだと言つたらば、何も答えていません。私、その後もいろいろずっと眺めてみると、問責決議が何で起こったのか、村長の減給処分が何で起こったのか、多分こここのところだと思うんです。多分教育長はこここのところでボタンをかけ間違ったんです。議会に報告することをしなかつたためだと言つているけれども、違うくて、今までの村内の学校教育のあり方、基本的な流れ、基本的なところを勝手に変えちゃったんです。これに減給処分と問責が出たんです。本当は村長から提案あったでしょう。2人で減給処分をしましよう。議会は、村長は減給処分だけれども、教育長の責任は重いのではないかということで、問責という一番下の責任を負わせたんです。このときはやめろと言っていないんです。つまり小学校の校長3人に変えたというのを速やかに原状回復をする必要があったんです。これは全ての法律、全ての制度、約束の中で当たり前です。この後、今度最初のボタンがかけ間違っていたものだから、今でも教育長はあの問責決議は議会に報告しないでやっちゃったからだというだけしか思っていないんです。どのような法律制度の中でも、1回間違ったことをやった場合には1回原状回復しなければならないんです。そうしてもう一回我々に提案しなければならないんです。2年も置いて、PTAが1人でいい、一番最初のところが間違っているんですよ、これ。だからこんなになっちゃうんだよ。あなたも悪いよ、これ。これだけ任命責任があつて何もこれさせていなかつたんだもん。この間、忘れましたという話もあつたでしょう、3月のとき、4月のとき。あなただって県の教育委員会に行つたんですよ、これ、原状回復のために。何でそういう努力をしなかつたんですか。だから、今こういうふうになって問題が大きくなっているんだ。これは私の責任もある。これ言つてきたから。きちんと私も追及できなかつた反省があります。何でこの問責を受けたの。抗議拘束はありませんなんて、お前、ふざけたこと言つているんじゃないよ。それを言つちやあおしまいなんだよ。議会軽視なんだよ、それは。問責決議が拘束力がない。やってるこれは、村長の不信任案なんだよ、これ。憲法違反にしていないなんて言うけれども、議会の立場を全く無視してやってきたんだよ。あなたは仲のいい人にだけそんなことをやつているのか。あなたも議会もきちんと県の教育委員会等々に段取りをしたでしょう、原状回復のために。何でその後さぼつたんですか。

議事機関としての議会、全く無視しているんですよ、これ。同等でも、同等でないというところも譲る。執行権限のほうが上回っているという判例もあります。だったら、何で再議とかなんとかの方法でやらなかつたの、これ。今ごろになって1人でいい。その責任は26年3月のときに発生したんですよ。こんな職務怠慢を許すわけにいかないでしょう、議会としては。あんただって校長3人って、かけずり回ったでしょう、あのとき。何でのとききちんとやらなかつたんですか。答弁いただきたい。だから私は憲法違反だと言っているんだよ。議会をこれだけ無視して、どうなんでしょうか。

村長（菅野典雄君）いろいろ聞いていらっしゃる方も、傍聴の方もありますから、一方の話だけですと誤解を招きますので若干話をさせていただきます。避難によって3つの小学校が仮設に入られたのであります。残念ながら場所が狭いために草野小学校と白石小学校は幼稚園も一緒だったということもあって一緒に前の校舎に、そして後ろに飯樋小学校の校舎ということで、1年か2年やっていただいたんですが、内部からやっぱりこれだけやはり狭い中でやるとなると校舎を分けてはいかがなものかということで、今はそれぞれの学校はそれぞれ独立はしながらも、少なくとも校舎を分けるんではなくて1年の草野小学校・飯樋小学校の隣に飯樋小学校の1年生があると。これは内部から出た話であります。ですから、少しでもやっぱりいい環境で子供たちを育てたいという内部からの環境でどんどんとやっぱり変わってきているということであります。いざ何かあったときに、いわゆるそういう中で3人の校長先生がいてはいかがなものかと。やっぱり最終的にいざとなつたらば統一がとれないこともあるし、それぞれ遠慮をする、みんなそれぞれの長でありますからそういうこともあって、3人を1人にということでやつたわけですが、人事案件ゆえにそう簡単には言えないなというふうに思つて皆さん方に遅くなつた。ですから、その3人を1人というのはもっと早く言ってもよかつたし、それができたんではないかというところで我々はやっぱり非を認めて問責決議なり減給をさせていただいたということであります。それで3人をという話、もちろん皆さん方の議決は大変大切だということでありまして、私も教育委員会のほうに足を運んだんですが、やっぱり現場の声を最大限尊重するのが我々の務めだと県のほうから言われておつて、そうしますと少なくとも今の体制のほうがはるかにいいというのがどこからも声が上がってきているし、県も今あちこちの自治体がいわゆる三つ四つ一緒になっていて三人四人校長先生がいるということはいかがなものかという流れになつてきているということになりますと、どうしてもやっぱりなかなか今改めて逆の3人にするという話にはならないということで、皆さん方にもお話をさせていただいて、一番のご理解をいただいたということであります。いずれにしても、議会を軽視するつもりはありませんけれども、今までですと我々でさえも教育の人事権には声が出せない、あるいは手は出せないというところでありますので、やはり教育の現場にできるだけやっぱり沿っていくしかないということではないかなと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思つております。

8番（佐藤長平君）先ほどは問責決議と村長の減給処分について批判をしました。先ほども言いましたように、その1年間の中で、今の村長の話は現在進行形の話をしているんです。現在そういうふうな動きになっているから、あのとき変えなくてよかったんだなという話

なんです。でも、あのときは違ったでしょう。あなたたって県の教育委員会に行って、来年から3人にしますと言われてほっとして帰ってきたんでしょう。原状回復の努力はあなたはしたんだけれども、こっちがしなかったんだよ。そこをまずボタンのかけ間違いをこの方はやっていたんだよ、これ。あなたの思いとは違って。この間忘れましたと言ったべ。忘れねがつたんだべ。証拠が出てきて。今言っているようなことは違うべし、あなたが言っているのは。あのときはそういうことだったんだべさ。それに向かって、きちんと原状回復に対して、この人は、教育長はやらなかつたんだよ、この事実からして。だから、今議会と執行行政の中でどういう権限があるのかということで私憲法を選んだと言っているんだ。今のは言いわけなんだよ。

その後、3月の当議会の発議4号3校3校長復籍に関する特別決議、これのときだってきちんと議論をしたんですよ。そして、きちんと議論をしたから全会一致でこの特別決議が可決されたんですよ。その説明を教育長は今度教育委員会でこれやっているわな。県の教育事務所が決めてからとか、問責決議はこのとき言っているんだよ、これ。3月議会であなたが答弁したのと違うんだよ、これ。問責決議は3人から1人とした責任ではなく、その話を事前にしていなかった問責と認識しています。質問したのは佐藤長平議員だ。なぜ3つの学校を1つにしなければならないのかではなく、3人の校長を1人の校長兼務にしなければならないのか、法的に訴えてまいりたい。基本的に、この特別決議は拘束力がない。来年3月に問責決議がまた出てくる。特別拘束力ありません。不信任案決議が出る。教育長としての体制の不信任決議、これは特別な拘束力はありませんなどなど、これ教育委員の皆さんにお答えしていたお話でございます。

この辺から大分エスカレートしていって、この後、4月3日ですか、27年4月3日、これ臨時教育委員会。小学校の校長と名下の法規的見解なんていうのを配付をして、わけのわからない議員さんが多いとかという話が出ています。そこからまたなかつたんだが、4月でしょうか、教育事務所に我々が要望書を提出する。小学校1人体制の要望ということがPTAから出てくる。このときだって、県の教育委員会の今までの問責決議出てから今までのどういうことがあったんですかという聞き直しを私たちがしたんです。あなたが答えないから。ただ要望だけで行ったんではありませんよ。だから、みんなで行って議事録まで残しているんです。

9月28日、9月の議会に私といろいろやり合いがあった。私は議会を無視したということで、県の教育委員会には伝えていないものだから怒られたという話がここに出ていて、同調するのは佐藤八郎議員と渡邊 計議員。いいわな。この後、決算とか予算に賛成しない議員。何だ、これは。こんな侮辱の仕方しているんだと。議会を知らないおんちゃんが。賛成しなくとも、それは議決された以上、議会の意思なんですよ。だから、問責も特別決議もこういう感覚で見ていましたということなんです。いつも反対するのは長平議員。佐藤長平議員ではなく、民主主義を求める人は自分は民主主義ではないと、相手に謝罪を求める人は自分は必ずも謙虚でないと何かで読んだことがある。前の教育長だか組合関係者だかの文書を読み上げる。長々と文書に反論する記述ある。法律に基づいた所見たそうだ。パワーハラの反論を1つだけしていました。教育長、私と佐藤長平議員がこれだけ長くやりと

りしているのに、1つとしてないのが教育の質をどう向上させるかという質問だ。佐藤長平議員は学校に余り来ていない。その次、議会が進まないということで、28年4月からはそれぞれの学校に校長を配置してほしいと議会から要請のあったことを県教育事務所に伝えますとなりました。教育委員さんに全部これ説明していたんですよ、これ。佐藤長平議員は学校運営協議会にも反対しました。土曜授業にも反対しました。佐藤長平議員から暴言、恫喝を受けました。私は、弱い者に対しては恫喝、暴言はいたしません。あなた方と私たちは対等な立場だからなんです。ややもするとあなたが独断専行するから、そのときに恫喝、暴言をするんです。私は、一貫してそういう政治信念のもとにやってきました。村長が一番わかっているとおり。こういうことを裏のほうでやっている教育委員をやめさせることができない。村長、反論してくださいよ。

議長（大谷友孝君） 長平議員、持ち時間は11時33分までですので、ご理解いただきたい。

村長（菅野典雄君） ちょっとまた誤解もあるようですが、私も皆さん方からいただいた、また3人に戻すという話を県の教育委員会のほうに足を運びました。最終的にやっぱり教育委員会から言われば3人にするのをやむなしですとこういう答えをいただいてきたところですが、その過程で、現場の教育委員会は多くの人たちが非常に今1人で順調にいっている、それを望んでいるということありますので、なかなかやはり3人に改めて元に戻すという形はできないと、こういう現場の教育長なり教育委員会の、あるいはまた学校運営協議会の判断ですから、我々は行政として、確かに全体としては行政の責任でありますけれども、教育委員会の主体性、学校の主体性、あるいは保護者の声を最大限やっぱり大切にしていくということではないかなというふうに思っています。以前より間違いないいい形に進んでいるということをぜひ現場に足を運んで見ていただければおわかりいただけるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

8番（佐藤長平君） じゃ、最後に挨拶だけ。

この問題で、私も力及ばず、村長も教育長も私の議会人としての発言、全く尊重していただけなかった。あなたもあなたなりにそれを認めてきた責任があります。教育長がやめたからといって、その責任免れない。ここに来て、こういう状況になって、その発信元をつくったのがこの佐藤長平であります。よって本日をもって会議規則99条の規定によって、この議会を自粛をさせていただきます。その理由をきちんと著してありますので、同僚議員の皆様方、ぜひ議決を願いたい。

改めて、この菅野村政執行部と意見が分かれましたので、あしたから10月の村長選挙の準備行為に入らせていただきます。そのことを申し上げて、私も責任をとらなければならないと思いますので、これからも執行部の皆さん方、議員の諸君の皆様方、後の議会と教育界のあつき等々、收拾を願うようにお願いを申し上げまして、私26年6ヶ月、最後の一般質問をこれで終え、議員を辞職いたします。よろしくお願ひします。

議長（大谷友孝君） ただいま佐藤長平君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。佐藤長平君の議員辞職の件を直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午前11時32分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 1時10分）

議長（大谷友孝君） お諮りします。佐藤長平君の議員辞職の件を直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤長平君の議員辞職の件を直ちに議題とすることに決定しました。

佐藤長平君の議員辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 朗読いたします。

議員辞職願理由書。

天下国家の法遵守の責務に議会人として努めたが、真意は届かず、信なくば立たず、ただひたすら不条理のまま職責を続けること私の26年6ヶ月の政治信条に反するため、本日飯館村議會議員の辞職をもって本議会と教育界のあつれき收拾を願い、村民に議会人の責任を負う。

以上であります。

議長（大谷友孝君） お諮りします。佐藤長平君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤長平君の議員辞職を許可することに決定しました。

引き続き一般質問を行います。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 村民の思い、願いに応えるために4項目15点について質問、提案をするものであります。

あの大地震と原発事故から5年がたちましたが、事故は終わるどころか今なお続き、被害は拡大しています。放射能汚染水は1日550トン増加し、溶け落ちた核燃料の状態さえわからぬままで、収束とはほど遠い状況にあります。オール福島の声、県内原発全基廃炉には、安倍政権は事業者が判断すると答えておりますけれども、東京電力の株式の過半数は国が持っております、国が政治判断すれば解決できる福島県民の声であります。

この間の村民によるADR申し立てを初め、あらゆる面で早く、安く終わりにしようとしている加害者の責任放棄は許されるものではありません。この国の流れを見ると、やっぱり原発にあくまでもしがみつく政治だと言えます。原発事故が起こされたときから、こう考えますと、加害者の役割と責任からして、被害者の方々の支援に当たっては分断する線引きや態度、期限切れを理由にした切り捨てをしないで、ふるさとに戻りたい人も、戻

れない人も、被害を受けた方々が生活と生業を再建できるまで等しく支援することが必要なのであります。私たち村民は、飯館村で生活して未来を見据えて家族、地域コミュニティーの中で暮らしていくだけなのであります。その中の原発事故であり、100対0の被害者であります。村政にかかる者として、6年目を迎える今だからこそ、村民の代表である村長に被害者代表としての所見を伺います。

大空から村全面積230キロ平方メートルに降散された放射性物質、いわゆる危険毒物についてですが、受けた被害の実態を村としてつかむことがスタートであります。そして、もとどおりの自然環境とするための除染の成果と完全除染のための取り組みが重要であります。この間の除染により確認された汚染物量を予算決算を示すとともに、減容化状況と山積みされた放射性物質の搬出計画をお伺いします。

この原発事故での最大の心配事である村民の健康と被ばくした人体についてですが、加害者の国が事故前と後で安全基準値を変えて事故を起こした加害者の都合のよいものにしていますが、人体への健康、食品、労働者などの基準の推移を示すとともに、安心・安全のための施策を伺います。多くの村民が放射線により被ばくした事実がありますが、この実態を明確にして発病・重症化防止のために早期発見・治療の必要性があるが、被ばくの真実をどのように調査・分析されたのか伺います。

その上に立って、村民の健康増進と検診、予防の充実が重要となる6年目であります。その施策内容と実施計画を伺います。

今までの村答弁の安全基準は除染目標値と管理区域での線量値の年間5ミリシーベルトとしているが、危険毒物を村中にまかれたからと国際基準や原子力規制法など国内法による公衆の年間線量限度が年間1ミリシーベルトをきちんと守るべきだし、加害者の東電、国にきちんと要求すべきであります。

村が避難解除を求める年間5ミリシーベルトでの村民の生活のあり方を示すとともに、人間らしい暮らしは家に住むだけでなし、診療所とコンビニがあるからではありません。きちんとした人間らしいインフラ整備の考え方を伺うものであります。

村民合意なしで避難解除について新聞発表された村長のいう村民の生活、もとどおりの生活について伺うとともに、憲法が生かされた生活となるのか。避難は移住生活でもあるし、この5年間での村民の思いをどのようにつかみ、村民に寄り添っているのか伺うものであります。

村に戻ってうちに入っていれば生活ではありません。生活は、経済と結びつくし、勤勉な村民にとって、この解除のあり方では労働も収入・所得も、コミュニティーなどなど、達成はできないし、損害賠償の継続が必要であります。このような村民の声に被害者の代表として答えていただきたい。

先ほど述べましたが、原発事故での加害者と被害者の関係は100対ゼロの関係にあります。加害者が一方的に責任、役割を放棄することは間違いであります。まして被害者代表の村長が避難解除・学校再開を村民の合意、議会の合意もなく公言するのは間違いであります。

これから村政のあり方は、6年目に入る今だからこそ問われるであります。村民一人一人の生活復興実現のために重要である4点について提案をいたします。

村民の望む、求めるような村とするために、原発事故を起こした加害者に責任と役割を求め、100対0の加害者責任を果たさせること。

原発事故の数ヶ月はやむなしのこともあるが、事故前までに村民とともに築き上げてきた村づくり、協働の村づくりの早い復活が必要なのであります。どこまでも村民合意よりも加害者との合意を優先し、数多くの機会あったのに村民が主人公を貫けなかつた行政執行を改めるべきであります。

村民の英知、飯舘村への多くの支援者の英知の結集を進め、民主的で平和で生存権、基本的人権が認められる村民一人一人の復興を実現させるべきであります。

原発事故以後、一貫して申し述べた飯舘村として自主独立の調査、仕事づくり、ビジョンづくりが6年目の今こそ、今だから必要であり、多くの村民から求められています。本当の意味で村民に寄り添う、村民とともに歩む行政執行を強く求め、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点大きな項目がありますが、2点目に5つのご質問がありますが、5つ目の最後の放射線管理区域は年間5.2ミリシーベルト相当であるとしているが、村の除染目標も5ミリシーベルトとしているが、管理区域での村民生活のあり方を示せというところからお答えをさせていただきます。

除染後の村内での村民生活のあり方について、村としては「村民の放射線に対する不安解消にしっかりと努め、安心して暮らしていただける環境づくり」、これが大変重要だというふうに考えているところであります。

その対応として、まずは生活圏の空間線量の低減を図るため、現在進められております面的除染や局所対策工事などで、できる限り空間線量を低くさせる徹底した除染を国に求めてまいったわけですし、これからも同じでございます。

次に、村民の方々に村内の空間線量の現状を知っていただくため、村独自の各行政区の宅地、農地の定点モニタリング調査を継続し、さらには国・県・村で設置する村内のモニタリングポスト、これまで53あったんですが、村独自で今回88をつけまして、地域の方々に空間線量の周知を行っていきたいというふうに思っています。その結果などについては、お知らせ版やホームページ、タブレットなどで広く村民に公表してまいりたいと思ってい

るところであります。

また、新年度の新規事業として帰村を希望する村民への個人積算線量計の貸し出し事業による個人被ばく線量の管理や村内空間線量マップの作成による各地区の空間線量状況の公表、村民が農作物や食べ物の放射線濃度を簡単に測定できる非破壊式の食品放射能測定器の整備などを行い、村民の放射線に対する不安の解消にしっかりと努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、避難解除と損害賠償についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、避難解除後、すぐに村に戻ったとして、震災前と同等の生活が営めるということはなかなか大変だろうと思います。しかし、「との生活に戻らないからだめだ」となれば、そこから一步も前進することはできないというふうに思っております。との生活に戻れない中で、いかに前進させるか、自分の暮らしをどうするかという視点

に変えていけば、いろいろな選択肢が検討できるものと思っているところであります。

つまり常に前を向いて行動すれば、そこにはおのずと何らかの、満点ではありませんけれども、道は開けるということではないかなと思っております。この視点に立って今後も村づくりを進めてまいりたい、あるいは村民の生活を守っていきたいとこのように思っております。

また、帰村後の収入確保のためのいわゆるなりわいがありますが、農業、商工業も含め、国などによる補助金・交付金に加え、目の届かないところを村としても応援をしなければならないということで、「陽はまた昇る基金」というのを用意しておりますので、それらを活用しながらしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思っております。

次の2つ目の質問ですが、昨年6月に福島の復興指針改定を閣議決定がされまして、居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示を遅くとも平成29年3月までに解除する方針が示されたところでございます。

なお、避難指示解除に当たっては、帰還できる環境、つまり除染の徹底であったり、生活インフラの整備であったり、雇用の確保などが一定程度整備されることが条件となっているところであります。

したがって、解除までにこれらの諸条件が整備されるよう、国にしっかりと求めてまいりたいというふうに思います。

なお、村では従来から賠償から生活支援的な制度、賠償もしっかりといただきながら生活支援的な制度を早く確立するよう求めておりますので、引き続き要請してまいりたいというふうに思っております。つまり今議員ご質問のように、解除になったからそれで終わりということではないというふうな認識を持って今のような要望をずっと言っているところでございます。

次に、避難指示解除時期及び学校等の再開時期であります。

国の第5次提言における、遅くとも今申しました平成29年3月までに帰還困難区域を除く避難指示区域の解除を目指すという方針を受け、村もそこに目標として帰村の準備をする旨をお話をしているもので、決定事項としてお話をしているものではありません。

学校再開の時期も、村は平成29年4月と方針を示しておりますが、学校等再開検討委員会の答申、学校や保護者の声などを十分聞きながら、最終的には議会、また教育委員会を初めいろいろな関係者と相談させていただき、決定してまいりたいと考えているところであります。

なお、村民の合意もなくということありますが、佐藤八郎議員のようにまだ帰れないという方もおられますし、早く帰してほしいという方もおられますので、村民の合意というものはなかなか難しいことであろうと思います。我々としては、最大限の努力を図って村民が戻りやすい環境づくりに努力をし、両者のところを十分考えた上で、ある程度のところで決定をして村民に将来の見通しを見せていくということが大切なことだろうとこのように考えているところであります。

他の質問、たくさんございますが、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問1の放射性物質降散についての3点について、関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の降散された物質の種類及び動植物と人体への影響などについてであります。原発事故により拡散された放射性物質は31核種と言われており、現在村内に実在している放射性物質は、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムの3種類と考えております。

次に、これらの動植物と人体への影響、調査方法と実態であります。まず人体については原発事故後の放射線による健康被害状況を判断するため、今まで甲状腺検査と内部被ばく検査を実施しておりますが、悪性または悪性疑いの村民の方はいないとの結果が出ております。

次に、動植物の調査であります。村では平成23年から食品放射能測定機器を活用して独自にその検体の放射性物質濃度測定を実施しております。その結果、植物の木の実や野菜などは全体的に減少傾向にありますが、キノコやコシアブラなどにおいては、まだ高い濃度で横ばいの状況であります。

また、動物では、平成23年度からイノシシの肉、20検体を測定しておりますが、原発事故後の経年による減少は見られず、最小でキログラム当たり2,175ベクレル、最大でキログラム当たり1万5,160ベクレルとなっております。

次に、2点目のものとの自然環境とするための除染のマニュアル、成果と今後の取り組みについてであります。まず除染マニュアルであります。現在の除染は国の除染ガイドラインに基づき、削り取り、客土、拭き取り、高圧水洗浄、堆積物除去などの除染方法により、宅地、建物、農地、道路、そしてその周辺の森林など、生活空間を面的に除染をしております。

その成果であります。除染を開始した平成24年10月から平成27年8月までに完了した箇所での低減率は、1メートル高さで宅地は56%減、農地は50%減、森林は32%減、道路は43%減ということであります。

次に、除染の今後の取り組みであります。国は、本年4月から除染作業がスムーズに再開できるよう、除染作業員を投入して開始する予定であります。

また、除染を完了した宅地については、国が事後モニタリング調査をし、局所的に高いところは局所対策工事を平成28年度末までに完了する計画であります。

農地除染については、平成28年度中に未実施エリアの農地の表土削り取りを完了させ、客土、地力回復工事についても、できる限り完了をさせる計画であります。

あわせて、森林、道路についても、平成28年度末までに完了する計画であります。

村としては、生活空間の空間線量ができるだけ低減するよう、国に徹底した除染を求めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の除染から発生した汚染物量、減容化状況と搬出計画についてであります。まず行政区ごとの汚染物量、いわゆる表面削り取りをした土壌廃棄物のフレコンバッジ数でありますが、除染を完了した農地は1,521ヘクタールで、98万8,587袋が発生してお

ります。

行政区ごとの数量については、後ほど議会のほうに資料を提出させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、減容化状況であります、蕨平仮設焼却炉において本稼働から2月末までの実績は、1,657トンとの報告を受けております。

次に、仮々置き場等からの減容化施設への可燃廃棄物の搬出計画であります、昨年の10月に搬出計画について国と協議をしております。

その内容については、最初に自衛隊や内閣府、農水省で実施したモデル除染で発生した廃棄物から搬出し、その後に二枚橋・須萱、臼石など、先行して除染をした5行政区、次に仮置き場や減容化施設設置でご協力をいただいた小宮、蕨平の2行政区、その後残りの12行政区から搬出する計画となっております。

現在までの搬出実績であります、昨年11月から搬出しており、2月末までの実績は1,332トンとなっております。

以上でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） 私からは大きな2番の村民の健康と被ばくした人体についてのご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の人体への健康・食品・労働者の基準、安心・安全のために実施することを示せのご質問にお答えします。

まず、健康・食品・労働者の基準についてでございますが、基本的には大きく変わってはおりません。平成24年4月から食品中の放射性物質の基準が年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げられ、それをもとに基準値が設定されました。また、報道等によりますと、原子力規制委員会において緊急作業時の被ばく限度をそれまでの100ミリシーベルトから200ミリシーベルトに緩和したという内容は承知しているところでございます。

これらが主な基準の見直しのものでございますが、村といたしましては、引き続き、甲状腺検査、内部被ばく検査、そして基本健診等が受診できる体制等を維持し、村民の皆様の安心・安全につながるよう努めてまいることが一番大切であると考えているところでございます。

次に、2-2の被ばくの真実をどのように調査・分析されているのかについてのご質問にお答え申し上げます。

原発事故後、福島県では放射線による健康被害の状況を判断するために甲状腺検査と内部被ばく検査を実施してきたのはご承知のとおりでございます。村においても、ホールボディカウンターを指定管理者であるあづま脳神経外科に設置し、内部被ばく検査と甲状腺検査を毎年受けることができる体制を整えているところであります。

内部被ばく検査につきましては、受検者全員が預託実効線量は1ミリシーベルト以下という結果が出ているところでございます。

甲状腺検査につきましては、A2、B判定の方については、医師の指示に従い再検査を実施し、経過を見ているところですが、今までに悪性のC判定の甲状腺がんの方はおり

ませんでした。

県と県立福島医科大学による「県民健康調査検討委員会」の報告によりますと、いずれの検査につきましても、「これまでの知見で判断すれば現時点での放射線の影響は考えにくい」との見解でございます。血液等の数値につきましても、「放射線被ばくの影響で起こり得る異常などは現在までにその兆候は見られない」という所見が示されているところです。

ただ、ご案内のとおり、放射線被ばくの影響は継続的・長期的に見守っていくことが大切でありますので、今後も検査の実施体制を維持し、安心・安全の確保と村民の不安解消に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、3つ目の村民の健康増進と検診、予防の充実が重要な5年目となっているというご質問にお答え申し上げます。

震災による原発事故からもうすぐ5年が経過するところですが、長引く避難生活による生活スタイルなどの変化から、健康にさまざまな影響を及ぼしている状況でございます。

震災以降、県民健康管理調査を含め、集団健診と医療機関での健診を実施し、病気等の早期発見や早期治療につなげてまいりましたが、今後も同様の受診体制を維持し、継続的に健康状態の把握に努めてまいりたいと考えております。また、保健師、栄養士による家庭訪問や精神科医師による健康相談会、戸別訪問も継続して実施してまいりたいと考えております。さらに、村民の放射線への不安を取り除くために内部被ばく検査や甲状腺検査も引き続き実施してまいります。

そのほか仮設住宅や公的宿舎等でのサロン活動、借り上げ住宅等に入居されている方を対象とした「しあわせカフェ」等も引き続き開催し、避難生活が続く村民の健康を見守ってまいります。

最後、4つ目のこれ以上被ばくしないために線量限度1ミリシーベルトを最低厳守すべきであるとのご質問にお答え申し上げます。

国際基準でいう年間被ばく線量1ミリシーベルトという考え方ですが、国際放射線防護委員会が平時における自然放射線や医療放射線による被ばくを除いた被ばく量の線量目安として勧告している値であり、ご承知のとおり、この1ミリシーベルトが安全と危険の境界を意味するものではございません。

村といたしましては、内部被ばく検査の実施、県民健康基本調査の推進、線量計の配布事業等を実施してございますが、少しでも個人の年間追加被ばく線量が低下するよう、また生活パターンなどから自分の被ばく線量を個人の村民の方に把握していただくなど、放射線リスクへの関心が低下している時期でもあり、今後広報紙等により、より啓蒙を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、4点目の村民一人一人の生活復興について、4項目ありますけれども、関連がございますのでまとめてお答えをいたします。

初めに、4-1の加害者に責任を求め、役割を果たさせることというご質問についてでありますが、今まで除染や賠償、生活インフラの整備、生活支援対策などについて、

責任を果たすよう、加害者である国や東京電力に対し求めてきたところであり、今後も引き続き要請をしてまいります。

次に、4-2の村民が主人公を貫ける行政執行についてであります。

もとより村の復興には行政の力だけではなく、村民の協力が不可欠であるというふうに思っております。村民が主役となって行う村づくりは、まさに復興の原動力となり得るものであります。

村としては、これまで村民が主体的に復興、村づくりにかかわれるよう、行政区ごとのワークショップであったり、懇談会であったり、いろんな村民との触れ合いの場を開催をしてまいりました。また、意見を聞く場も多く設けてまいりました。これらの懇談会や意見を聞く場などからいただいたご意見・ご要望等については、各種復興行政に取り組んでまいったところであります。

今後につきましても、今まで同様村民が主役となって村づくりにかかわれるよう、取り組んでまいります。

次に、4-3の村民の英知、多くの寄り添って支援されている英知の結集を進めというくだりのことですが、今回の災害は原子力災害という今までに経験したことのない災害からの復興ということで、村は、村民の生活再建、生活復興に当たり、これまで国や県、その他関係機関と連携・協力をしながら行政を進めてきたところであります。また、懇談会や各種会議等の場で村民の皆様からもさまざまな提案やアイデアをいただきてきましたところであります。

さきの質問でもお答えしましたとおり、このたびの復興は到底村行政単独では、なし得ないものであり、村民を初め、国・県・関係機関、さらには村を応援していただけるさまざまな方々からご意見やご提案に耳を傾け、取り入れていく考えであります。

これら内容を柔軟に、また有効に活用しながら、村民一人一人の復興につなげてまいりたいと考えております。

次に、4-4の自主独立した調査、仕事づくり、ビジョンづくりの件であります。

村は、村民の意向調査に関しては、震災以降、独自の調査、それとあわせて国・県と合同で行う調査などを続けてまいりました。

また、その他生活支援や産業復興に関連する調査につきましても、復興交付金等を活用しながら、必要な調査を進め、これら調査結果を踏まえながら村の復興計画や復興事業の内容、時期、規模などを定めてきたところであります。

今後も、仕事づくりやビジョンづくりを進める上では、村独自の必要な調査を行って、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 何十点か確認してまいりたいと思います。

現在村内に実在している放射性物質は、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムの3種類というふうに考えていらっしゃるようなので、この3種類については村民の体のどこにどのような影響を及ぼすというふうに考えておられるのか、お伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほど答弁いたしましたように、実在しているのがセシウム、

ストロンチウム、プルトニウムであります。先ほどお答えしたように、原発事故のあつた際にはプラントのほうから31核種が拡散したと聞いておりますが、あの今先ほど申しました3種類以外は半減期等があつたりしまして、今のところ実在していないということです。それで、国のはうで平成23年9月と、あと24年8月に2回ほど被災地のほうの土壤を調査しまして、その結果について報道等で発表されているという状況であります。村内におきまして検出されたプルトニウム、あとストロンチウムについては、沈着量が微量であるということで、身体への影響はかなり少ないというような発表を聞いているところです。

以上であります。

7番(佐藤八郎君) 議会でもストロンチウム、プルトニウムがあるということを発表されて、政府が10人までは来なかつたですけれども、それ近く来て説明して、微量なので影響ないというお話をありましたけれども、プルトニウムについては肺や骨、肝臓にたまる、ストロンチウムについては骨に、セシウムについては腎臓や肺や筋肉、骨にたまるというふうに言われています。微量と。だから、ない。体に影響がないだろうというふうな加害者の説明です、それは。村でのきちんとした放射性物質の確認をされていないので、そういう意味では加害者言いなりのことしかならなくては、村民の健康が本当に守られるかどうか心配であります。

さらに、このイノシシの肉、最大1万5,160。村民の方、独自に検査されたイノシシの肉はもっと大きい数字も出ていますけれども、この出された、今答弁された数値は、どこに求めて出た数値なんでしょうか。

除染推進課長(中川喜昭君) イノシシの肉につきましては、先ほど答弁したように20検体ほど調査したということですが、これは村民の方がイノシシをとられまして、実態を調べてほしいということで、村の食品放射能検査機器で測定したデータでございます。以上であります。

7番(佐藤八郎君) 続きまして、3点目になりますかね。除染についてですけれども、局所的に高いところの対策工事を28年にやって完了するんだと。この高いところは村民が自分で測定した結果に基づいて応えていくというふうになるんでしょうか。

除染推進課長(中川喜昭君) この局所対策工事の進め方でございますが、一応宅地と宅地周辺の除染については26年で大部分が終わりまして、27年の6月ころまでかかっているところもありましたが、一応終わったところについて、除染に対しての直前のモニタリング、あと除染が終わった後の直後のモニタリングをして、ある程度の一定期間が過ぎた中で再度事後モニタリングという調査を環境省がすると。そこで、1センチ当たりの数値を見まして高いところがあれば、その部分を高いところをホットスポットと選定しながらやるということで、あくまでもこの局所対策工事については国のはうの測定した部分でございます。

ただ、一方、やはり村としても心配という部分なり、検証ということで、ガンマカメラでも撮影しておりますので、その部分でもやはり今回報告会等を行っておりますが、やっぱり局所的に高いところもあるということで、そのデータも環境省のはうに提供しながら、

局所対策の工事の参考にしてほしいということを申し上げているところであります。

なお、村民の方がもしも帰った際、線量計等ではかられるところがあれば、局所対策工事等が入る際にはその地権者には必ず了解をもらいながら入るということでありますので、その辺のお話もしていただけるような部分についても国のほうとしての幅を持つよう

にというふうに話をしております。以上であります。

7番（佐藤八郎君）　ただいま答弁でありますけれども、役場でよく「徹底した除染、徹底した除染」と言うんですけれども、私は完全除染という思いなんですけれども、それは同じ意味だというふうに理解していいのかと、やっぱり加害者が高いところと認めないと局所対策工事はやらないということになりますか。それとも、ほとんどのうちの方のガンマの結果を見ますと、ほとんどの方が赤い箇所があるんじゃないかなと思うんですけれども、それを全部対応されるということになりますか。

除染推進課長（中川喜昭君）　まず、1点目の完全除染と、あと村が言っています徹底した除染ということですが、今回、面的除染をして、例えば土であれば5センチ剥ぎ取りというのが国の手法になっているということであります。やはり100%、多分完全というのが100%除去というふうに私自身捉えておるんですが、今回の面的除染ではなかなか100%の除染は難しいかなと。しかし、そういう中で、やはり取り残しがあったりという部分、あとは局所的に高く、雨だれがあったりとかそういう部分で高くなっているところ、そういうところもやはりホットスポット的に高いところがあれば取ってもらうという部分で、完全までは難しいかと思うんですが、やはり線量のあるところ、根源を探して除去してもらうという部分での徹底した除染というふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

あと、加害者といいますか環境省が高いと認めなければやらないのかということであります、工事発注は国という部分がありますので、国が決めたとおりだと言わわれればそういう形になるかもしれません、ただ私、村としてはそういうことは聞いてもいられないという思いもありますので、やはりどの場所が高いとかそういう部分も村にも情報をいただきたいという話もしておりますので、今後進める中で再度強く言いながら一件一件の局所対策工事について把握できればなというような思いをしております。

あと、ガンマカメラで全てのところ、お宅が赤くなっているというところでありますが、報告会に来た方々には丁寧に説明をしておるところであります、写真が2種類あります、白黒の写真とあと必ず赤く写っている写真、2種類があります。1つは、割と白黒のほうは、これは村の検証のために写し出している写真でありまして、村の除染目標値が時間当たり1マイクロシーベルトでありますので、いわゆる1マイクロシーベルトになれば色がつくと。以下であれば白黒の状態になっている写真と。あとは、その空間線量が実態としてどの辺がやっぱり放射線量が一番多く出ているんだという部分を調べたいということで、色づきが出ているほうはオート、自動的に、線量の高いとか低いとかじゃなくて、線量の量の多いところを赤く写し、色づけをさせているということであります。

赤が一番色づけが強いところについては、委託業者がそこの線量をはかっているということであります。ですので、中には赤く出ても0.5マイクロシーベルトのところもあれば、

局所的な高いところで10マイクロを超えているところもあったというようなことがあります。

ですから、村の検証の白黒の写真と、あとそのエリアのホットスポットを探すために色づけしているのと2種類があるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、村民は白とカラーを両方見ながら判断をして安心・安全を確保していくというふうになるということのようですが、同じ赤でも、幾らから赤になるんだかわかりませんけれども、差はあると思います。その数値に沿って高いというのは、今村で言う1マイクロシーベルト以上が高くて、1マイクロシーベルトの0.9は低いというふうになるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） その辺が難しい部分であります、ただこの局所対策工事が27年も行っておりますが、その時点での協議としましては、やはり村としては1マイクロシーベルトより下げるというのが目標値だということを言っておりまして、村の基準という部分でのガンマカメラを撮っているところでありますけれども、ただガンマカメラで赤く出たところの数値がやはり0.3とか4であればホットスポットの対応にならないんだろうという説明は報告会の中で話している。ただ、1マイクロシーベルトを超えるようなところはやはり全体的にそういうところがあるとなれば高くなるので、国のはうにはきちんとまた継続をしながら対応していただきたいという話をしているところであります。

7番（佐藤八郎君） 本日というか議会に各行政区ごとの数量を出すということでありますけれども、半年前からずっと言ってきたんですけども、なぜ終わったところ、予算や決算できちんとされたところ、提出しないで本日になったというこの理由は何でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） この対応について遅くなつたことに対しては大変申しわけなく思っております。どうしてもデータ的なものは国のはうが持っているという部分でありますので、どうしても国のはうに要請をしないと出てこないというのが実態でございます。村としましても、何度も、あとは議会のほうからも強く申し出を受けておりましたのでお話をしてきたところですが、何とか今回の議会に間に合つたということでございます。今後、議会からの要請あった資料については、すぐさま出せるような部分について、国のはうにきちんと話をしてまいりたいと思います。大変申しわけありませんでした。

7番（佐藤八郎君） どこまでいっても加害者の都合、加害者の中心、これに甘んじているとどこまでいってもそういう流れで今後もというふうになるかと思いますけれども、例えばこの放射性汚染物、山とありますけれども、これ搬出においてもまた分断されているようですけれども、地域ごとに。地域ごとというよりは、自衛隊、内閣府が言ったのが先で農水省でその次で、その後二枚橋・須萱とこうなるんですから、どこまでいっても村民の人と人、地域と地域、分断分断で行くんですけども、合理的に運び出すとすれば、そういうやり方がいいのか、一番中間貯蔵に近いところからどんどん運んで出してもらうのがいいのか、そういう考え方にはならないんでしょうか。そして、いつからこれは実施されるというふうになるのか、伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回の答弁では、ご質問の内容に減容化状況ということがあり

ましたので、その後の質問ということで、搬出計画ということで、減容化への搬出計画というふうに読み取ってしまっての答弁になってしまったということで、佐藤八郎議員のおだだし内容は中間貯蔵への搬出計画という内容でよろしいのかなというふうに思っております。

それで、除染廃棄物の搬出については、前の議会のほうでも答弁させていただきましたが、今現在、中間貯蔵をつくるとなるところの今土地交渉をしているという段階で、50件ほどは契約になったと。もう一度言います。大体地権者数が約であります2,000件あると。そのうち交渉ができる部分が1,000件程度で、今まで交渉してきて50件ほど契約になったと。残る中での800件が今土地算定などをして算出をして、今後交渉する事務手続をしているということで、ここがその手当てをする方が少なくて困っているという話もありますが、今のところ算定まで行って、土地のこれから交渉をするという内容になっております。あとの半分については、いわゆる死亡された方とか、不明者とか、あとは共有地を持っている方々で権利関係の整理がかなり必要な方々だというふうに聞いております。そういう状況ということで、今の段階ではすぐさま村内の廃棄物を運び出すということはできませんが、国としても、県のほうでも応援支援職員を入れながら何とか早くするということでありまして、もうしばらく時間がかかるのかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 健康問題のほうに移りますけれども、いろいろ答弁あります、放射能のこの間の事故前と事故後の基準がどういうふうに推移したか、加害者の都合でどういうふうに基準が上がったり下がったりしたのかお尋ねしたところ、食品については逆に厳しくなった。あとは、それ以外、労働基準やら被ばく関係のものについては、加害者の都合いいように基準が上げられたと。こういうふうに見てきますと、放射能に関して、世界的に、やはり日本国内でもこうですけれども、他の基準値と比べてこの2つのことしか答弁しないという、わからないでは済まされないと私は思っていますけれども、もっときちんと明細に調査されて、この点はこういう基準、この点はこういう基準と、加害者の都合で変わったんだというふうに明らかにすべきではないですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 各種基準についてのご質問でありますが、食品については今議員おっしゃったとおり、基準が厳格化されて、例えば飲料水については200ベクレルが10ベクレル、牛乳については200ベクレルが50ベクレルと。厚生省による基準でございますが、この辺は村としても安心をしているところでございます。

また、除染作業員等に該当すると思われますが、被ばく量が当初は1年で50ミリ、5年間で100ミリというような基準だったようですが、重大事故については100ミリが適用されたと。例外、特例として、これも福島第一でございますが、上限が現在250に引き上げられていると。こういったいろいろな世界基準等、今議員おっしゃったとおり、あるとはございますが、全て村で把握しているものではございません。

ただ、村としては、こういった基準による直接的健康被害よりは現在危惧しておりますのが避難等に伴う間接的な健康被害のほうを心配しているということでございます。ただ、

そういった基準は非常に大切なものですございますので、今後、村としても十分把握して、村民の安心・安全につなげてまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 2－2のほうですけれども、今後も検査の実施体制を維持して村民の健康についての安心・安全を確保するんだということありますけれども、今日本や世界中でやられている検査については、どの程度の知識なり具体的な検査方法を村としてご存じでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 今検査の内容でございますが、現在は村では主に子供たち対象の甲状腺検査、これに一番力を入れてやっていると。また、WBC、ホールボディカウンターも、ちょっと受診率が伸び悩んでおりますが、力を入れていると。また、県民健康調査のほうでは従来の検査項目に白血球分画とか血液関係の検査項目を追加して実施しているというような内容で現在のところ村では実施しております。ただ、世界中では、世界ではいろいろな検査の内容があるとは、詳細は把握しておりませんが、内容はあると認識しております。ただ、現在、村としてできる検査の種類、内容について、できるものから受診率を上げて村民の方々にできるだけ多くの方に受診していただいて、安心を確保してまいりというのが大切なと考えております。

7番（佐藤八郎君） 2－4についてですけれども、安全と危険の境界を意味するものではないと、1ミリシーベルトはとなりますと、1ミリシーベルトは、国際ICRPの勧告だから村長が言うように放射能は人それぞれ考え方がある、考え方があるだけで、村民には1ミリシーベルトが安全基準だというふうには言わないということになるんでしょうか。あくまでプラス、生活する基準は1ミリシーベルトを厳守するんだということになるんでしょうか。もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 前にも申しましたように、なかなか避難の当時、何ら放射能の知識も得ずにいろいろな皆さん方のお話などを聞いたり、いろいろ指示を受けながら避難をしたということあります。そして、今除染に至っているということありますが、当時、いわゆる除染の目標は5ミリシーベルト、1.0マイクロシーベルト、ここを目標にしてくれという話を村のほうでしました。ただし、あくまでもそれは除染のとりあえずの目標であり、最終は1ミリシーベルトというような話であります。特別なホットスポット以外は1ミリシーベルトの以下ぐらいになっているんじゃないかなというふうには思いますが、ただ残念ながらちょっとの違いでやっぱりホットスポットがありますから、そこをしっかりとということあります。

ただ、1ミリシーベルトや何ミリであっても、一つの目標を上げるというのはあくまでもやっぱり大切なことでありますけれども、そこが一つの固定の数値になってしまって、そのことによってなかなかやはり前に進まないということもあるのではないかなどという気はします。最終目標は当然1ミリということありますけれども、基本的にある高い数字がある。そして、ゼロではない今まで正常に過ごしてきたときのシーベルトがある。その間はやっぱり帶になっていて、人それぞれ判断でどうするかということを考えてもらわなきやならない。ただ、我々は国にしっかりとやはり少しでも低くなるように求めていくと、環境を整えていくという形でいくことが、それぞれ余り考え過ぎたりいろいろ思い

過ぎて体に逆に悪い、心がなえていくということもいろいろ報告されておりますので、その辺、非常に難しいことありますが、精いっぱい環境をよくするという点では何ら異議はございませんので、これからもそれに努めていきたいとこのように思っております。

7番（佐藤八郎君） きのう、きょうのきのうまで村ずっと比曽から入って長泥境、ずっと回って、ずっとはかってというか計測しましたけれども、長泥の比曽からの入り口のところのトップガードの3メートル、4メートル手前で道路脇で6.5、あと車の中ずっと0.43なんですよね。車の中でね。ほとんど0.43、ちょっと低くても0.23という、車の中でですよ。そうやってずっとあちこちはかってきましたけれども、今村長が言われるようなこの5ミリさえも守れないような環境にきのうの時点でもあるんだなというふうに私自身は理解してきました。そういう意味では、村民一人一人の考え方の違いだと言ってさらなる村民への被ばくをさせるというのは、私はいかがかなというふうに思いましたけれども、今3-1のほうに移りますけれども、常に前を向いて行動しなければならないのは、これはもちろん後ろ向きよりは前に進むというのは誰でも生きている限りそういうことでありますけれども、私のきのうの体験からしても、放射線をさらに浴びることになるんだと、村長の言う「前に進む、進む」と一方的に言うのはいいけれども、そこは慎重にしなければならないというふうに思います。

3-2のほうに移りますけれども、政府の予算委員会の中で、総理大臣は解除は期限を切ってやるものではないというふうに答弁をされましたけれども、この答弁を受けて村長は期限を切ってやるべきではないというこの答弁、どのように受け取られますか。

村長（菅野典雄君） ちょっと新聞でどういうふうに報道されているかわかりませんけれども、多分私は長期の対応を求めているわけありますし、私だけではなくてかなりやっぱり長期だということがわかっているということありますから、その辺を考えて言われたんじゃないかなという気がします。つまり今まだ困難区域をどうするかというのが結論が出ておりません。したがって、期限を切ってということになるとあと1年でありますから、今までの言葉なりなんなりを聞いていますと、困難区域はあと1年というのは非常に無理だというところの中から期限を切って全てやることではないという話になったのではないかなど、ちょっと今の言葉、直接私聞いておりませんし、ちょっと新聞も読んでいなかったんですが、今八郎議員のほうからの話にそんなふうに思ったところであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 3-3に移りますけれども、決定事項でお話ししたんではないと、帰還困難区域解除も学校再開検討もというお話でありますけれども、村民が報道で見て知る限り、議会もですけれども、この発言は決定事項という議会やそういう公的な機関で決定はされていないけれども、多くの村民にとっては決定して、このことで進むんだというふうに理解したと思うんですけども、そういうふうには思いませんか。

村長（菅野典雄君） いわゆる我々の、いつも八郎議員がおっしゃっているように、我々が好きこのんで避難生活をしたわけではなくて、原発事故によってこのような大変な思いをしているわけであります。したがって、国の言いなりになるつもりは全くありません。しかし、いろいろな絡みがあって、やはり国の話し合いの中で決めなければならないこともあります

りますので、ですから、最終的に決めたことではないが、少なくとも主体性はやっぱり持つていきたいというようなところから、ある程度の年数を示させて期限を決めさせていたいといったということあります。かなりの人たちがいつになるかわからないのではどうしようもないという話があったわけあります。もちろん全ての人と言うつもりはありませんけれども、そうしますとある程度その期間なりなんなりの中でお話をしますと、ご存じのように結構1年の区切りの中でお話をしましたらば、リフォームなどの入る方が多かったということありますし、いろいろな個人的な違いはあるとは思いますが、やっぱりある程度先を示していくというのも我々村民の気持ちを考えると行政としての、あるいは議会としての大切なことではないかとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） ここで、なぜ私が名指しで帰らない人の代表になっているのかどうかわからないんですけれども、帰れないという方の代表が佐藤八郎議員なのかわかりませんけれども、余り的確な答弁ではないと思います。

続きまして、今後についてです、村の。やっぱり一人一人の生活復興をちゃんとしない限り、戻る戻らない、いろいろありますけれども、やっぱり戻れないという方が一番多いんですよね。その戻れない方の100人委員会とか、戻れる方の100人委員会とか、多くの村民の参加を得てきちんと村のビジョンをつくらないと、確かに村長が連れてくるアドバイザーは立派な方ばかりなので、私は敬意は表しませんけれども、ただし村に生きるのは村民であります。その方々が来て放射能を浴びて暮らすわけでもないし、これ以上除染に対してなり、生業なり、インフラ整備なり、彼らがいつまでも村民にかわって言ってくれるわけでもありません。彼らはみんな交通費、食料費、講師料をいただいて来ています。いわゆる職がある方は内職の仕事に来ていますよ。その方々がつくったもので村民は歩けと言われても、なかなか歩めません。そういう意味では、もっと一人一人が、もっと多くの人がそれぞれの分野で参加できる村民形成が私は飯舘村を復興させる基本的なものだというふうに考えていますので、強く要求するものであります。

発言を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

（午後 2時28分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 2時45分）

議長（大谷友孝君） 3番 菅野新一君の発言を許します。

3番（菅野新一君） 平成28年度第2回定例議会に当たり一般質問を行うものであります。

あの平成23年3月11日、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち多くの村民が全村避難になり、避難生活も6年を迎えようとしております。そして、この28年度は避難生活もまだ続くことと考えられますが、この28年度は多くの課題を残しながらも、私たちは帰村に向かって考えなければならない大事な1年ではないでしょうか。

しかしながら、今すぐ戻りたい人、今は戻れない人、そしてまたは戻れない人、村民はその中で、いろんな状況に置かれた方々に行政は一人一人に寄り添った行政サービスをしなければなりません。

国では、29年の3月、避難市町村全てを解除してこの事故は忘れ去ろうとしているように見受けられますが、飯館村がもとに戻るのにはまだまだ長期の時間がかかるのではないかでしょうか。避難解除はあくまでも戻りたい方だけが戻るのであって強制ではありませんと国では言っておりますが、多くの不安を抱えながらも、その避難解除に従うようになる村民は多くいるのではないかと私は思うのであります。

村内至るところにある放射能物質、フレコンバッグ、黒い袋、この袋などは、いつ中間貯蔵施設に運び込まれるか、まだまだ不透明でもあります。そんな不安の中、私たち村民は帰村するわけでありますが、村ではこの5年間、「一人一人村民に寄り添った支援を」とずっと言ってきました。今回、私の質問は、どのような支援ができるか、または施策があるのか、具体的に明確にお聞きしたいと思い、4項目ほどを質問させていただきます。

大きい1番目として、村内の住環境の除染についてであります。

28年度中には除染は全て完了する予定ですが、現在、住居周りであっても線量が高いところが非常に多いわけあります。それに農地、それに隣接するイグネ、裏山などの除染が非常に難であり、今後帰村して私たち住民が生活するわけでありますが、非常に不安があることあります。その点について、帰村後の対策として長期にわたって森林再生や里山除染を組み込み、国に要望すべきと考えるが、村の対応を伺うものであります。

大きい2つ目といたしまして、帰村後の農地活用と保全についてであります。

現在、日本の農業情勢から判断すると、比較的利便性のよい農地は自給用の野菜などを作付したり、販売目的で作物などを栽培をして保全管理はできると考えるが、他の農地、保全管理は今後荒廃が進むと考えられる。そのような農地の保全の管理、村としての対応を伺うものであります。

3番目といたしまして、帰村後の学校再開の時期についてお伺いします。

いいじてまでいな復興計画第5版のダイジェスト版によりますと、教育部会では、子供の帰村には慎重な判断を要することから、学校のあり方については住民の意向をより判断すべきとし、当面は現状の教育環境を充実させる方向で検討されたようであります。

現在、学校施設周辺の整備、放射能汚染による不安、村での教育環境の整備が完全でない中での29年4月の再開は時期尚早ではないかと私は思うのであります。あくまでも学校教育とは、生徒または保護者の意向を尊重し、児童生徒にストレス、不安などを与えないような学校運営でなければならないと考えるわけであります。

4つ目といたしまして、村に戻る人、村に戻れない人、戻らない人に対する支援などについてお伺いします。

1つ目として、村に戻る人の支援は、居住エリアの集約なども考えなくてはならない。または車の移動ができない人の足の確保などではないかと私は思うので、村の対応を伺つておきます。

また、村に戻らない、戻れない人の支援。これは、2地域居住はどのように考えている

のか、村のお考えを示していただきたいと思います。

3つ目といたしまして、村に戻らない人への支援であります。

避難解除後、住宅、宅地、農地などの荒廃が進むと考えられるが、空き家の管理などの村の対応を伺うものであります。

そして、戻らない人の支援についてでありますが、戻らない方の不動産税、固定資産税であります、軽減などの考え方どのように考えているかお伺いするものであります。

以上質問します。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。失礼いたしました。菅野新一議員の質問にお答えをさせていただきます。失礼いたしました。

帰村後の学校再開の時期というのが3番目にございますので、その3番目と4番目を私のほうからお答えをさせていただきます。

村の帰村を考える際、学校の再開については大変重要かつ難しい課題だという話は、もうずっと前からお話をさせていただいているところでありますし、そう思っているところであります。

までの復興計画の第5版では、学校の再開については学校等再開検討委員会での検討をもとに方向性を示すということとしておりまして、去る2月17日にこの学校等再開検討委員会からの答申が出されたところでございます。

答申では、「学校の再開場所は飯館中学校の校舎1カ所を使用して幼稚園と小学校と中学校が連接した教育を進める」ということのようあります。

そうしますと、平成28年度中に飯館中学校及びその周辺について、放射線の低減を意識した徹底除染を行うとともに、学校施設を含めた整備を進めなければなりません。

また、スクールバス運行や村塾の開催、あるいは感動体験授業、ふるさと学習事業の継続など、保護者の不安を軽減したり、帰村しても教育環境の充実が図られるようにこれからやっていかなければならないということも多く提案されているところであります。

質問にありましたように、子供たちの帰村につきましては、本人の意向はもとより、ご家族並びに保護者の意向、放射線に対する考え方、教育環境や交通手段など、複合的な要因があろうかと思うわけであります。また平成29年4月の再開は時期尚早との意見があることも十分承知しております。

しかしながら、再開時期が3年、5年と遅くなるほど子供たちの帰還率が下がるというのはこれまでにも十分考えられるわけでありますし、さきに学校を再開した自治体の例からも、明らかにところでございます。ですから、これから村の学校運営を考えた場合、なかなか遅くなるというのは予断を許さない事態であると考えているところであります。

以上のことから、学校の再開時期につきましては、平成29年4月からの再開を目標としつつも、除染や教育環境の整備など、これからの状況をしっかりと見つつ、教育委員会初め、当然議会の皆様とも、あるいはその他多くの方と協議を重ねて決定してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、次の戻る人、戻らない人、戻れない人の対応ということでございます。

まず、戻る人の支援の居住エリアの集約につきましては、行政区の再編などにもつなが

る非常に大きな課題であります。しかし、避難中の現在もこれまでの行政区のコミュニティが存続しておりますので、再編を急ぐのではなくて帰村状況を見ながらこれから検討していって十分ではないかというふうに思っております。

また、帰村しても周辺に人がおらず孤立する世帯などは、現在村の村営住宅の建てかえや新築、あるいは復興公営住宅の建設なども実施中でありまして、またそういうのが予定されておりますので、これらの住宅の活用ができるのではないかという思いを持っておりますので、これなどを皆さん方にお話をしまいりたいというふうに思っております。

さらに、車での移動ができない方の足の確保でありますと、村内の主要施設を巡回するバスを運行させることや飯野支所、役場本庁を行った来たするシャトルバス、さらには社協で実施予定のお助け合い事業などを検討しているところであります。

また、村内と近隣市町を結ぶ交通手段についても、民間の交通会社などと協議を進めて、飯館でとまつていただくようなそんな段取りをしていきたいというふうに思っております。

次に、2地域居住であります。

今後復興が進み避難指示が解除された際、放射線への不安やその他さまざまな理由で村外に住みながら村に通う、いわゆる2地域居住の方も結構おられるのではないかというふうに思っております。

さきの佐藤長平議員のご質問にも答えましたように、住民票など関連する各種行政サービスや税金などは住所要件があり難しいものと思われますが、村づくりに参加したり、村内での営農などに取り組まれる場合は、イベントへの参加、広報誌の配布なども含め、できるだけ村民と同様の対応や支援ができるような仕組みがつくれないかと考えておりますし、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、村に戻らない方の支援であります。

これまで住んでいた方が戻らないことにより、その方が所有する住宅、宅地、農地などの荒れ方が進むことが懸念されているところでございます。幸いに住宅のいわゆる家屋解体がありますので、以前心配していたほどではないかなという気がいたしますが、それでもなかなか大変だろうということであります。

住宅及び宅地については、復興計画の中に民間団体による空き家バンクをつくって管理するというものが記載されているわけであります。ですから、今後こうした民間団体、あるいは行政区、村民の仕事として希望する方の住宅や宅地の管理ができないかというのも一つの方法かなと検討してまいりたいというふうに思っております。

また、空き家対策でありますと、県内59市町村全てでつくる「福島県空き家対策連絡調整会議」というのが発足しておりますので、今後は他の市町村及び事務局である県と連携を図りながら対策を進めていきたいというふうに思っております。

また、農地については、各行政区の復興組合などによる保全管理も検討しているところであります。なかなかできないところは何らか、前、農地保全組合という話もあったわけですが、そう簡単ではないと思いますが、いろいろな角度から考えていければというふうに思っております。

次に、不動産税の軽減、固定資産税の軽減であります。

固定資産税は、そこに住んでいるか否かにかかわらず、土地や建物の所有者に対して課税するものであります。したがいまして、村に戻る戻らないなどの理由によって税を軽減することはできないし、村としても考えておりませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。なお、固定資産税は、地方税法により課税開始後3年度分は土地と家屋の税額を2分の1にできることとされており、本村においてもこの特例が該当するものと考えているところでございます。

以上、私のほうからお答えをさせていただきました。

他はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の村内の住環境の除染についてお答えいたします。

現在進めております除染は、平成28年度末までの完了を目指して、宅地、建物など生活空間を面的に除染をしております。

おただしの除染後の宅地において線量の高いところ、いわゆるホットスポットの対応についてでありますが、今まで除染後の宅地について国の詳細モニタリング調査や村のガンマカメラで調査し、ホットスポットの箇所を確認しております。主なホットスポットの箇所は、雨どいから流れ落ちた箇所や雨どいからの水道、ひび割れたアスファルト、のり面ののり尻などに実在することが確認されております。

国の対応としては、一定期間を経過した後に再度除染後の宅地内のモニタリング調査を実施し、局所的に線量の高いところを選定して局所対策工事を平成28年度末までに実施完了させ、村民の不安解消に努めてまいります。

次に、森林再生、里山除染についてでありますが、これらの対応を求める国への要望は、議員もご承知のとおり、村及び村議会が一体となり、再三にわたり実施してまいりました。国は、去る2月5日に復興庁、農林水産省、環境省、3省庁によるプロジェクトチームを組織し、福島の森林・林業再生について協議が開始されたところでございます。3月中には福島の森林・林業再生に関する取り組みについて公表されると聞いておりますので、その内容について注視をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、質問の2帰村後の農地活用と保全管理についてのご質問にお答えいたします。

農地の保全管理の現状でありますが、現在9地区で農業復興組合が設立され、福島県営農再開支援事業を活用して保全管理が行われております。

また、今年度は、中山間地域等直接支払交付金事業の第3期から第4期への切りかえ年度であったため、各行政区において当該協定農用地の見直し作業が行われたところであります。

それによりますと、村全体で仮々置き場の用地を含め、180ヘクタール余りの農地が協定農用地から外れることとなりました。これは、主に集落で管理が困難な条件不利農地が除外されたものであります。

また、平成28年度は多面的機能支払制度の改定期に当たり、この協定農用地についても各地区において見直しが行われることになっており、これにより各地区で管理できる農地の全体像が把握できると考えております。

ご質問にもありますが、各地区で管理できる農地は比較的条件のよい農地であり、今後も農業復興組合や中山間事業、多面的機能事業の集落組織で管理していただきたいと考えておりますが、条件の悪い農地につきましては地区内での保全管理ができない状態になるものと想定されます。

村といたしましては、こうした条件不利農地につきましては、農地管理会社等による管理ができないか検討を進めるとともに、農業委員会等関係団体とも協議を行い、非農地化も視野に入れながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番（菅野新一君） 一番先の除染についてであります。飯館は自給自足であって、そして山菜やキノコなどは生活の一部であります。そのために、きのうのお知らせ版でも出ておりましたが、「村の野菜、山菜、キノコは食べないでください」、そう言われながら、そういうところに私たちが戻らなければならない状況。そうしたら、もう少し先を見据えてこの森林除染やいろんな前回の、前々回の質問で「用水堀やため池は除染しますよ」と言いながらも、うちの行政区は一向に用水堀、ため池、排水堀、やっていません。そういう状況の中で村人を戻すということ自体が私は問題であると考えるわけであります。そのためにも、やっぱり国はこうします、ああしますというんではなくて、やってもらわなくちゃならないという考え方で物事を進めていただきたいと私は思うのですが、課長、お願いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 議員おただしのとおり、今回の除染は宅地周辺、あとは農地、道路の林野部から20メートルの範囲が除染の範囲ということでありまして、今議員がおただしのように、私たちはやはりそこからまた入ったところの里山というところも生活圏にしていたということもありまして、今の国の基準の20メートル範囲内では不十分だということで考えております。そういうことで、今まで、現在まで、もう2年前、3年前から除染の範囲を広げるようになっています。村、あとは議会ともども要望活動をしてきたところでございます。そういう中、昨年の11月ころに環境省の森林除染の方針の見直し的なものがありまして、その中にはいわゆる20メートルの範囲内がAゾーン、あとキャンプ場やほだ場の人が集まるところがBゾーン、Cゾーンについては流出がしないような方策をするというような形で、それが一時的に森林除染はしないというような新聞報道にもなった内容でしたが、その後、県なり村のほうも要望をする中で、先ほど答弁させていただきましたように、2月5日にそれらの要望を受けて福島の森林・林業再生について、復興庁、あと農林水産省、環境省の3省庁でプロジェクトチームをつくりながら再度協議をするという形で、今月中にはその取り組みについて公表されるということになっておりますので、どういう結果が出るか期待していい内容になるかという部分も不安があるところでございますが、その結果を見て、またいろんな行動をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

3番（菅野新一君） また今後森林資源の利活用なども、村では冒頭に言ったように28年度、今年1年は本当にいろんなことに対して大事な方向性を持っていかなくちゃならない1年ではないかと思うんであります。そのためにも森林再生はこういうふうにして、森林の利活用、材木の利活用はこういうふうにしたいんだという、国に対して、また東電に対してそういうことを強く要望しなくてはならないのではないかと私は思います。

村長（菅野典雄君） 実は、ちょっと日付はあれですが、そう遠くないときに高木復興大臣も村のほうに来られました。二、三日前は額賀、震災の自民党の本部長も来られました。その都度その都度森林の除染についてはこちらのほうでお話をしています。我々にとって里山は間違いなく生活圏ですよということで、そのところを飯館村だけではないんですが強く言っているものですから、ご存じのように環境省と農水省と復興庁の3者の協議ができる、間もなくある程度の方向性は出てくるんじゃないかなという気がいたします。ただ、そのときに関しても、できるだけ我々の裁量権の中でやらないと、里山のエリアはどこからどこまでとなりますと、これ考え方方が全く千差万別になりますので、ぜひ、あるいは自治体によっても違いますので、我々にある程度の裁量権を持った里山再生事業を考えていきたいものだ。そして、しかも、長期にわたってというのは何回も言っています。最低でも15年、20年間、きちんとやっぱりしてもらわないとなかなかできないということでありまして、それも議会ともお話を、東京に行ったこともございますが、何せ我々にとっては山を抜きにして話ができないということありますので、例えば木質バイオマス、これも簡単に計画に上げられても、いわゆるその灰の処理が国の責任でやるという形にならないとできないんですよという話もしているところであります。これからも、今ご質問をいただきましたので、議会ともどもしっかりと国のほうに求めていきたいとこのように思っております。

3番（菅野新一君） 今村長がお答えしたように、灰の処分が放射能が出るからできないのであって方向性が決められない。それは責任は問わないという返事なんですから、はっきり言って。その辺はやっぱり強く要望していかなきやならない。何で我々大事に何百年も育てた木々が利活用できない、ずっと宝の持ち腐れでいる。その状況を開拓するような方向はやっぱり国とか東電の責任においてやっていただきなければならないと私は思うのであります。

質問を変えます。

営農再開の管理組合保全なんですけれども、営農の管理組合などが使用する農機具、1つ目は。各行政区に無償で配置することなど考えていないか。もう一つは、販売目的で栽培された主要産業であります畜産、たばこ、花卉もろもろ、そういうのを栽培した場合に風評被害が必ず出ることが考えられます。そのためにも、その差額補填、そういうことは村独自で考えるのか、それとも国に対して、東電に対して要求していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 各地区への農機具の配置ということでございますが、なかなか無償でというのは難しいかと思いますが、現在考えておりますのは、中山間の協議会に資

金がございますものですから、その資金を活用して各行政区で大型機械の導入を図っていただきたいなということをお話をしているところでございます。ただ、そちらのほうでも資金的に不足して大型機械までにはなかなか大変だということに備えて、村のほうとしても28年度で一定程度の助成ができるよう配慮をしているところでございます。

こちらはやはり今営農再開に向けての管理保全段階ということでございまして、こういった資金が今使えるわけありますが、実際に各農家の方が営農再開に移るということであれば、さらに別の事業も活用できるかなというふうに考えてございます。

それから、販売に向けての風評被害に対する支援ができないかということでございますが、村のほうといたしましては、これまでの賠償から生活支援への切りかえということで、再三にわたって国のほうにお願いをしておりまして、帰村後も生活が安定するまではやはりこういった生活面の支援が必要であろうというふうに考えておりまして、これまで再三にわたって国のほうに新しい制度の導入に向けてお願いをしているところでございます。

以上であります。

3番（菅野新一君） これから我々農業者に対して、この放射能の影響もありますけれども、農家離れなどが考えられて、すごく耕作されない悪い条件の場所、そういう場所、管理組合でも管理できないような要するに湿地田とか作田とかいうような場所、そういう場所がやっぱり村にはすごく多くあるんではないかと考えられるので、このような場所はやっぱり他産業も考えなくてはならない時期なのかなと私は思うのですが、対応を伺います。

村長（菅野典雄君） 田んぼにしろ、畑にしろ、飯館村にとっては大切な農地ですが、今までそれぞれやはり先祖伝来の土地ということで、村民の皆さん方がしっかりと管理をしてきていただいたわけですが、今ご質問にあったように帰らない方がおられたり、あるいは帰ったとしてもいつまでも長くできるというような形でないというようなことになりますと、農地の管理というのは非常に重要な問題になるだろうというふうに思います。今担当課長が答弁しましたようないろいろ国の施策を補助事業などをしっかりと使いながら、また足らないところは村の「陽はまた昇る基金」でできるだけ応援をし、ただしやっぱり自分もある程度出していただきながら、しっかりとその地域を管理していくような形にしていかなければとこのように思っています。ただ、飯館村は結構入り組んだところもあつたり、意外と飯館村は湿田が多い、こういうことでありますので、そこまで管理をしてください、お願いしますという話ができるかどうかというのは、これはやってみないとわからないんですが、そういう意味からすると、一部は、やはりなかなか思うようにいかないようなところは、これから農地から別な転換を図っていくということも必要なのではないかなどこんなふうに思っています。ですから、いずれにしても、非常にこの原発事故、放射能に対して我々は大変な比重の重みがかかっているということを事あるごとにやっぱり言っていくこと、そしてそれが長期に必要なんだということを事あるごとに言っているわけでありますが、何かオリンピックあたりまでに片づけたいという思いもありますので、何せ力を合わせてその旨はこれからもしっかりとお話をていきたいとこの

ように思っております。

3番（菅野新一君） 規制緩和、ある程度の農地の規制緩和とかいろいろ緩和を考えてもらつて、先ほど言ったようにバイオマス熱発電所ができないかというような、できるような方向で、蕨平焼却炉の場合は放射能の物質を燃やしても放射能物資の高い濃度は保管して持っていくというシステムがあるわけですから、それもできるような方法を考えなくてはならないのかなと私は思うわけであります。

次に学校再開の問題でありますが、27年の12月の発行のまでいな復興計画教育部会で、冒頭に言ったように慎重な判断を要する。先ほど村長は、保護者、みんなの話を尊重しながらと言っておりましたが、最初に報道、マスコミで最初に何の話もなく、ぱっと学校再開29年の4月ですよと。そういう一方的な村長の報道がすごく大変反感を買ったのではないかなど私は思うわけであります。やはり再開検討委員会というものがあって、その声が出たならば、それでみんなで関係者が集まって検討する。そういう話が一番よかったですはないかと思いますが、その辺は村長の考え方として。

村長（菅野典雄君） 私も期限を出して憎まれるのは決して好むわけではないわけであります。

ただ、間違いなくそれぞれ保護者は親として当然のことですが、自分の子供を対象に考えるのはもう当たり前だろうと思います。そうしますと、いろいろ例えば今あと3年という話が出てきております。ですから、そうしますと、3年後の方は中学校が飯館中学校で出られるということだろうと思います。それは私も親だったらばそのとおりです。じゃ、あと4年しないと中学校を出られない人、5年しないと飯館中学校を出られない人は、またやっぱり同じような形になるのではないかというふうに思っています。あえて1つの目標を上げさせていただいて、そこの中でどんな方法が考えられるかということをお願いしたいということあります。非常につらい話でありましたけれども、やっぱりそうでない示しが、皆さん方の意見が全く広がり過ぎるんじゃないかなという気がします。その結果、1つの方向性、いろいろな条件が出てきましたので、それを一つ一つできるかできないか、しっかりとできるだけ早く検討して、また保護者の皆さん方や子供さん方との話し合い、当然議会とも話し合いをしていきたいとこのように思っております。

3番（菅野新一君） 一番心配なのは、やはり29年の4月はもちろん私個人としては早かったのかなと。一番は放射能の親の心配なんです。子供を思う親の心配。そういうことで、最初にやっぱり学校再開委員会があったならば、学校周辺の除染は徹底的にやって、0.0まで下がった時点で、ここだったら東京の子供も帰ってこられますよと、そういう状況の中で、今ごろ29年の4月だったらいいとか、28年の9月ごろだったらいつごろならできますよと、そういう報道というかがあったほうがよかつたのかなと私は思うわけであります。一番は何もないんだもん。本当に飯館には未練があって、親御さんはみんな飯館で育つて、そして未練があって子供も飯館の学校とは離れたくないから私たちは3年間でも川俣に送り迎えしても学校に出しますよという父兄がいるんですよ。そうしたら、やっぱり最初には放射線量を徹底的に下げて、あそこの立子山ですけれども、現在、けさ見てきましたが、0.22です。それでも立子山近辺、伊達周辺は徹底的な除染をしているんです。その中で飯館は心配だという人が多い中で、子供たちまで帰そうという考え方というか、目標は決めな

ければならないとは言っていますけれども、その目標を決める前にみんなで、いやこれだったらいいんでないかという状況があつてからでも遅くなかったのかなと私は思うわけであります。もう一度。

村長（菅野典雄君） ですから、いわゆる子供たち、保護者だけではなくて、国のほうにもしっかりと除染をさせるためには、長い、あと2年後だ、3年後だ、4年後だという話では、とても国だってのんべんだらりという話になりますから、しっかりと除染をさせるというのにもやっぱりある程度の目標は必要だというふうに思っております。今もうかなり始まっていますし、打ち合わせもかなり進んでいます。ただ、その結果、どこまで下がるかというのは、またやってみてということありますので、できるだけ早くその辺の方向性なり、あるいは大体の線量なりなんなりをやっぱりやっていきたいとこのように思っています。この前、校舎なども見てきました。なかなかやっぱりこれから学校検討委員会のところをやるのにはそう簡単でもないなとこんなふうに思ってきましたが、一つ一つしっかりとやっていきたいとこのように思っております。

3番（菅野新一君） 学校再開は終わります。

村に戻れない家庭、世帯ですが、2地域居住と私は出しましたが、この家族は、おじいさん、おばあさんはうちに帰っても、子供たちと私たちは帰りませんよという状況の中でそういう2地域世帯を考えられるのではないかと私は思っています。そのためには若い人が親たちの安否を気遣って村に帰る経費など、そういう交通費などは村で考えがあるかないかをお伺いします。

村長（菅野典雄君） 以前、福島県が2地域居住というのを大々的に出したことがあります。それは、いわゆる東京なりなんなりに居住を持ちながら、いろいろなときに福島県に住んでもらうとこういうような話ですが、多分今菅野議員がおっしゃったように、今我々が2地域居住というのは若い方が例えば福島に住んで、いわゆるお父さん、お母さんが飯館に住むというそういうスタイルも一つの形としていいんではないか、あっていいんではないか、あるいはそこも考えるべきではないかというのが2地域居住だというふうに思っています。私たちも全く今お話をあったとおりであります。そういう中で、2地域居住に対してどういうようなことができるんだろうな。一つの提案として交通費という話が出ました。一つの案だなというふうには思いますが、なかなか制度としてできるということになるとどうなのか。何か例えばバスの問題とか、過渡期はなかなか行政としていわゆるバスを用意をしなければならないだろうな、村内も回さなければならぬ、あるいはこの2地域居住のバスもつくらなきやならないということではあります、いつまでもというわけにいきませんから、今のような制度、お話をあったような制度というのも一つの案かもしれませんのが、ただなかなか多分難しいところがあるんではないかなという気はします。ですから、そこ辺をどういうふうに皆さん方が喜ばれるようにするかというところで、チケットの問題とか、あるいは何かいろいろな方法が考えられるんではないかなという気はいたしますので、一つの提案として受け取りさせていただいて、方法があるのかどうか、また検討させていただいて、そのうちにこんなことをという話で答弁をさせていただくようになるかもしれません。以上であります。

3番（菅野新一君） 今の2地域の居住の若い方たちの世帯の支援であります。一番は村に帰らないというのは、やっぱり親が帰れば子供も帰らざるを得ないわけですから、私は福島に残って子供と家族で生活しますと、そういう方々のための29年の4月以降の借り上げ住宅などの支援は村ではどのように、今住む場所です、そういう支援はどのように考えていますか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 帰らないで借り上げ住宅に入っている方、よく言われます。解除になつたらばどうなるのという話です。今のところ、確たる話はできないんですが、多分1年ぐらいは大丈夫でしょうという話を我々としてはせざるを得ない状況であります。一方で村では、少なくとも1年というのはあつという間に過ぎますので、3年ぐらい、国がやっぱりある程度面倒を見るという形でないと、我々の避難をさせられている不安を取り除くということにはなりませんよという話であります。ですから、その後、村として今何件つくられているのかちょっとわかりませんけれども、あるいは何人借り上げ住宅に入られていくのかわかりませんけれども、それに対する補助というのを我々としてはやはり国に求めていくというのが筋なんではないかなという気がします。ただ、子供さん方、奨学金の問題とか、飯館村の奨学金は月5万なりなんなりという大変多額でありますから、いろいろな面で、たとえ福島に住もうとも、伊達市に住もうとも、ある程度の期間は村の子供として応援できるものはしっかりとやついていきたいというふうに思いますが、毎日の生活の中でそれを応援するということになると多分村の財政的にはかなり大変なことになるんではないかというふうに思いますので、他の子供さん方についてのところでは精いっぱいやっていきたいとこのように思っているところであります。

3番（菅野新一君） 最後の質問になります。

農地の不動産、農地、宅地もろもろの財産の税の軽減であります。2分の1は軽減されるのではないかという答弁をいただきましたが、それも管理できる人はいいとしても、管理できない、もううちにも帰れないんだ、何もできないんだという人らの立場を考えたときには、やはり国や東電の責任でこの土地はどうするんだというような方向性もちゃんと示していただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

副村長（門馬伸市君） 東京電力のほうの賠償で、財物賠償、土地、農地も含めて賠償の対象になっているわけですけれども、本来であれば汚された土地の賠償は売買で所在は東京電力のほうにというのは最初の考え方だったんです、当初は。ところが、東京電力でそれだけの土地を抱えてみたところでどうしようもない。それで、賠償はしますが、その土地の所在はそのまま所有者で管理してほしいというのが賠償の定義といいますかね、そういうことになっています。したがって、今のご質問で、加害者である東京電力がその土地を管理すべきだという話はわからないわけでもありませんが、今のその賠償の仕組みからいえば、土地の所有名義を変更しないで賠償しているわけですから、十分だとは思いませんよ。十分だとは思いませんが、そういう形で賠償が行われている以上は、課税は当然所有者に課税になるということですから、それを使わないから、あるいは管理できないから国のほうで、あるいは東京電力で管理してほしいというのは、ちょっと難しい。難しいよりもできないんじゃないかなとこんなふうに思っています。ですので、例えば建物だったら今解

体やっていますよね。戻らないという人は解体をやっています。土地は残るんですよね、いずれにしても。土地は残りますから、その管理のできないところを、先ほどうちらの復興対策課長が言いましたが、農地の保全管理とか、自分で持っている土地の管理が自分でできない場合、よその人にやっていただく、あるいはその行政区でできない場合は農地管理会社的な組織をつくって、そこで管理をしてもらうとか、管理の仕方はいろいろ今後出てくるのかなというふうに思いますが、税の減免ということになりますと、それは到底かなわないのかなというふうに思います。（「質問を終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 2番 渡邊 計君の発言を許します。

2番（渡邊 計君） 議席番号2番 渡邊 計です。

平成28年第2回議会定例会において一般質問を行わせていただきます。

間もなくあの東日本大震災から5年の月日がたとうとしています。振り返ってみると、未曾有の災害でしたが、頑強な地盤の上に立つ当村においてはほとんど被害がなく、震災前の生活が継続できるのではないかと思われていました。3月12日の夜半から相双地区の人々が避難してき、役場の方や村民の方々は炊き出しをするなど、避難してきた人たちの対応に奔走していました。原発が爆発している、放射線の被害が拡散していると、そういうことを何も知らずに一生懸命頑張っていたのであります。

しかし、福島第一原発においては、3月12日15時36分に1号機建屋で水素爆発が起きており、その後、3月14日11時1分、3号機建屋で水素爆発、3月15日朝6時10分、2号機で格納器損傷、4号機建屋で水素爆発が続けて起きました。東京電力福島第一原子力災害という本当に未曾有の大災害が起き、全村避難という思ってもみない事態になり、今度は自分たちが避難民になってしまいました。行政区どころか家族までばらばらにされ、本当につらいことになりました。人災であり、公害であるにもかかわらず、いまだ事故責任は問われていません。

長い5年のような気もしますが、放射性核物質の半減期からすれば、まだ5年しかたっていないと感じているところもあります。昨今、避難指示解除の話が出ておりますが、まだいろいろな問題、疑問点があり、村民からももっと明確化してほしい、前が見えるようにしてほしいという要望もされておりましたので、それらも含めてお聞きしたいと思います。

まず、除染と線量に関してお伺いいたします。

1-1としまして、線量についてであります。

これまで最高値ばかり気にしておりました。2011年3月15日の18時20分、いちばん館前において毎時44.7マイクロシーベルトが最高値としての記録が残っておりますが、放射線モニタリングは3月14日に設置されておりますので、前記の記録までの間、最小値は幾らだったのかお伺いするものであります。

続いて、1-2としまして、村長は、以前、立谷相馬市長と福島市の県文化センターで会談されておりますが、その際、立谷市長は市民に除染目標線量値を「年間2ミリシーベルトではどうか」と聞いたところ、市民からは「2ミリではな」と言われ、「じゃ、8掛けの1.6ミリシーベルトではどうか」と聞き返したところ、「市長がそこまで言うなら」ということで決定したそうです。村長は、除染目標線量値及び解除時の線量値をなぜ村民

と話し合った上で決めないのか、見解を伺うものであります。

続いて、1-3としまして、現在行われている国直轄除染が終了後は自然減衰を待つだけなのか、さらなる線量低減のための除染は行われないのでと不安がっている村民が少なくなく、帰村を迷っている人々もおります。

そこで、村民の安全・安心の確保とより多くの帰還を促すために2次除染の計画を打ち出すべきと考えるが、所見をお伺いいたします。

続きまして、1-4としまして、除染土は現在双葉地方の中間貯蔵庫が滞っている状況の中、当村においては限界集落が出てくるのではないか。であるならば、土地の有効利用及び収入源として本村分は本村で貯蔵したほうがよいのではとの村民の声もありますが、見解をお伺いいたします。

次に、税制に関するお伺いいたします。

2-1としまして、現在免除されている税金等を解除後、一律に100%に戻すのか、段階的に戻していくのか、それぞれの税についてお伺いいたします。

また、3月解除と4月解除、つまり年度末か年度初めかによって納税対象時期や納税時期に違いが出てくるのかをお伺いいたします。

次に、避難指示解除に関するお伺いいたします。

3-1としまして、遅くとも平成29年3月までに解除と期限を区切るのはなぜか、根拠をお伺いいたします。

続いて、3-2としまして、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改定について、平成27年6月12日閣議決定、これは昨年8月27日より行われた懇談会での資料であり、平成25年12月に策定した指針を改訂したものです。

また、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」、平成25年11月20日原子力規制委員会、これは昨年内閣府が来庁した折、議会と話し合ったときに20ミリシーベルト安全説を言いましたので、そのとき、その委員と話の内容に関する資料があればいただきたいということで求めましたところいただいたものですが、これはパソコンでも取り出すことができます。

この2つの資料の内容をどのように受けとめているのか、見解をお伺いいたします。

続いてありますが、ここからは2つの資料の内容に沿って質問していきたいと思います。

3-3としまして、避難指示解除の要件として日常的に必須なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗することとなるが、それなどのように考え、どのような施策をとるのか、また住民との十分な協議について同様にお伺いいたします。

続いて、3-4としまして、放射性物質で汚染された村内の環境における帰還後の住民の生活設計、子供の教育、生育環境や医療・介護環境、なりわいを確保できるような生活環境に対しての施策をお伺いいたします。

続いて、3-5としまして、同じく帰還後の放射線による被ばくの健康影響の判断及び長期的な健康管理をするため、個々人の被ばく線量の測定と、その記録を残すための具体

的な施策をお伺いいたします。

続いて、3-6としまして内部被ばくの低減対策としまして、食品の安全・安心のために非破壊検査機の導入が必要と考えるが、所見をお伺いいたします。

続いて、3-7としまして、水俣病問題は60年過ぎた今もなお裁判が行われております。原子力災害も同様に長期化する可能性があります。数十年後の係争の際、被ばくを証明するために必要になるであろうと考えられます。ゆえに、被爆者健康手帳を配布すべきと考えるが、所見をお伺いいたします。

最後になります。3-8としまして、避難指示解除について、国の説明では「帰りたい人の解除であり、強制するものではない」と言っておりますが、1年後には賠償等が終わってしまうのでは、これは強制以外の何物でもありません。であるならば、全ての人が安心して帰れるまで現在の賠償を継続し、帰りたい人のために特別解除という方法もあるのではないかと考えられますが、所見をお伺いいたします。

以上、3項目13点について答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 2番 渡邊 計議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、税制に関してであります。

村は、震災以降、東日本大震災に伴う減免条例により、各種税金や介護保険料などを減免しており、その減収分を国からの特別交付税や補助金などで補填をしているところであります。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合会の減免条例により減免をしているということであります。

この税金や保険料には、それぞれ課税の基準日が定められておりまして、個人村民税と固定資産税については1月1日、軽自動車税と国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は4月1日となっております。一般的にこの基準日時点において避難指示が解除されていれば、その年度分から課税となり、段階的ではなく震災前と同様の通常課税となるわけでありますと。

しかしながら、固定資産税は、課税開始後3年度分は税額を2分の1にできる地方税法の特例がございます。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、国の通知により課税開始後も数カ月から1年程度は国の財政支援が続くようですので、この期間は減免が継続できるものと考えているところであります。

また、軽自動車税の減免はトラクターに限定されているため、農業再開の時期なども課税時期の検討材料となっております。

これらのこと踏まえ、これまで避難指示が解除された自治体の課税状況や国の情報などを考慮いたしますと、3月解除と4月解除とでは課税の時期に差はないものと考えているところであります。今後も、国などの動向を見据えながら、必要な税情報の周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、避難指示解除についてであります。

1点目でありますが、国は避難指示解除準備区域、居住制限区域については、遅くとも事故から6年後の平成29年3月までに避難指示を解除できるよう、環境整備の加速に取り

組むということになっています。

この内容を受けて、村としても一日も早い復興のために国の目標と同じ時期を当面の目標として避難指示解除に向けた取り組みを進めようとしているものであります。ただし、除染・賠償・インフラ等生活環境整備・生活保障など、避難指示解除に向けた要件は数多くありますので、今後国が示してくれる解除要件については、議会を初め村民とも十分協議した上で、できるだけ村民に有利な条件で解除できるように国と協議を進めていきたいというふうに思っております。

2つ目ですが、この「福島復興の加速に向けて」の改定及び「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」の受けとめ方であります。

まず、この内容は、国としての努力目標を示したものという認識で、一定程度評価するものでありますが、被災地の現状からすると不十分であることは否めないと思っております。

ここに記載のある項目以外にも、例えば除染に関して具体的な目標やふるさとに戻って頑張る人に対しての支援策などが盛り込まれていないなど、復興のために必要なものは他にも数多くあると思っております。

しかし、この計画で全てを網羅することも困難でありますから、不足する点は今後の協議の中で確認をしたり、要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」ですが、原子力規制委員会が取りまとめたこの提言は、放射線の追加被ばくに対する線量管理、防護対策及び健康対策に関する考え方や方策などの内容が示されており、避難指示解除の際は帰還する住民に対し、それらの内容を国の責任において説明し、実行を支援すべきという内容であります。

提言の主な要点としては、一つに帰還に当たっての基準とされている年間20ミリシーベルト以下という値は必須条件であり、長期目標としては年間1ミリシーベルトを目指すべきとしていること。それから、2つ目ですが、被ばくに対する健康管理の基準数値となる被ばく線量については、空間線量の推計ではなくて個人線量計による管理をすること。そして3つ目ですが、住民が帰還するかどうかを判断できるように、地域ごとにどの時期にどのような仕組みで被ばく低減対策を及び健康不安対策が利用できるのかをロードマップで示すべきとしている点であります。

これらの提言は、避難指示解除に向けての一つの判断材料と認識しており、今後国との協議の中でこの提言内容が国がどう捉え、どう実行していくかを含めて検討を進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

3つ目を抜かして4つ目がありますが、帰還後の住民の生活設計であります。

子供の教育に関してであります。今後は学校再開検討委員会からの提案がありました答申書の内容を踏まえ、村内での幼稚園・学校の再開に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

具体的には、村内校舎及びその周辺の除染、施設の修繕などを進めながら、スクールバスや給食センターの体制を整えて村内での教育環境整備を進めていくことであり

ます。

また、保育所及び子育て支援センターなどについては、当面現在の、当面といつても2年から3年程度かなというふうには思いますが、現在の場所で実施してまいりたいというふうに思っております。

それから、医療・介護環境ですが、いいいたてクリニックが早ければ平成28年秋ごろに診療を一部再開という準備を進めているようありますので、当面の医療は確保できるものと思っておりますが、ただ緊急時の対応については、病院とか、あるいは消防と連携をしていかなければならぬというふうに思っております。

介護につきましては、施設介護はいいいたてホームが震災後営業を続けているんですが、残念ながら介護体制というものがなかなか不足しているということで、あわせて職員の確保に努めてまいらなければならないというふうに思っております。

なお、在宅介護については、現在の状況では村内ではなかなか無理かなということで、近隣の市町村のサービス事業所などとも協議をして体制を組んでいかなければならぬということで、今後の検討課題であります。

それから、生業確保ですが、村の基幹産業である農業については、今年度、行政区の約半分で営農再開に向けた復興組合が発足いたしました。平成28年度はさらに未組織の行政区での発足を進めていきたいというふうに思っておりますし、営農再開支援事業などの補助金を活用して、農地保全、営農再開に取り組んでいきたいというふうに思っております。

平成29年度以降は「道の駅までい館」を中心とした新たな花卉産業にも着手する計画であり、村の新たな産業につなげてまいりたいというふうに思っております。

雇用確保ですが、既存の村内企業・事業所、復興拠点などへの就職あっせんを当面進めながら、中長期的な起業支援や企業誘致を図りながら働く場の確保につなげていきたいというふうに思っていますが、あわせて高齢者の雇用の場についても確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

林業については、ようやく里山などの森林除染の検討が始まったばかりということですので、これからどのようにされるのか、その辺を見極めながら雇用の確保につながっていかなければなとこのように期待をしているところであります。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の除染及び線量に関しての4点について、関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の平成23年3月14日に設置した放射線モニターの最小値線量についてであります、原発事故後のモニタリングポストは、県の指導により平成23年3月14日にいちばん館の前庭に設置し、当日の午後1時から放射線量の測定を開始しております。

おただしのモニタリングポストを設置してから3月15日の18時20分の最高値までの間の最小値線量の数値でありますが、県のデータによりますと、毎時0.12マイクロシーベルトであります。なお、この空間線量データは、県のホームページに掲載されております。

次に、2点目の除染目標の線量値及び解除時の線量値についてであります。まず除染目標の線量値の設定については、国が提示した除染計画では、年間20ミリシーベルトを基準とした除染計画で、具体的な除染の目標値がありませんでした。平成23年度の村の復興計画第1版の策定に当たり、村民会議の除染部会で、今後進める除染については村独自の除染目標値が必要だと考え、目標値の議論がなされ、また保健部会、教育部会でも議論される中、村としての除染目標値として年間5ミリシーベルトを設定したところであります。

解除時の線量値については、国が昨年の6月に閣議決定した避難指示解除の要件の中に「空間線量率が20ミリシーベルト以下になることが確実であること」が明記しております。したがって、解除時の線量値については、帰村を希望する村民の判断、個々それぞれ異なるところがありますが、村で一律の基準を設けることは不可能と思われます。

次に、3点目の2次除染の実施計画であります。現在、国の2次除染の実施計画は明示されておりません。しかしながら、現在の国の除染計画では長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指すことが明示されております。

国は、今回の除染等の結果について、点検・評価し、本計画期間以降の対応方策について、国等の関係機関や村とともに検討した上で、平成29年度以降において適切な措置を講ずることになっておりますので、国とその対応について協議をしてまいります。

また、昨年の方部別懇談会の中で、国から平成29年3月以降の対応として、国直轄で事後モニタリング調査をしてフォローアップ除染を実施するとの回答がありましたので、これらも含めて国と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の除染廃棄物の村内での貯蔵についてであります。中間貯蔵施設の設置については、現在用地取得等の交渉が進められているところでありますが、さまざまな要素があつて計画どおりには進んでいないようあります。

そういう中、本村の限界集落課題や土地の有効利用、財源確保などの理由から本村での除染廃棄物貯蔵のご提案であります。今までの除染説明会や懇談会等で、出席した村民から「村内に降り注いだ放射性物質を全て村外に運んでほしい」との切なる声がありました。また、避難指示解除に向か、多くの村民から現在田畠に仮置き場として一時保管をしているフレコンバッグを早期に運び出してほしいとの声もあり、村としては除染廃棄物を村内に貯蔵することは一切考えておりません。

続きまして、大きな3番避難指示解除に関する5点目の個々人の被ばく線量の測定と記録についてお答えいたします。

今後、準備宿泊の実施や避難解除などにより、村民が村内での生活が営まれるように考えております。村としては、帰村される村民一人一人追加被ばく線量の管理が不可欠と考えておりますので、新年度事業で個人積算線量計を購入し、帰村を希望する村民への個人積算線量計の貸し出し事業を計画しております。

積算線量計の機能としては、時間、日、月、年までの被ばく線量が測定できますので、個人ごとの生活実態に即した被ばく線量が把握できるものであります。データは各家庭に配布する専用読み取り機で確認がされますし、1年ごとの積算線量計の校正においては、個人ごとの月別や年間の積算線量の情報提供もできるよう、校正メーカーと協議をしてま

いりたいと考えております。

これらのデータでの追加被ばくによる健康影響の判断及び長期的な健康管理をするための施策でありますが、帰村した方の追加被ばく線量の把握は長期的な健康影響を見る上で非常に大切な分野でありますので、帰村の状況を注視しながらにはなりますが、データの集約方法、データの管理・分析方法、その所管する部署など、速やかに検討を進める必要があると考えております。

具体的な施策については、議会の皆様方にも相談をさせていただき、できるだけ早い時期にお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3番の6点目の食品の安全・安心のために非破壊検査機器の導入についてお答えさせていただきます。

現在、村の食品放射能検査体制は、平成23年度から委託事業として専門職員を配置し、放射能測定機器12台で測定をしております。今後、帰村に向けて、村民の食の安全と安心を確保してもらうために、さらなる測定体制の充実を図ってまいります。

具体的には、新年度予算において簡易に測定できる非破壊式の食品放射能測定器1台の導入を計画しております。今回導入する非破壊式食品放射能測定器は、村民みずからが検体を持ち込み、検体を刻むことなくタッチパネルで簡単な操作で測定できる機器でございます。

また、測定器の設置場所については、今後庁内で協議いたしますが、村民が気軽に利用できる公共施設への設置を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、3点目の避難指示解除の要件についてお答えをいたします。

避難指示解除の要件ですが、日常的に必須なインフラや生活関連サービスの復旧に関しては、電気、ガス、水道、電話等の通信、交通に加え、日常の買い物、医療、介護、福祉、それに学校についておおむね復旧している状況であると考えております。

村では、電気・ガスは震災後速やかに復旧がされたところで、水道につきましても、村簡易水道は復旧が済んでおりますし、放射線検査の結果につきましても、不検出状態が続いております。一方で、井戸水や沢水を利用していた世帯に対しては、現在飲料水確保事業によりフィルター配布や井戸掘りが進められているところであります。

また、通信については、電話線に関しては重立った被害はなく、村敷設の光ファイバー網も無事でありますので、インターネット及び地上デジタル放送の再配信事業も継続して行える状況であります。携帯電話の不通話エリアに関しても、平成28年度で佐須地区の一部を解消する計画であり、通話エリアの拡大に努めてまいります。

次に、交通に関しては、さきのご質問にありましたように、村内巡回バスや地域お助け合い事業等により公共の移動手段を確保したい考えですが、震災前に運行しておりました村内と村外を結ぶ民間公共交通に関しては、今後の協議となっております。

このほか日常生活の買い物は、当面は現在のコンビニ及び「道の駅までい館」完成後は当該施設が日用品の買い物先となります。将来的には商工会が取り組んでいる共同店舗

等による商業再開ができないか、現在プロジェクトチームを府内に発足させ、検討を始めたところでございます。

次に、医療、介護、福祉につきましては、医療はいいたてクリニックが平成28年度秋ごろから診療を開始する予定ですし、介護、福祉につきましては、いいたて福祉会と連携をしながら、また近隣のサービス事業所等と協議をしながら、充実を図ってまいります。

次に、学校については、さきの学校等再開検討委員会で答申がされたところであり、今後答申を踏まえ、再開に向けて準備を進めてまいります。

次に、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗することについてであります。

子供を中心に除染を考えた場合、子供は特に健康に対する放射線の影響が大きいため、非常に繊細な問題であると思っております。一口に子供の生活環境といつても、住宅周辺は当然のことながら、通学路や学校、そのほかかなりの広範囲が対象に入ると考えております。特に学校再開の予定になっている飯舘中学校については、建物はもとより、周辺地区（裏山など）についても、徹底した除染を国に求めているところであります。

次に、住民との十分な協議についてであります。避難指示解除の具体的な協議が始まつた際には、議会を初め、区長会等の場で国も交えた協議の場を持ち、村民にとってできるだけ有利な条件で解除時期が決定できるよう、精力的に取り組んでまいります。

以上であります。

健康福祉課長（高橋正文君） 私からは、3-7の被ばくを証明するために必要になるであろう被爆者健康手帳の配布をすべきと考えるというご質問にお答えいたします。

原爆による被ばく者、また水俣病など公害健康被害者については、所定の審査を経た方に国の認定によって、将来にわたりその被害事実が担保され、医療手帳や保健手帳の給付を受けているところです。

ご質問の被爆者健康手帳については、自治体が独自に交付したとしても、国の認定行為ではございませんので、将来にわたり被ばくの事実を必ずしも担保するものとはならないとの認識を持っているところです。

村といたしましては、現在福島県で行っている「県民健康管理ファイル」に各個人の内部被ばく検査、甲状腺検査等の各種検査、健診の結果等を記録・保存したものを健康手帳として長く活用してまいりたいと考えているところです。

よって、現在のところ、被爆者健康手帳の配布につきましては考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、3の避難指示解除に関して、8番の質問に対しでお答えさせていただきます。

避難指示解除後の賠償については、精神的な賠償が1年間とされており、その他の賠償は解除後に打ち切られます。

避難指示解除後の支援については、県が管理している災害救助法による借り上げ住宅などや賠償による借り上げ住宅などについては、将来の身の振り方を考える期間や住民の建てかえやリフォームなどに相当の期間が必要になると思われるため、3年程度の猶予期間

を設けることを国・県及び東京電力に求めているところであります。

帰りたい人のために特別解除の方法もあるのではないかのご質問であります。現在のところはありません。いずれ賠償は終了することになりますので、今から賠償にかわる生活支援的な制度、例えば農作物を作付しても風評被害などで収入が減少した場合の補填措置を早く確立するよう、国に強く要望しているところでございます。

からは以上でございます。

2番（渡邊 計君） これより答弁書にそって何点か質問していきたいと思います。

今まで皆最高値ばかりに目が行っていましたけれども、震災前、飯館においては、飯館に限らず日本全国でも平常時の線量をはかった記録というのは少ないと私は思います。当村においてもなかつたわけで、ただ14日の日ですか、モニタリングポストが来て計測を始めたと。その中で、毎時0.12マイクロシーベルトが最低だったと。であるならば、基準がない中、この一番低い数字がようやく出てきているわけですよね。本来であるならば0.04、これが国が認めている自然界の数字だと思うんですよね。これを基準にしていろんなことを決めていくというか決めていったらいいのじやないかと思うんですが、村長の見解をお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 前の質問にもお答えしましたように、なかなか人それぞれ感じ方が違いますので、なかなかその目標値なりなんなりというのは難しいんではないか、あるいはこの数字がひとり歩きすると余計に皆さん方の不安なり、あるいは考え方が多様になるんではないかなというふうに思っていますので、私としてはいわゆるその帶の中で我々は最大の努力をし、それぞれ判断を仰ぐということで、帰らない人も村の大切な人であり、子供だという考え方でいきたいというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） これまで同じような答えをいただいているわけでありますけれども、それぞれ捉え方が違う。捉え方が違うからこそ、ある程度一定の数字を決める必要があるのではないかと私は思うわけですけれども、これ村独自の除染目標値ということで、年間5ミリシーベルトで、これは平成23年12月16日のまでいな復興計画第1版に載っておりますけれども、当面、5ミリと。当面の目標として年間積算線量5ミリシーベルト以下を目指しと、徹底した除染を進めますとなっていますが、これ当面ということは差し当たり、差し当たりということは現在のところということなんですね。この数値が村長の言うところの解除時の線量値に現在はなっているわけですけれども、当時は放射線について勉強し始めたころで知識も少なかったわけですが、しかし今となっては皆さん放射線に対するいろんな知識を豊富に身につけてきています。解除に向けて今こそ村民と十分に話し合って今後の数字について決めていくべきではないでしょうか。村長、見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） いろいろ感じ方が違うから、だからこそ一定の数字というのは、ちょっとなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、いろいろ違うから一定の数字になりますと、その一定の数字にほっとする人もいますし、困る人も出るという。常にやっぱり、何というんですか、一人一人は自分の基準を持ってよろしいと思いますが、行政としては多様な人がいる中にどうやっぱり対応していくかというところの視点

が非常に大切だ。ところが、残念ながら、これはどちらからも非難を受けるという非常につらい話であります、やっぱり一人一人の考え方を大切にしていくというのが行政としては基本的な線ではないかとこのように思っています。

2番（渡邊 計君）　国のはうも長期的目標で1ミリと、年間追加被ばく線量。これ、1ミリであればほとんど間違いなく病気にはならないであろうということで、1億人以上も人のいる中で1ミリという。絶対大丈夫な数字だと。でも、我々もそんな1ミリなんていうのは考えていないんです。ただ、我々の子供、孫、そういう人たちが帰っても安全な数字、こういう数字を示すべきではないかと。ただ、それ以上の線量で帰られる人はそれでも構わないのではないかと。ただ、そういう数字を決定してやらないがために帰ることに対して迷っている人が多いのではないかと思うわけですが、もう一度回答お願ひします。

村長（菅野典雄君）　ですから、長期目標としては1ミリシーベルトというのはあるわけがあります。できるだけそういう形にしていきたいというふうに思うんですが、今仮に全てというわけにはいきませんが、今二枚橋、私はあそこは間違いなく1ミリ以下に空間線量のモニタリングがなっております。じゃ、皆さん方が帰るかというと、決してそういう方ばかりではない。かなり帰っていただけるとは思いますけれども、そういうことではない。ですから、なかなか設定というのは、やっぱり長期目標なりなんなりの中で我々が努力をしていくという形が一番やっぱり妥当ではないかと。一生懸命下げる努力は国にも求め、我々もしていくということではないかなと。その中で、それぞれが判断をしていただくというのがその人にとって一番大切なことではないかというふうに思っております。

2番（渡邊 計君）　除染目標値としてのこの5ミリです。平成23年12月、このころは放射線の核物質の種類も多々ありまして、ただ現在になるとほとんど残っているのはセシウム134、半減期2年、それからセシウム137、半減期30年、となりますと、当時から比べますと、当時の減衰率というのはかなり急降下に下がる。でも、ここから先はなかなか下がらないんですよね。であるならば、当時の5ミリと今の5ミリじゃ、今の5ミリということに関すると、当時の5ミリより高い数字に当たってくるのではないかと思いますけれども、村長の見解をお伺いいたします。

村長（菅野典雄君）　ですから、その当時はなかなかやはり高い数値でありましたので、除染をやっぱりしっかりとしてもらうために5ミリとこういうことがあります。帰る段階は当然それよりも下がるほうがいいに決まっているわけでありますから、そういう意味からすると今どんどんと下がっているわけでありますので、その努力をしながら、皆さん方に、できるだけ数多いモニタリングをつけて現在こういう状況ですよという中でそれぞれに判断を仰ぐということではないかなというふうに思って、今回もかなりの多額の金を費やして、88基をそれぞれ足したということでございます。

2番（渡邊 計君）　いや、私、新しいモニタリングを設置した数聞いていますんではなくて、23年当時の5ミリと現在の28年の5ミリは同じ5という数字であっても、内容が違うではないかということについて質問したんですけども、何かとんちんかんな答えが帰ってきました。これ以上聞いても無駄だと思いますので、次に行かせていただきます。

国等の関係機関や村とともに検討した上でと。平成29年度以降において適切な措置を講

することになっておりますが、これいつ国や国の関係機関と村とともに検討した上でと、この検討はいつごろやる、時期的にいつごろになるでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今後の29年度以降の計画については、今お話しいただいた内容であります。それで、事務レベルではありますが、再生事務所の担当課長のほうとも29年度以降だから30年とか31年じゃなくて29年度になったらすぐ計画ができるように、やはり27年とか28年度で協議をしていただきたいという話もしております。今年度2回ほど話しましたが、具体的になっておりませんので、28年度早々にまた申し入れをしていきたいというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） これ28年度いっぱい国直轄終わるわけで、続けてやっていただきたいなど。29年度からはすぐにできるような体制を持っていっていただけたらありがたいと思います。

次に、フォローアップ除染を実施するとありますけれども、これはフォローアップ除染には基準値が何もないわけですよね。例えば須萱地区のフォローアップ除染での数値と、これ場所どこになるかわかりませんけれども、現在行われている調査の中での線量の違いはどのくらいの差が出ているんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のフォローアップ除染、具体的には今のホットスポット的な対応ということで、局所対策工事をしております。これは基準値、今お話しいただいたように、基準値何マイクロシーベルト以上であればやります、やりませんという話は具体的に出ていない状況です。ただ、そのエリアの平均の部分から突出しているような数値があればその場所をやるということでございます。村としては、やはり基準値を決めてほしいということは、今までの説明会やらでも村民から声をいただいておりますので、それらの基準値をやっぱり明確に欲しいという話はしておりますが、残念ながら出していくないという状況の中で、逆にこちらから空間線量で1マイクロシーベルトを超えているようなところは根源を見つけながらホットスポット対応をやってほしいというような要望をしているところでございます。先ほど佐藤八郎議員と議論した中でも、やはり主導的には国という部分がありますが、村としてもその対応についても強く村民側に立った内容で進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私も暇を見つけては線量計で図っているんですけども、小宮地区でありますと自分の地域でありますので、うちの周りを調べても怪しまれないんですけども、これほかの地域に行っちゃうと、全然知らない地域とか行っちゃうと問題ありますので、小宮地区ちょっと二、三軒調べているんですけども、あの辺は家の周りで1マイクロ、それで家の前の斜面、土手面で1.6ぐらい。裏に行きますと、山を抱えていますもので2.5マイクロぐらいあるわけですよね。その辺は小宮地区の数字はわかるんですけども、須萱地区の結果、どのくらいの数字になっているかわかりましたらお教えください。

除染推進課長（中川喜昭君） データ的には持っておりますが、今手持ちにないものですから具体的なことは言えませんが、多分平成24年、25年に除染した結果的には0.5から0.7だったかな。ただ、やはり全面がそういう状況ではなくて、やっぱり山際が1マイクロを超えているところもあったかなというふうに思っております。除染前、除染後の低減率は50は

超えていたかなというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 次、2-1の税制に関してですけれども、丁寧にご説明いただきありがとうございます。こういうことが全然村民の間には見えてこないんですね。だから、村民としては解除後、どのくらい税金が来るんだろうかとそういう不安もあるわけあります。こういうきょうここに載ったような文書をもう少し簡素化してもよろしいんで、飯舘広報やお知らせ版なりに載つけて、解除後はこういうふうな形になりますよと、現在の見解ではと、そういうものを載せていただければ、村民も前が見えてくるんではないかと思いますが、その辺のところ、いかがでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） ただいま議員おただしのとおり、今回、役場の移転なんかにも伴いますいろいろな情報提供を今村としては考えているところでございまして、その中にこういった情報につきましても掲載をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

2番（渡邊 計君） 次に、では3-1で、この解除の期限を切るのはなぜかという質問をしたわけでありますけれども、これ、村長ご存じかどうかわかりませんけれども、村長は仕事をしているときだからちょっと無理かと思うんですが、2月15日月曜日、国会の衆議院予算委員会においてある議員が安倍総理に質問しているんですが、ちょっとそのところを一文読ませていただきます。「原発事故からの復興について伺いたいと思います。政府は、昨年6月に原子力災害からの福島復興の加速に向けて閣議決定いたしました。事故から6年を超えて避難指示の継続が見込まれる帰還困難区域以外の区域、すなわち避難指示解除準備区域と居住制限区域については、各市町村の復興計画等も踏まえ、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除するとしました。つまりは来年3月までに帰還困難区域以外は帰還を促すというものです。もちろんそのための拠点整備や除染などの集中支援を行うと言っておりますけれども、原発事故においては期限を決めても全てそこに合わせることはできないと思います。総理に伺いますが、原発事故が収束していない中、期限を区切った帰還や打ち切りではなく、被害の実態や対応状況に応じて判断し、必要な賠償や支援もするべきだと思いますが、いかがでしょうか」。この質問に対して、安倍総理大臣は次のように答えております。「避難指示の解除は、線量の低下、インフラや生活関連サービスの復旧を確認し、自治体や住民の方々とのさまざまな場における対話を重ねた上で行うものであります、期限を切って行うものではありません」。賠償については、その後ちょっと書いてあるんですけども、一国の総理がこう言っているんですね、期限を切らないと。先ほど村長は、菅野議員の質問、同じような質問あったわけですけれども、それに村長は帰還困難区域の話であって準備区域や居住制限の区域の話ではないというようなお答えをしたと思うんですけども、一国の総理がこう言っていることに関して、村長、どのように受けとめますか。

村長（菅野典雄君） 今もその考えは私、お話を聞いて、直接聞いていませんからわかりませんけれども、困難区域のことも頭に入れての話だろうというふうに思っています。少なくとも、一方で29年3月までには努力をしてやりたいと言っているのに、首相がいやもつと先もありますよというそんなふうな話を簡単にしていいのかどうか、私は疑問に思いますね。以上です。

2番（渡邊 計君） 今29年3月が騒がれて、村長も意地でもやろうとするような態度なんですかけれども、これ一国の総理が言っているんですよね。これ私がそう言っているんではないかと思われると困るので、これ国会の議事録ですので、間違いありませんので。

それで、ここに村民ともうこれ十分協議した上でとなっている部分があるんですけれども、村民と十分な協議とは何をもってして十分な協議とするのでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろな意見がありますから、いろいろな場所なり設定なりをしてお話を聞かせていただいてということあります。多分その意見は多種多様だろうというふうには思いますが、聞かせていただいた中で、大体こういうところかなというところを我々は拾って、それに対する対応をしっかりとしていくと、こういうことではないかなというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 次、3-2に関してですけれども、今回私がこの資料、これから質問しているわけですけれども、この片方はこれ20ページに及んでいるんですけども、これは去年の内閣府との懇談会の折に渡されたものです。これとA3、1枚、それと横刷りの1枚。それと、これはまた内閣府との話し合いのときにいただいたものでありますけれども、こういう書類があるのに、あの懇談会の日に20ページもあるこういう、それも内容本当多種多様にわたって書いてある。これその日に渡されて、理解できますでしょうかね。もしできるんであれば、こういう書類があるので、今後懇談会の前にこういう書類は送っていただければ皆さんも勉強していろんな質問ができるんじゃないかと思うんですけども、その辺、どのように検討されるのか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 前もって渡すことももちろん可能かと思いますが、できるだけ一般の住民の人たちがわかりやすい資料をやっぱりつくってまとめていくというのが行政のこれからの方だろうというふうに思っておりますので、そこにこれから意を用いていきたいというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） わかりやすい書類と。これ中を見ると非常にわかりやすいんですよ。懇談会のとき渡された横書きというのは、本当箇条書きで、内容入っていないんですよ。ただ、2時間のうちにこれを読みながら質問するというのは、本当に大変なんですよ。もう一度再検討をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

3-2の中で、ロードマップで示すべきとしている点であろうかと思いますということで、低減対策と健康対策がありますけれども、これは4点ほど載っているんですよね、実際からいいますと。それで、この低減対策。とりあえずこの低減対策、どのような対策をとっていくとしているのかお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 低減対策、除染……（「いや、住民の被ばく線量の低減対策」の声あり）

議長（大谷友孝君） 3-2の52ページだべ。3-2の質問の答弁の中で。下のほうに書かれているんだ。

健康福祉課長（高橋正文君） 住民の被ばく線量の低減対策ということのご質問でございます。村では、いろいろな対策は国のはうでも考えていらっしゃると思いますが、村としては

先ほど除染推進課長が申し上げましたとおり、個人線量の測定結果の管理とか、あとはそのデータの分析とかを進めて、健康福祉的には個人線量の管理に今後取り組んで、どこの部署になるかはわかりませんが、それは大切なことだと。あとは通常の除染とか、除染源の除去とか、清掃とか、遮蔽とか、改修とか、いろいろな分野あると思いますけれども、その辺に取り組んでいく必要があると考えております。

2番（渡邊 計君） ここにはもう一つ健康不安対策とあるんですが、こっちの書類でいきますと、健康不安に向き合ってわかりやすく答えるリスクコミュニケーション対策というのがあるんですけども、これに対してどのような施策をしていくのか。

健康福祉課長（高橋正文君） リスクについて、日本でもいち早く飯舘村は取り組んできましたと考えてございますが、今後のリスクにつきましては、いわゆる放射線全般の知見をもとにできるだけわかりやすく、また正確にいろいろな情報を、住民が適切な判断ができるよう、身の振り方が考えられるというような情報を今後も提供していきたいと考えております。

2番（渡邊 計君） あとは、この後に出てくる山林なんですけれども、その前に先ほどの住民の被ばく線量の低減に対する施策の中に詳細な環境モニタリングを通じた線量マップの策定というのがあるんですけども、以前も聞いたんですけども、この線量マップの策定計画はいつごろからやるつもりでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほど来年度の新規事業ということで佐藤八郎議員の中で答弁いたしましたが、来年の新規事業ということで、これから予算のほうで、いろいろ議員の方々にご議論いただいた中で、議決になれば来年度事業として進めていくということでございます。まだ期間とかそういう部分については今後詰めていきたいと思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 以前の質問、前の議会の質問をしたときには、この線量マップのピッチ、福島、伊達市は500メートルだと、そういうことで検討したいということだったんですけども、福島や伊達市は線量が低いので500メートルピッチでもいいのかなと。でも、飯館の場合は線量が高いので、もう少し細い、本当に村民が一目見てわかるような線量マップをつくっていただけたらと思うんですが、その辺はどのように考えておるでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 福島市、伊達市は500ということで、前回の議会の中でもご議論いただいたて、もっと詳細にというような話もございました。今ふくしま再生の会のほうで委託しております線量マップ、125メートルメッシュということもありますので、この辺でもう少し詳細にできるかどうかという部分も検討させていただければというように思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） 次、3-3についてでありますけれども、日常の買い物、医療・介護、福祉、学校についてと出てきたんですけども、郵便などはどうのようになっているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） これからいわゆる準備宿泊、あるいは解除に向けて郵便物とか、あるいは宅配便とか、いろいろ生活のインフラというところで話し合いを詰めていかなきゃなんないなという気はしますが、先にやった自治体の例を見ますと、解除に向けては大体郵便

配達はしてくれるようあります。どこからかになるかというのははつきりとは決めていませんが、今のところ川俣からではないかなという気がします。ただ、一番心配なのは、いわゆる住所を飯舘村に持ってくるということは、飯舘村に常にやっぱり郵便が配達される。あるいは、ある人は福島市に、多分私は1年ぐらいは行った来たなんだろうなというふうには思いますが、そこら辺でしっかりとどちらかに定めていただかないと、行方不明になつたり、あるいは期間が過ぎていたものを見るという形になるんではないかという気がしますので、その辺は先ほどお話がありましたように丁寧に住民のほうにお伝えをしていきたいとこのように思っております。

2番（渡邊 計君）あと通信ということで、今佐須地区の不通話エリアですか、ここを28年度予算でやるということですが、佐須以外に主なエリアはどのくらいあって、それぞれを、例えば不通話エリアを地図に落としたものなどはあるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君）今のところ、懇談会とか行政区長会等で佐須の滑地区ですね、不通話だというようなことで出されておりまして、その部分だけ今回予算化をしているといった内容です。そのほかは要望が今のところは出てきておりません。

2番（渡邊 計君）要望に沿ってやるだけで、行政として調査はしないということですか。

副村長（門馬伸市君）佐須の今の前乗と滑以外も不通話のところはどこかはあるんです、やっぱり。あるんです、1ヵ所、2ヵ所、どこの行政区でもあるんです。ですから、その不通話のところを調査をしたいなというふうには思っています。どういう形で調査するかは別にしても、やっぱり電話、携帯も使えない、テレビも見られないということではこれはどうしようもないわけで、特に携帯電話は大切ですから、前どこででしたか、調査をしたいというふうな話はしていました。ですので、村と携帯の電話の業者と連携して調査するかどうかは別にしても、調査はやりたいと思っています。

議長（大谷友孝君）あらかじめ本日の会議、延会をしたいと思います。渡邊 計君の持ち時間、5時11分までですので、ご理解をいただきたいと。

2番（渡邊 計君）今副村長から回答いただいたんですが、この避難によってお年寄りも皆さんもう携帯を持っているんですよね。そして、これ不通話地点で転んだり何かけがしたとき、携帯持っているものだから携帯でかけようと思っても、不通話だとちょっと不便さを感じるので、ぜひ早急にやっていただきたいと。

この日常的に必須なインフラの中で上水道があるわけですけれども、帰村する人が少なくなることが目に見えている中、今までの水道代よりも負担が上がるのか、それとも負担分は村のほうで持つのか、その辺のところをお聞かせください。

復興対策課長（愛澤伸一君）現在水道料金については使用水量に応じて金額が決まっているところでございます。今後、使用水量が減るからということで水道料金が変わるというご質問でございますが、こちらについては今後の推移も見てまいりたいと思いますが、現在のところは検討はしてございません。

2番（渡邊 計君）次ですけれども、介護ですか、近隣のサービス事業所とも相談してとありますけれども、現在南相馬市あたりではもう介護施設いっぱいに入れない。それで、川俣、伊達、福島、月館、そういうところにわざわざ南相馬から連れてきて入っていると。

もうこちらもいっぱいな状態になっていると。その中で、これを今後どうしていくのか、また村内の介護施設を使えば、村内の介護施設は一生懸命努力をしまして30万円予算あれば15万円にして介護保険が上がらないように努力してきたわけありますけれども、これ区域外でありますと向こうは30万円使えるんだから30万円使っちゃおうと。そうするとこれ介護保険、どうしても上がるるので、その辺の検討はどのようにしていくのか、お聞かせください。

健康福祉課長（高橋正文君） まず、1点目の介護サービスのことでございますが、まず待機入所者というのも問題はあります、一番の問題は職員が不足しているということで、いたてホーム等もショートステイとか在宅サービスが再開できないということで、こちらのほうを再開するために、準備検討委員会の報告にもございますが、年度計画で福祉会では職員の採用の計画を立てて鋭意努力していくと。職員がある一定程度集まれば、そのサービス再開を進めていきたいということでございます。

あと、もう一点の介護保険料、介護特会の会計でございますが、渡邊議員おっしゃるところ、将来非常に財源の不安がございます。というわけで、3月の先議いただきました補正予算で介護の準備基金のほうに7,000万弱新たに積み立てるという予算を可決していただきました。このように、特会に積み立てる等をして将来的な給付費の増大とか、この特会に積み立てるという意味合い2つございまして、突発的に伸びた給付費に対応して、その給付費というかいわゆる医療費ですね、医療費が伸びたときにそれに充当すると。あともう一点は、保険料を抑制のために備えると。近隣市町村と著しくバランスを欠くような保険料になるということは問題がありますので、そういう場合に準備基金から充当して保険料を抑制するということを保険者の責任として今後備えていく必要があると。それで保険料を抑制できればと考えております。

2番（渡邊 計君） ありがとうございます。

次に、3-4についてですけれども、医療クリニックが早ければ28年度秋ごろに診療再開となっておりますけれども、これは週何回ぐらい開業していただけるのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 先ほど申し上げました準備検討委員会の報告にもございますが、まだ現時点でのものでございますので、週何日というのがはっきり決定してございません。準備宿泊等の状況も見て、管理者である秀光会さんともご相談して、週に2日とか3日とか、半日あけるとか、その辺はこれから詰めていきたいと考えております。

2番（渡邊 計君） これ、クリニック開くのはいいんですけども、薬局はこれ今まで油座さんというのが飯館にあったんですけども、今度こられなくなるわけで、薬局で薬をとりにいく場合、どこに行くようにするのか、またどんな方法かで配達とかそういう形になるのか、その辺をお聞かせください。

健康福祉課長（高橋正文君） 調剤薬局の件でございますが、被災前まではいたてホームに隣接して一般の薬局さんが営業していたと。現在、この再開に向けて、その一般企業さんと調整中でございます。ただ、その企業が進出いただけないということになれば、指定管理者のほうで院内のほうで対応できるかどうかというのも今調整中でございます。今後、院外か院内、いずれかで調剤ができるというような段取りで進めたいと考えております。

す。

2番（渡邊 計君） 次に、なりわいの確保でありますけれども、特に農業、これ農地保全ということで1反3万5,000円ほど出ていますけれども、これで、この3万5,000円で満額まで仕事いった組合があるのかと。それと、大型農業に転換しようとしている中、本当に山合いのほうの狭い田んぼ、これどうにもならなくなってくるわけでありますけれども、その辺の人たちに何かいい方法があるのかどうかお知らせください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 27年度の営農再開支援事業の状況でございますけれども、やはり除染が十分に行き渡っていない状況等もございまして、各行政区の農業復興組合とも、いずれも3万5,000円の満額まで使用している状況には至っていない状況でございます。

また、それから、おただしであります山合いの不利な農地の今後の対応ということでございますが、さきのご質問にもお答えしておりますとおり、個人、あるいは地域でもどうしても管理ができないという農地があれば、まずは村の中でその農地管理会社のようなどこか請負をしていただけるようなそういう組織ができるのかどうか、そういったものも検討してまいりたいと思っております。また、そういうところについても、なかなか対応が困難だという地区も結構出てくるのではないかというふうには想定しております、そういう地区につきましては、非農地化といいますか、農地ではない別の利用の方法も検討の中に入れながら考えてまいりたいと思っております。

2番（渡邊 計君） 同じくなりわいで商工業なんですけれども、帰村人口が少なくなることは目に見えていると。その中で商工会長のほうからは何とか応援していただきたいという話も出ているわけですけれども、この商工業の出店というか開業に関してどのような支援策を考えておられるのか、お聞かせください。

生活支援対策課長（細川 亨君） 商業の復興という部分のご質問かと思われますが、ただいま先ほど3-3の中の答弁にもありましたように、どのような商業再開ができるかということで、商い復興プロジェクトチームというものを今府内に立ち上げて検討に入っているところでございます。事業者の要望と国の補助事業のメニューを合致させる作業をしておりまして、どのような事業が一番効果的に行えるかという部分で今検討に入っております。以上でございます。

2番（渡邊 計君） 子供の教育、生活環境ということで、学校再開に関してちょっと聞いたいんですけども、29年4月開校に関しては、教育長も同じ考え方でしょうか。

教育長（八巻義徳君） 私のほうでは教育委員会という立場、設置者ではありませんので、私どもは設置者の判断した環境においてその教育の質をしっかりと考えていくという立場なのかなというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） もう一つなんですが、拙速に再開した場合に5年くらいで本当生徒がいなくなつてだめになるのではないかと私は危惧するわけですけれども、教育長はどのように感じていらっしゃるのかお伺いします。

教育長（八巻義徳君） 学校等再開検討委員会の事務局としてずっと検討を見ております。また、お聞きしておりますし、また委員として参画しております。さらにまた学校運営協議会でいろんなお話を賜っております。それから、教育委員会の議論もお聞きしております。

そうした中で、非常にどこの地区も学校等再開についてはいろんな課題を持っているということは存じ上げております。いずれにしろ、一つ一つ保護者、それから子供たちの教育の学力面、それから健康面、それから心の問題というところに丁寧に寄り添っていく、キリ我々教育の質ということは守っていけないのかなというふうには思っております。ただ、人数については、今言わされたように、どなたに聞いてもお答えできるような方はおられないんじゃないのかなというふうに思います。

2番（渡邊 計君） 3-6の非破壊検査器の導入でありますけれども、大変今回、今年の予算で1台購入を計画しておるということですが、これ例えば29年3月解除となりますと、1台で果たして間に合うのかなという疑問が生じてきますが、今後、何台ぐらい入れる計画なのか、その辺をお聞かせください。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほど答弁しました測定器でありますが、28年度1台購入しまして、あとは28年度準備宿泊なり、あとは解除になることもありますので、その使用状況を見ながら、29年度、30年度と2カ年程度で考えていきたいなというふうに思っております。まずは28年度、使用状況をしっかりと見ていきたいということでございます。

2番（渡邊 計君） これ、破壊検査器だと後で食べられないので、非破壊検査器をぜひ多目に入れていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後5時09分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月8日

飯 館 村 議 会 議 長 大 石 反 彦

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 常野 新一

同 会議録署名議員 北原 經

( )

( )

平成28年3月9日

平成28年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）



平成28年第2回飯館村議会定例会議録（第3号）						
招集年月日	平成28年3月9日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣言	開議	平成28年3月9日 午前10時00分				
	閉議	平成28年3月9日 午前11時27分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	5番	松下義喜	6番	伊東利	7番	佐藤八郎
職務出席者	事務局長	齊藤修一	書記	北原美樹	書記	瀬川雅幸
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一		農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年3月9日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問（通告順 5～6番）

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 松下義喜君、6番 伊東利君、7番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

引き続き通告順に発言を許します。

5番 松下義喜君の発言を許します。

5番（松下義喜君） 改めましておはようございます。

28年3月定例会において一般質問を行うものであります。

あの原発事故から5年がたち、いまだに避難生活が強いられている中で、29年3月に避難解除が予想されている中で、村民が帰村する上で心配する問題が多くある中で、早期に支援策を示すべきと思い、質問をいたします。

約17年前区長のときに、行政区要望として県道12号線草野地区の道路拡張かバイパスが必要と思う要望をいたしました。その後、どういう考え方所見を伺うものであります。

また、12号線沿いの草野本町地内の歩道下のU字溝の除染はどうなっているのか伺うものであります。

3番目に営農再開支援についてであります。

帰村に当たって具体的な営農再開支援を早期に示すべきと思うが、所見を伺うものであります。

4点目に学校整備についてであります。

幼小中学校再開を中学校で行うとしているが、整備はいつごろまで終えられるのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 5番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のインフラ整備でございます。

村内における県道12号線、いわゆる主要県道原町川俣線ですが、この整備でありますが、現在2件の工事が進行中であります。一つは、芦原工区において、いわゆる道路の曲がったところを改良する工事が28年度に完成予定ということで今現在やっている最中でございます。もう一つは、八木沢トンネルについて、平成30年代の早い時期での完成を目指して工事が進められているわけであります。なお、貫通式は3月20日というふうにこちらのほうに連絡が入っているところであります。

ご質問の草野地区については、道路の幅が狭いので、いわゆるこれからフレコンバッグなどを積んで大型ダンプなどが交差をすると非常に通行に支障があるということを認識しております。整備が必要だというふうに考えているところであります。県のほうとしても、当地区の改良について、バイパスにするかどうかは別にしても、検討しているような話を聞き及んでおるところであります。したがって、村としましては、これまで関係団体で構成しております主要地方道原町川俣線改良促進期成同盟会というのがありますので、そこにまず本路線が高規格幹線道路と認められるように要望してまいり、さらにそれを議会の皆様と協議をしながら、道路管理者である県に対し要望活動をしっかりと進めていければとこのように考えているところでございます。

4番目の学校整備でございます。

さきの菅野新一議員のご質問でもお答えいたしましたが、村内での学校再開、いわゆる学校等再開検討委員会からのお答えは、「飯館中学校の校舎に1カ所にまとめて幼稚園、小学校、中学校が一緒になって教育を行うように」というのをいただいているわけであります。そうしますと、平成28年度中に飯館中学校及びその周辺についての放射能の低減を進める徹底した除染を行わなければなりません。さらに、学校施設でありますけれども、全て中学校仕様でありますので、いわゆる幼稚園仕様、小学校仕様というふうに改造といいますか、リフォームといいますか、整備を進めなければなりませんので、当初予算に基本設計の費用は計上させていただいているところでございますが、この改修整備というのは地震や避難中に傷んだ箇所の修繕に加え、今申しましたように幼・小・中ということになりますと、かなりいろいろ不足する施設も考えられますし、新設も必要だろうと。などなど、大規模なものが予想されるところでございます。

村としては、将来のことを考え、一時的なことではなくて、少なくとも子供たちが戻ってきていただけるわけですから、最良の教育環境をつくっていかなければならないと強く思っているところであります。

その場合、当然村の単独で事業を進めることはできませんので、復興にかかる国の予算を確保した上で改修になるというふうに思っております。

当面、29年3月までの完了を目指し事業を進めていくということに変わりはありませんが、国との協議や予算確保の見通し、さらには整備スケジュールなどで計画どおりに進むかどうかについては不透明な部分があります。したがって、できるだけ早い機会に、私としては連休明けぐらいにはっきりとしていかないと保護者も子供も大変不安が増すものというふうに思われますので、そのころまで判断をし、議会を初め関係者の皆様に相談なり報告をさせていただきたいとこのように考えているところであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。  
除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問2の除染についての1点目の草野本町地内の歩道下のU字溝の除染についてお答えいたします。

現在実施しております国直轄除染計画では、側溝除染は道路除染時に実施する計画になっております。通常の除染方法は、ふたがあればふたを外して側溝内の堆積物除去、高压水洗浄での清掃、作業排水の回収などであります。

おただしの草野本町の県道脇の歩道下のU字溝についても同様に計画しておりましたが、現場を確認しましたところ、ふたとなる上部がコンクリート現場打ちで施工されており、ふたを外すというようなことができない状況であり、開閉ができるところは約10メートルごとに約60センチ四方の点検ぶたが設置されている状況であります。今後、早急に約10メートルごとに設置してある点検ぶたを利用して除染ができるかどうか国と除染方法について協議をしてまいりたいと考えております。

また、地元住民からの情報によりますと、U字溝の中にはかなり高濃度の土壌廃棄物があるとのことですし、また県道等にU字溝からの横断暗渠も何カ所かあると聞いておりますので、現場確認も実施しながら除染実施に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、質問の3営農再開支援についてのご質問にお答えをいたします。

村では、今年度、営農再開検討会議を設置し、営農再開までの課題等について諮問をしているところでございます。

会議が昨年末に実施いたしました農業再開に係る意向等アンケート回答によりますと、回答をいただきました632名のうち、およそ31%に当たる199名の方から「農業再開の意向がある」との回答をいただいております。また、このうち約100名の方が平成30年度までの早い段階での再開を希望しておられます。

村では、現在こうした方々に順次個別のヒアリングを実施しながら、利用可能な国・県事業等をご紹介しているところでございます。一口に営農再開と申しましても、集落全体で営農再開を目指すというような地区もあると思いますし、また個別の農家がそれぞれに再開をしていくというような地区の形態もあろうかなというふうに考えてございます。

現時点で利用可能な事業につきましても、事業主体が村でなければならないというようなもの、あるいは各地区に設置されております農業復興組合が主体となって行うもの、あるいは個別の認定農業者、あるいは農業者の集団、組織といったものが主体となるなど、補助の要件がそれぞれに異なっておりますので、現在いろいろな補助金のメニューについて住民の皆様に周知を図るとともに、個別のニーズを捉えて、より有利な事業を活用してまいりたいと考えているところでございます。

村といたしましては、まず第1段階として、強い意思や決意を持って村の中で農業再開したいというふうに考えておられる農家の方を優先的に支援をし、次の段階では、次に続く農家の方々のために市場の関係者との調整であるとか、あるいはニーズの調査を行うなど、営農再開までのさまざまな段階ごとに適切な支援が行えるよう、「営農再開ビジョン」を本年中に取りまとめ、お示しできればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

5番（松下義喜君） 1番については十分ですが、本町地内の除染、U字溝の下の除染は、29年の3月が帰村とされる時期まで間に合うのかどうか、お聞きいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 29年度末までできるのかということでございますが、今のところ国の計画では29年度末まで完了するという計画でおるところでございます。

道路除染につきましても、まだ40%程度であります、今後重点的に専門業者の部分で入るかというふうに思っておりますが、道路除染について完了させるということと、同時にU字溝の除染もするということでございます。29年度内に完成をするように改めて国のほうに求めてまいりたいと思います。以上です。済みません。28年度。大変失礼しました。28年度末ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番（松下義喜君） 29年の3月に避難解除を予定される中で、居住地内の除染もほぼ村内は終わりになる。その周囲であるU字溝たるもののが、本当に草野地区ばかりでない、ああいうものが数あるんではなかろうと思いながら、本当に雨水とあそこのU字溝等においては、用水堀でもありながら、結局かなりの深い高濃度な汚染されているのではないかと見られる中で、その面でかけ合わせてみれば、12号線の草野地区の拡幅工事等を踏まえたならば、本当にあの交通量での除染ができるのかどうか。私は、あの通行量ではできないんではなかろうかと考えているんですが、どういうふうに捉えていますか。もう一度。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしのとおり、県道12号線、一般の通行量もかなり事故後ふえているという現状も認識しておりますし、今除染工事車両やいろいろな工事車両も通っているということで、おただしのとおりかなり厳しい状況にあるかなというふうに思っておりますが、交通量の多いところについてはある程度長い期間を持たせて順次やるという方法もあるかと思いますが、その辺については今後環境省のほうに通行量も含めた計画づくりを求めてまいりたいと思います。以上であります。

5番（松下義喜君） それで、バイパス的な県道の拡幅工事に関して、村では県には今まで要望してあるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 口頭ではお話を、他の要望に行ったついでといつてはおかしいんですが、その中の一つに、これからフレコンバッグがかなりの長い間、主要県道は通るであろうと。そうしますと、あそこでダンプがすれ違うと非常に危険ではないですかという話で、何かいい方法はという話で、位置を広げるのと、バイパスと、県としてはどうなんですかねというぐらいの話はしました。そうしたら、やっぱり安く上るのはバイパスだろうなという話なんですが、それはあくまでもまさにただのやりとりの中でございますので、これから正式に先ほど言った主要県道の協議会なり、あるいは皆様方とどちらのほうがいいのか。こちらがいいといつても県も県の考え方があるでしょうけれども、しっかりとご相談を皆さんとしながらご要望していければとこのように思っております。以上であります。

5番（松下義喜君） 私、17年前に行政区要望として草野地区にバイパスを設置していただきたいというような要望も出した関連が、17年前ですよ、今、この原発事故により草野地区の歩道の下のあの深い歩道、10メートル置きに少ししか入っていないところ、高濃度の汚染物がたまっている。そういうものの除染するには、片側通行等にしなければ完全に通れない状態になるのかなと私は思っています。また、あのU字溝は、大宮作から、あの裏の用水堀もあります。私も何年か学生のころ人足で払った、根払いしたときがありますけれども、本当に簡単にできる問題ではありません。それを踏まえながら、私はバイパスが適当ではないのかと思います。

また、バイパスを河川敷通すんであれば、あの中は水が来ないですね。現状、これから

帰村して農家を、営農を再開するに当たっても、なかなか今仮々置き場になっておりますけれども、大変なところではないのか。できるのであればバイパスを通していただいて、その間は施設園芸等ができるような一つの雇用の場をつくってするのがよいのかなと思うんですが、村長、どのような考え方を持っておられますか、お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今申し上げたとおりでございますので、相談させていただきながら、新年度に入りましたらさっそく行動を起こさせていただきたいというふうに思っております。

5番（松下義喜君） それで今言いましたのは、あわせて、中の農地等に関しても、私は施設園芸等をつくられるような、また大谷地団地の整備等々において集落の集団的な高齢の方々も入って労働力を担うようなものであそこをそういうような施設にも提案したいと思います。

それで、帰村に当たっての営農再開支援でございます。何度も皆さんも聞いておりますが、営農再開支援事業で3万5,000円のものでするんだというようなものを今まで言ってまいりました。それで、営農再開検討会議たるものはどういう質問をしておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 営農再開といいましても、各品目ごとによってそれぞれ手順等が異なりますので、村からはその各品目ごとのといいますか、それぞれの村の営農再開に向けてのビジョンといいますか、村の将来目指すべき農業の姿についてご検討いただきたいということでお願いをしてございます。

5番（松下義喜君） 私は、29年の3月に避難解除であるのであれば、もっと踏み込んだ営農支援策を早目に出すべきでないかと全協でも申し上げました。そういう中で、先般、臨時議会等でも飯館に戻って牛をやるんだったらば、再開する農業者が手出しのないようなものにしていきたいと。そういうものを村、県、国からも助成をいただいて営農再開をさせるような事業と、そういうものを早く帰村の前に打ち出さなければ、本当に今村民が29年の3月に解除になると。実際、営農して何をしたらいいかわからないでしょう。だから、戻るのために早目のものを、こういうこともある、こういうこともあるでしょうと、園芸の場合はこうだ、花卉の場合はこうだ、畜産の場合はこうだと、米の場合だったらこうだというようなものを早目に支援策として打ち出して解除されるに向けてのものを出さなくちゃいけないんでなかろうかと思い、この営農再開の支援はどういう考え方をしているのかというようなことでひとつ聞いているわけでございますので、もし思いのある支援策というものがあるならば、再度お聞かせいただきたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） なかなか営農再開に向けての支援策が村民の方々に見えづらいというようなことでご指摘をいただいたところでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、営農再開を希望される農家の方々と個別のヒアリング等を重ねているところでございまして、それぞれの農家の方のご要望に沿った形で何とか支援策を見つけてまいりたいということで進めているところでございます。そういう姿が見えないということでおただしでございますので、早い時期に補助事業のメニュー等を整理したものをお示

しきれはというふうに考えてございます。

5番（松下義喜君） 個人の要望等を聞きながらご相談でなくて、どういうメニューを選んで戻ってできるのかというもの。畜産に関する場合は畜産、水稻だったら水稻に関しての、そういうメニューを私は早く示すべきだと。そこで帰村してやる者に関して、じやこれが売れないんだったらこれにするかと、そういうようなメニューをつくって早くお示しいただきたいと。

それで、営農再開ビジョンを本年中に取りまとめてお示ししたいという考え方であります。今年中、本年中というのは、いつのことを言っているんですか。早目のものを私は望んでいるんですけども、その再開ビジョンというのはどういうようなものを本年中に取りまとめて示すのかお聞かせ願いたい。

復興対策課長（愛澤伸一君） 現在、会議の中で検討いただいているところでございますが、( ) 営農再開と申しましても、いきなり村に戻ってすぐに商品化ができるわけではございませんで、試験栽培、実証栽培、そういった手順を踏んで県の検査等も受けながら営農再開に向けての道を進んでいかなければならぬということでございますので、ただいま議員のほうからもおただしさいました各品目ごとの営農再開に向けての手順ですか、こういったものが住民の皆さんにわかるように示せればというふうに思っております。

また、これもそういうビジョンが示されるのを待つてからじゃないと村では動かないのかということでなくて、それはそれで会議のほうからの答申はそのとおりいただきたいと思っておりますが、それとはまた別に早期の営農再開を希望される方については鋭意現在も対応しているところでございますので、そこまで待たないと何も村ではやらないのかということではないということをご理解をいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃるとおりです。( ) 住民からすればなかなかやっぱり見えないというところだろうと思います。それによって帰っていくかどうか、帰つてできるのかどうかという話だろうと思います。ただ、役所としては、やはりほかのときならざ知らず、放射能相手の対策をやっていかないと国から許可がでないというようなこともあります、その点を今お話し、担当課長のほうから話されたというふうに思っています。例えば一番はやっぱり農機具などが個人個人にはとてもできませんけれども、例えば一人なり二人なりが組んである程度の面積をいわゆるこれからこなしていきたいと、10年ぐらいはとかそういうのであれば、機械に対する大幅なやっぱり補助なり、あるいは場合によっては全部とかと、先日、きのうの質問でも、中間のお金がある程度あるのでこういうようなお話しがあったわけであります。それから、ハウスです。これはやはり飯館村では結構いろいろな作物が、野菜にしろ、花にしろつくられたわけですから、当然県もほうも補助があるだろうとは思いますが、それに対する上乗せなりなんなりをして、少しでもやっぱりスマーズにそういうものができるようにしていかなければならないんではないかとか、あとはせめて野菜は食べようと思っているんだけれども、何せイノシシにやってどうも参ったというのであれば、そういうものの電牧の問題とか、あるいは花を植えて牧草を植えて土を肥やしたいというのであれば、その種代ぐらいはやっぱり、全てとはいいませんけれども、持っていくというのもあるのかなというふうに思います。ただ、やはり全体を見ながら、

どのぐらい続けられるか、この「陽はまた昇る基金」でどれだけ続けられるかというところも検討しながら、できるだけ早く、今おつしやられたのはもっともでありますので、明示をしていきたいとこのように思っているところであります。以上であります。

5番（松下義喜君） 今言いました「陽はまた昇る基金」がかなりあるのでありますから、早目に検討して出していただきたいというふうに思うのであります。

では、学校整備についてお伺いいたします。

当初予算に基本設計に係る費用を計上したというようなことでありますけれども、どのようなものを行おうとしているのか、内容的なものをお聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くのつかみで上げさせていただきました。何せやらなければなりませんので、ということなんですが、現場を見ましたらば、大体教育委員会と一緒にになって、あるいは工事のほうの担当の職員とずっと見させていただきました。そうしますと、少なくとも幼稚園が入ることになりますと、やっぱり中学校の仕様の中に幼稚園というのは間に合わせであってはいけないんだろうなというふうに思います。

それから、小学校もやっぱり机から何から変えていかなければなりませんし、また中学校のほうは専門教室、特別教室というのがやっぱりある程度必要でありますから、そういうものの配置などを考えながら、入り口であったり、そういう器具であったり、あるいは場合によっては1つの体育館でいいのかどうかです。小・中ぐらいいは使えるかもしれませんけれども、幼稚園がその体育館でいいのかどうか、やっぱり第2の小さな体育館が必要なのかもしれないとか、あるいはプールはどういうふうにすればいいんだとか、そんなことも大変かなりいろいろ考えていかなければならぬんではないかと。その基本設計をするのにも、いろんな人たちの意見を聞きながら詰めていくということになるとかなり時間がかかるのかな、うまくいくのかなという、そこら辺が今度予算を通させていただいたら、早速その辺をやっていきたいというふうに思っております。

また、一方で、今周りの木を切り始まっています。頂上まで木を切ってもらって、これから環境省のほうにしっかりとした除染をやってもらう予定であります、一方で今土とり場の工事も始まろうとしているところであります。その辺がこれからどのような状況になるのか、どの辺まで、どの辺で終了になるのか、そんなことも別なほうからにらんでいかなければならないなというふうに思いますので、何ができるだけ早くその辺を各部署で検討していただいて、どういうふうにこれからしていけばいいのかというのを皆さん方と相談をさせていただいて、早くはっきりさせていきたいとこのように思っております。

5番（松下義喜君） 学校の整備も再開も同じだと思いますけれども、皆さん方から本当に環境が整うのかというような質問がきのうもありました。今環境省に除染をさせるというような整備等もありますけれども、私は裏山等を土とり場として、あそこからとて少しでも空間的な範囲を広げさせるのが一番かなと思っています。給食センターの後ろもしかり、そういうものを組み込んで早目の除染をしていただければ、本当に空間線量的なもの、飯野、川俣的な線量的にはなるんでなかろうかと思いますけれども、そういうものも盛り込んでしていただきたいと思いますけれども、どう思いますか。

村長（菅野典雄君） 給食センターなり、あそこに3つの教員住宅があるんですが、あの場を

とるということになりますと、多分かなり年数的にはかかってくるというふうにこう思っています。今校庭の脇あたりをとっているわけあります。いわゆる今までの続きというところです。こちらのほうはできるだけ頂上まで木を切って、しっかりとした除染をやっぱりしていくという形なのかなというふうに思っています。いずれにいたしましても、先ほど言いましたように、幼・小・中となりますと、1つで間に合うという話もあるだろうと思いますが、やっぱり幼には幼、中には中の施設というのをしっかりと考えていかなければならぬとこんなふうに思っていますし、何とかやっぱり飯館の学校にという思いで来ていただく子供に応えるには、しっかりとやっぱりやっていくということではないかなというふうに思っています。

5番（松下義喜君） 国の予算を確保した上で改修に当たると言っていますが、仮に国の予算を確保し、29年の4月まで整備を終えたとします。仮に29年の3月に帰村がかかった。きのうのみんな一般質問では、帰られない、どういうふうな学校、延ばすのかというような問題も出ていましたけれども、逆に29年の4月に準備ができ、帰村が解除になって、何人かは親と一緒に飯館に戻る子供もあろうかと思います。中には学校の引き延ばし等を希望しているPTA、父兄の皆様方がおります。逆に、飯館に親について戻ったお子さんが29年の4月には飯館でやらないでくださいと。また整備が整った子供は飯館に戻った。そういう逆のパターンがあった場合は、村長はどういう考えをなされるのか、お聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 何度も言っていますが、全く逆のパターンが存在するということあります。ですから、いわゆる両派のところをある程度納得していただける線で行く。ただ、設置者としては、最大限やっぱりいい環境をつくり、そして除染をしっかりともらつて、そこを、数値なりなんなりがああこれならばというところまでやっぱりやっていくべきだというふうに思います。ですから、それが全てなったとすれば、それは29年4月ということもあり得ますが、まず今の段階ではなかなか、検討委員から出てきたのが2月の末でありますから、今急いでその辺の対応をどれだけできるかというのを新年度予算が通り次第精力的にやっていきたいとこのように思って、その結果ができるだけ早く皆さん方にお知らせするということではないかなと。今のところはそんなような状況以外はなかなか言えないというか、隠しているんではなくてわからないので言えないというところなので、いわゆる仮定の話をさせていただきました。

5番（松下義喜君） くどいようですが、川内村なんかを見れば、川内で学校再開したらば1人の生徒しか戻らなかつたというようなのがあります。仮に今要望等、PTAから上がつております。3年間延長してくださいと。逆に戻つて1年延長、2年延長、川俣、飯野でしたとします。でも、飯館に子供が戻つた。逆にスクールバスで飯館から川俣用、飯野用と出すような考えはあるのかないのか、お聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 村に戻つた方がこちらのほうが延びるということになれば、子供たちはやっぱり通学させなければならないというのはあるだろうと思いますが、むしろやっぱり飯館村にこちらから通つてもらう段取りをどれだけ多くするかというところが大切なんだろうというふうにこう思います。ですから、きのうもちょっと答弁しましたが、南向台

あたりとか、あるいは岡部あたりに、いわゆる1つの村のプールなり建物なりの中で、そこまで何らかの形でできれば、そこから大体45分から何ばかかっても50分ぐらいで飯館の学校に通えるとこういうようなことではないかなというふうに思っています。延ばすのは、それは人それぞれ思いはあるだろうと思いますが、例えば3年後、きのうも話しましたけれども、5年後にやっぱり同じ思いをする方が出てくるわけでありますから、きょうも中学校の生徒と話しますが、自分のことだけを考えれば全くそのとおりだらうと思うのですが、自分の中も考え、次の飯館に入ってくる子供たちのこともやっぱり考えるというのが大人になることだと私は思っていますので、そんな話で、またきょうどうなるかわかりませんけれども、話させていただきたいというふうに思っています。（「はい、終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 6番 伊東 利君の発言を許します。

6番（伊東 利君） 平成28年第2回議会定例会において一般質問をいたします。

原発事故による避難生活も5年になりました。今もなお、多くの村民は不安と向き合いながらの生活が続いておりますが、皆健康で踏ん張っていただきますよう念願するものであります。一方、村に目を向けてみれば、復興も着実に進行しつつありますが、これから復興を進める上での課題、施策を求めるものであります。

質問になります。

質問の1つは、学校再開についてであります。

学校再開の時期について、村長が平成29年4月に村内において再開すると方針を示されました。これに対しては、保護者を初め、村民も、時期的にも、環境的にも不安を持っており、私は準備期間を持って1年ぐらいおくらせ、その間に安全・安心、不安なく学べる環境を整備すべきと思うが、所見を伺います。

質問の2つとして、除染についてであります。

除染の完全実施について、除染後の高線量地域、いわゆるホットスポットの除染はどのように進めるのか。そして、時期と目標と対策について伺うものであります。

質問の3は復興対策についてであります。

まず1つは営農再開に向けてであります。農業基盤整備、これは小規模的でも水田区画整理、用排水路、農道の改修をしないと、営農再開、農地の維持管理ができないのではないかと思われる所以、施策を伺います。

次に、商工業支援対策についてであります。

共同店舗的な取り組みができるいか、施策について伺います。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 6番 伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

復興対策についてであります。

1点目の営農再開に向けての施策ですが、それぞれの農家が再開したいと考えている作物や規模というものをまず村としては把握する必要があるなというふうに考えております。ちなみに、水稻の生産につきましては、県からは飼料用米の取り組みについてご紹介をいただいているところであります。今のところですが、希望される農家はほとんどい

ないという状況でございます。

このため、当面は水田についても、畠地的な利用といいますか保全対策をしながら基盤整備をしていくということになるのかなというふうに考えております。仮に水稻生産を想定した基盤整備を先行的に実施したとしても、継続して生産していく圃場とならなければいずれ放棄されてしまうことから、農家が希望する営農形態を把握し、要望に沿った整備を行い、「村で農業に取り組む人」に農地の集積なども進めていくということも大切なのではないかというふうに考えているところであります。なかなか難しい問題です。卵が先か鶏が先かという話なんですが、何せいわゆる今のときならば整備はできる。でも、後どうなんだというのと両方あわせなきやならないというところなものですから、そういう意味で難しいですが、やっぱり我々の農地でありますので、その両面を見通しながらやつていきたいとこのように思っているところでございます。

次に、2点目の商工業の支援ですが、共同店舗については今から2年以上前に交流センター、つまり公民館の計画を立ち上げるときに、そこにどうですか、共同店舗はという話を商工会に話を私持っていましたが、何ら動きがないままになってしましましたが、今回、飯館村暮らし検討委員会からも、この商工業の振興の中にそういうものが出でてきた、盛り込まれているということです。

また、昨年の12月、2カ月ちょっと前ですが、商工会から共同店舗の整備に関する要望書も出されました。いろいろ内容を聞いてみると、今のところまだまだ具体性に欠けておりまして、今後十分に詰めないとそう簡単には実施できないなという問題があります。ただ、やはり1件でもやっぱり村に店が戻っていただきたい。特にやはり飲食店とかそういうのは今のところないわけでありますから、そういう意味で引き続き商工会と協議をしながら取り組んでまいりたいとこのように思っているところであります。

他はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

教育長（八巻義徳君） 6番 伊東 利議員の学校再開についてのご質問にお答えします。

村長よりさきの松下議員のご質問にお答えされたように、中学校の改修や整備は教育の充実、子供たちの安全・安心、そして保護者の安心のために大規模なものになると思われるというお話がありました。村長より、その状況を見つつというお話がありました。私も教育委員会として今後とも設置者と連携をとりながら教育の充実に努めていくというふうに新しい意欲を持っております。

以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、2の除染についての1点目の除染後の高線量地域、箇所、ホットスポットの除染についてお答えいたします。

現在の除染は、宅地建物、農地、道路、そしてその周辺の森林など、生活空間を面的に実施しており、除染に当たっては国に対し、村の除染目標値であります年間5ミリシーベルト以下になるよう、徹底した除染を求めております。

しかしながら、昨日の菅野議員にもお答えしましたように、除染後の宅地において現在まで国の除染後のモニタリング調査や村のガンマカメラの調査で、高線量の地域や箇所があることを確認しております。

その対応策として、これまでに説明しておりますように、国は昨年から本格的に高線量箇所等のフォローアップ除染として局所対策工事を実施しております。

その内容ですが、宅地等の除染後に一定期間が過ぎた時期に高線量箇所等を確認する詳細モニタリング調査を実施しております。その結果、その宅地等の平均空間線量より突出して高い線量箇所等をホットスポットに選定して、高線量の原因となる根源を探しながら、局所対策工事を平成28年度末までに実施・完了する予定であります。

また、高線量箇所等の選定に当たっては、国に対し、村が実施しております各世帯のガンマカメラ結果についても参考にするよう申し入れをしており、全ての撮影結果データを国に情報提供しております。

村としては、除染により、国と同様に長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しておりますので、今後も徹底した除染を国に求めてまいりたいと考えております。

以上であります。

6番（伊東 利君） それでは、学校再開について何点かお尋ねをします。

きのうからずっと村長の答弁なり聞いております。29年4月というのは、現状ではなかなか、今後のこともあるが、難しいという、明確な再開日が示されませんけれども、この要望の中を見ますと、非常に放射能なりなんなりのいろいろな不安がいっぱいあって、いろんな要望が出されておりまし、再開検討委員会の中でも、附帯決議まで、附帯事項まで付しての答弁が回答なされておるのであります。そういう不安払拭のためにも、やはり今完全にやるとはおっしゃっておられますけれども、子供がやはり外でグラウンドで走り回れる、そのような状況を目指さなければ環境とは言えないんではないかなと私は思うのでありますが、この辺をもう一度聞かせてください。

村長（菅野典雄君） 何度もお話ししていますが、今のところ幼・小・中で多分二百三、四十人ぐらいおられるんじゃないかなと、ちょっと確定は数字、頭に雜駁でありますけれども、教育委員会のとりあえずの調査によると、村に戻って学校にというのが70人ぐらいおられると、こういうことあります。少なくとも、もちろん環境をきちんとしてという話でありますが、飯舘村の学校を選んでくれるという子供の、あるいは保護者の思いに我々はしっかりと応えなければならない、このように思っていますし、ずっと言いましたように、一番難しい問題だけれども、やっぱりいずれこの問題に取りかからなければならないという話もずっと三、四年やってきたわけであります。したがって、大変な問題はいっぱいありますが、しっかりとやっていきたいと思います。

今校庭の問題なんですが、当然今までいわゆる除染の、何といいますか、事務所になっておりましたので、これが全部3月末をもって払ってもらっています。ですから、今度は校庭も全て除染をし、場合によっては土の入れかえなどもしてやっていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほども言いましたように、中学生用のグラウンドでありますから、そこに幼稚園の子供がどういうふうにうまく入るかどうかということになると、何かそこに柵が必要なのか、もう少し小さなところが必要なのか、何せこれから本気になってどういうふうなも

のが必要なのかということを検討させていただきたいとこのように思っております。

6番（伊東 利君） では、もう一点伺います。

私があえて1年と申し上げましたのは、これはこの発表がされる前に今中学生の1年生というんですかが、このアンケートの中にも一番多く多分帰村、飯館中学校に上がりたいというふうに言っているんですけども、その中で、保護者の皆さんには中学校を飯館中学校に選択するという時点での29年4月というものは想定されなかつたということで、そこが想定されれば、飯館中学校を選ぶ方々ももっと減って、いろいろな選択肢があつたんだろうということあります。15人、この中で1年生が回答されているようですけれども、これは当然今後変わった場合にいろいろな受験を控えていろんな部分で大変だということで、飯館に残る判断がされたんだと私は思います。きのうNHKの「ニュースウォッチ」で檜葉の中学校が今年帰る話が出ていました。今18名1年生学んでいるようですが、全員戻るという子供の話でした。それは非常にすばらしい環境で、学校も新しくなりましたし、新しい学びやと新しい環境になったこともあるし、友達とも離れたくない、みんなと一緒に学んで檜葉で卒業したいという思いだと思うんです。そういう意味を含めますと、やはり最低でも1年くらいのこの再開の部分をおくらせることが私は正しいんではないのかなと思います。いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 飯館中学校を選んでいただいた、飯館小学校を選んでいただいた、全く感謝の至りだと私は思っています。結構毎年毎年どんどんとほかに移られている方が多いわけでありますから、そういう中でありますので、その中学1年生についての全く思いはそのとおりだというふうに思います。ですから、結果的にはどうなるかは、これから當々と1カ月半、2カ月半ぐらいの間に結論は出させていただきたいというふうに思いますが、今中学1年生が1年仮に延ばして1年伸びたとして、次の飯館中学校に誰も入ってこないというんだったらば、それはそれで可能性あるんですが、私はやっぱり飯館中にという方は、次にそれは何人になるかはわかりませんが、入ってくるだらうと思います。じゃ、その人たちにはどう応えていけばいいのかということになると、やっぱりできるだけどこであろうと環境整備をして、飯館の学校に通えるような環境なり、あるいは教育の充実をやっぱり図っていくというしかないんではないかとこんなふうに思っています。十分今のご質問に意は持っているつもりでございますので、もうしばらく精力的に検討期間をいただければというふうに思っております。

6番（伊東 利君） ぜひそのような答えが出されますように希望するものであります。

次に、除染について伺います。

除染の目標なりなんなりはここに示されましたのでわかるわけでありますけれども、この本格的な高線量箇所のフォローアップ除染、局所対策工事を実施するとなつております。このことについて、今までにも何回か申し上げましたが、本当にこのフォローアップが完全にできるのかというその具体的なものを示してもらいたいんであります。というのは、28年までの除染をしてくれない、やっていないよといったところだってまだやっていないのに、さらにここにこういうものを示しても、本当にそれがまたできるのかどうかという

ものでありますので、この辺のことを聞かせてください。

除染推進課長（中川喜昭君） フォローアップ除染の部分でございますが、今お話しいただきましたように、今までの答弁、村全体的な答弁ということで、国の方針、それらに対応する部分の内容で答弁をさせていただいております。ただ、個別個別を見ますと、やはりおくれているところもあるというのも実態でございます。そういう部分については、國のほうとはそれぞれ地権者、所有者等と対応していただくということで、村のほうも入りましていろいろやっているという状況であります。ただ、その話した、相談をさせていただいた内容についても、やっぱりおくれているというのが実態でございまして、村が入って地権者、所有者の方々と、国とか、あとJVが入った4者協議でやっている内容のやはり結末が見えていないところもあるということで、村が入った際には全て報告書にまとめていいるという状況でありますし、それらを今環境再生事務所の方々にその結末ができているんだかどうだかという部分まで今の時期に確認をしている状況でございます。そういう意味では、おくれて対応が、村のほうではその場での協議はこうする、ああするという方向で進むという内容が結末までなっていないところもあるというのも認識しておりますので、その状況も今環境省に確認してもらっているということでございますので、それらを徹底させて進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

6番（伊東 利君） ぜひそのことの確認なり、行動をとっていただきたいと思います。というのは、これが終わってまた局所的な値、ホットスポットの除染をやっても、また同じ問題が出されてくるんじゃないかなと思っています。ガンマカメラの線量の調査が私も集会に行けなかったのでうちに送付されてきました。確かに高い、真っ赤っ赤ですけれども、中でもこういうものはどうにかしてやるんだというものはないんですね。あと2回目に調査したらば低減率60%になりましたと。何をやって60%になったんだかはわかりません。ですから、そういうものがこういう対策のもとに下がったと。ただ、日数が7月の時点と10月の時点で下がっただけのことでは、これは何もしないで自然減衰の部分ですから、その辺の、私わからないので、ちょっとお知らせをお願いします。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしの60%低減したというような数値ですね、多分にして除染が始まる前の数値、あと除染後の数値です。先ほど言ったある程度、期間が過ぎた、3カ月なり6カ月後にまた事後モニタリングということでのはかった数字がその数字かなというふうに思っております。それはよく村民の方々から戻るとか、また上がってきたという部分もあるものですから、やはり追跡調査の意味合いでそれらを出していただいているということでございます。

それで、今回、局所対策工事に当たっては、各敷地等を1センチ程度でずっと詳細的にはかりながら、高いところについてはピンクの割りばし的なものを明示していくという形で、それが今度図面上に出てきて局所対策工事の対応をするという形になっております。

あと、一方では、村のガンマカメラのデータもそれとすり合わせをして計画づくりをしていただくという形になっております。

局所対策工事については、全てに入る前には地権者等の了解をもらわないと敷地に入れませんので、その際にきちんと説明していただくような形で環境省のほうとは協議をしてい

るというところでございます。

以上であります。

6番（伊東 利君） ゼひ信頼される除染になってほしいなとこう思うんです。実は、部落の集会でありまして、実は戻るのか戻らないのかという話を当然しますよね。最初は除染が済んだら戻るんだという意向であった地域が我が村にもあります。しかしながら、ガンマカメラなり除染後の状況を眺めまして、やっぱり帰んないわと、これでは生活できないわというものになっていきます。だんだん時間たつにつれて新たな生活に踏み切る方も多いわけでありますから、まずはその一番、今まで除染は一丁目一番地だというようなもので取り組んでいるわけでありますから、完全なる除染を望むものであります。

続いて復興対策についてであります、一つは営農再開についてであります。

先ほど村長から、内容はわかっているんですが、卵が先か鶏が先がだというようなお話もありましたが、我が今まで農業を営んだ部分で振り返れば、農業地、作物を耕作する、それにやっぱり水田だらば水も来なくちゃならないし、草刈りもしなんね。いろいろなものが管理がされて初めて一つのものの生産ができ上がるんです。例えば関沢だけのことで申しわけございませんが、用水堀というのは草野の境にあります。水を引くのには約2キロ近くも延々と水路で持ってくるわけです。その管理というのは、みんなで、地権者でやってきました。今後、営農組合、何名の方が参加するかわかりません。2名、3名でやるとなると、当然その管理はできないわけで、そういう管理しやすい、あとは管理しなくても水が引ける、そういう状況。あるいは、今除染できれいになっていますから、くろを1本とて大きな区画にするとか、そういう、私は大規模とは言わないんです。そういう小規模な、今後農地を維持し、今のお答えですと水田つくる人はいないんではないか、ただ農地の維持管理ではないかということの答弁ですが、やはり目的にあるのはやっぱり収入を上げることだけですよね。ですから維持管理だけ、それは一理はあると思いますが、将来的にはそういう状況に向かうんだと私は思います。ですから、農地なり、歩道なり、農道なり、そういう整備に、やはりある程度の、復興予算なのかどうかはわかりませんが、そういうものを確保して、それを宛てがって順次進めていくというような施策はとれないのか、再度伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 営農再開に向けてのご質問でございます。

村といたしましても、その基盤の整備につきまして、必要性があることは十分認識しております。現在使える事業ということありますが、保全管理のためにということで再三ご説明しておりますが、営農再開支援事業という補助事業がございます。それと、もう一つ、名前が多面的機能支払交付金という名前に変わりました、以前の農地・水の事業でございます。それと、中山間のエリアについては中山間の直接支払交付金ということで、各地区においては農業関係の補助制度、現時点でも3つの制度がございまして、それぞれ活用していただければ軽微な農地の保全については現在でもできる状況にあるのかなどというふうに思っております。

現在、ご質問にありましたように、関沢地区の2キロもあるような用水堀の管理をどうするんだというお話もありましたが、例えばの話でございますが、農地・水の関連の予算

につきましては、必ずしもご自分でなければできないということではなくて、業者さんへの委託ということも可能でございますので、そういうご検討もいただければなというふうに思っておるところでございます。

また、当然本格的な営農再開に向けては、こういった保全管理のための予算だけで何とかしろということには当然いきませんので、別途基盤整備に関する補助事業等々もありますので、そういう事業を投入しながら基盤の回復を図ってまいりたいというふうに考えてございますが、いずれにしましても農業を復興したい、あるいは自分が営農再開をしたいというふうに希望される皆様が地区の中でご相談をいただいて、このエリアは水田に戻すとか、このエリアは畠地でやっていくとか、ある程度の方向性を示していただいて、それに基づいて私どもも必要な対策を考えていくというような道筋を今のところは考えているところでございまして、28年度につきましても、各地区農業復興組合が立ち上がってくというふうに考えてございますので、その中で地区の皆様とよく話を詰めながら、どういった支援ができるのか十分に検討してまいりたいと考えてございます。

6番（伊東 利君） 当然地区でも議論はしなくてはなりません。ただ、先ほど松下議員も申し上げていたようですが、やはりある程度のメニューではないですけれども、こういうものがあるのでこの事業をやってはどうですかというものがないと、全て出されて全てかぬものだと認識されると、なかなかこれは預かったほうが大変になるんではないかと思います。やはりこれから長い時代取り組まなくてはなりませんので、出だしであります。だから、まずモデルでも何でもいいですから、こういうことで営農の整備、再開ができたというようになるようなものを示すべきだと思います。

次に移らせていただきまして、商工業の共同店舗であります。

何回か質問させていただいていると思いますが、回答では飯館村暮らし検討委員会の中で今議論されているということあります。実は、前にも思っていましたが、コンビニ1つできてそれでいいというのではなくて、やっぱり生活するには衣食住であります。いろんなものがやっぱりそれには必要なわけですよね。特に帰る方々が年寄りになると、高齢者になるということで、きのうからもありましたように足の問題、いろいろ持っていくと思います。去年の3月でしたか、川内の事例を新聞で見ました。川内村では、複合商業施設というのをつくったようですね。コンビニ、レストランとか、クリーニング店が入るんだと。村によると、そこにはあと薬局、惣菜店、接骨院などなどが入る複合商業施設にするんだということがありました。やはり全てとは言いませんけれども、そういうものがないと、やはり個人的には葛尾村に産業委員会で視察に行ったときに、葛尾村にも4店舗の商業者が戻って店を開けたいという話がありますが、村としては個人的なものでどういう支援ができるのか今検討中だという話ありました。やはり個人的なものは難しいと思いますけれども、やはりそこを何かの形で支援しながら進めて、やはり安心して帰って買い物ができるんだ、用が足せるんだというようなことになればいいのではないかと思いますので、この辺の振興についてお聞きをします。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの伊東議員からの質問でございますが、商業振興についてであります。飯館村暮らし検討委員会のほうから答申が出されておりまして、そ

の後商い復興プロジェクトチームということで立ち上げて、今事業者の声を取りまとめ、事業者のヒアリングも昨年の8月から10月の間で終わっております。それらの集計をして国補助事業メニューを合致させる作業に、きのうもお答えしましたが、そのような取り組みの段階に入っているということでございます。

問題点も重々この中で議論されておりまして、再開に当たっては、店舗、設備等の修繕・改修が必要だというふうな部分のメニューも検討しておりますし、従業員の確保についても検討しております。事業として成り立つか不安だという部分に関しては、本当に鶏が先か卵が先かという部分になってきますので、そういうふうな部分についてはちょっと議論にはなっておりませんが、何せ帰村して事業再開になるようなメニューを国事業に結びつくようなことになっていくように今取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

6番（伊東 利君） ちなみに伺いますが、今検討されている内容で、どのような店舗展開というのが想定されているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） まさに最初の質問にあった部分で、衣食住という部分で議論がされていると。これは商工会のほうの話、打ち合わせでも出ておりまして、具体的には飲食店、小売店、そして衣類関係、あとは宅配、そういうふうな部分が検討されております。

この部分ですが、まだいつごろ、そしてどこでやるか、具体的にどんな業者、商業者が、経営者が入ってくるのか、そういうふうな部分がまだ具体性に欠けるものですから、まだ協議の段階だという答弁になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6番（伊東 利君） あと、この店舗ではないんですが生活関連で、やはり葬祭センターなるもの、人間の終末をやはり地元でというのが大変に多いわけであります。そういうことを望んで高齢者、お年寄りの皆さんは村に住むんだと思います。その後を送る部分の葬祭センター等についても前から提案していますが、川内では実現しています。お悔やみ欄を見ますと、川内、新聞に出ていますよね。だから、そういうことで現在、そういう実例として村が運営しているものがあるわけですから、業者任せでなくて、そういうものもしっかりと行政対応で、それは業者に委託する部分もあるでしょうけれども、対応できないか伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） どちらかというとやはり高齢者が多いわけでありますから、当然必要な施設というふうに考えておりまして、これからでありますが、建物については1回、2回交渉しております。土地も交渉しています。ですから、新年度すぐにという、交渉の段階ですので、決まり次第予算計上させていただいて、できるようにできればなどこんなふうに現在のところ思っているところであります。以上であります。（「終わります」の声あり）

## ◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月9日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷 友孝

同 会議録署名議員

松下 春喜

同 会議録署名議員

伊東 利

同 会議録署名議員

佐藤 八郎

平成28年3月17日

平成28年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）



平成28年第2回飯館村議会定例会議録（第4号）						
招集年月日	平成28年3月17日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣言	開議	平成28年3月17日 午前10時00分				
	閉会	平成28年3月17日 午後 1時11分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一		2番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 糸田文也	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会委員長	高野京子	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年3月17日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 1 号 東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議(案)
- 日程第 4 発議第 2 号 丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書(案)
- 日程第 5 土曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について委員会の報告の件
- 日程第 6 議案第 10 号 平成28年度飯舘村一般会計予算
- 日程第 7 議案第 11 号 平成28年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 12 号 平成28年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 13 号 平成28年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算 ( )
- 日程第 10 議案第 14 号 平成28年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第 11 議案第 15 号 平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 16 号 飯舘村行政不服審査会条例
- 日程第 13 議案第 17 号 飯舘村交流センター設置条例
- 日程第 14 議案第 18 号 飯舘村中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第 15 議案第 20 号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 21 号 飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 22 号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 23 号 飯舘村企業立地支援条例の一部を改正する条例 ( )
- 日程第 19 議案第 24 号 飯舘村情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 25 号 飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例 ( )
- 日程第 21 議案第 26 号 村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 27 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 28 号 飯舘村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 29 号 飯舘村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 30 号 飯舘村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 31 号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 32 号 飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 28 議案第 33 号 飯舘村火葬場条例を廃止する条例
- 日程第 29 議案第 34 号 飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 35 号 飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 36 号 飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について

- 日程第32 議案第37号 飯館村過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第33 議案第38号 村道路線の廃止について
- 日程第34 議案第39号 飯館村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第40号 地上デジタル放送再送信事業工事請負契約の変更について
- 日程第36 議案第41号 飯樋川災害復旧工事請負契約について
- 日程第37 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 日程第38 議案第43号 飯館村教育委員会教育長の選任につき同意を求めるについて
- 日程第39 閉会中の継続審査の件
- 日程第40 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第41 議員派遣の件

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

村長から送付ありました追加議案は、条例案件1件、人事案件2件、その他案件2件の計5件であります。発議第1号「東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議（案）」が提出者、松下義喜議員から、発議第2号「丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書（案）」が提出者、飯樋善二郎議員から提出されております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況であります。3月9日に土曜授業等に関する調査特別委員会が調査事項協議のため、予算審査特別委員会が3月10日並びに14日、15日の3日間開催されております。

次に、土曜授業等に関する調査特別委員会より報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、本日議会運営委員会が日程等の会議運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第39号は、飯館村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例であります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育長の給与も審議項目に追加することと委員定数も5人から4人とする改正であります。

議案第40号は、地上デジタル放送再送信事業工事請負契約の変更についてであります。平成27年11月27日付で、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門と工事請負契約の締結をし工事を進めてきましたが、家屋解体などで加入を見送る世帯があったため事業量が減少しましたので、その工事内容及び請負額を変更

するものであります。その結果、請負額を340万8,480円減額したいので、その請負契約について議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額は8,126万3,520円であります。

議案第41号は、飯塙川災害復旧工事請負契約についてでございます。去る2月29日、7社による指名競争入札の結果、横山建設工業株式会社が落札いたしましたのでその請負契約について、議決を求めるものであります。

なお、契約金額は6,264万円であります。

議案第42号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることがあります。平成28年3月31日付をもって任期満了となります飯館村前田字福田102番地、齋藤政行君を飯館村固定資産評価審査委員会委員として引き続き選任したいので、その同意を求めるものであります。

議案第43号は、飯館村教育委員会教育長の選任について同意を求めることがあります。飯館村大倉字松ヶ平466番地、中井田榮君を飯館村教育委員会教育長に任命したいので、その同意を求めるものであります。

以上が、提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時12分）

#### ◎日程第3、発議第1号 東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議（案）

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第1号「東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番（松下義喜君） ただいま議題となりました発議第1号「東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議（案）」を朗読でもって提案いたします。

東京電力は2月24日、福島第一原発事故発生時に核燃料が溶け落ちる炉心溶融（メルトダウン）のマニュアルの判定基準どおりであれば、3日後に判断できたと発表した。

東京電力福島第一原発事故当時、東京電力は、国や自治体に対し、「炉心溶融」の前の段階の「炉心損傷」だと説明していた。しかし、明らかになったマニュアルの基準によれば、「炉心損傷割合が5%を超えていれば炉心溶融と判断する」と明記されており、事態は極めて深刻な「炉心溶融」と判断されるべきものであった。

原発事故から5年もの間、最も重大な社内マニュアルが見過ごされてきた中で、「判断

の根拠がなかった」との説明は誤りだったとするこの度の発表は、到底理解できないものである。

安全神話に陥って過酷事故は起きないと考え、炉心溶融のマニュアルに気付かなかつたのか、それとも意図的に隠蔽していたのか、いずれにしても重大な問題であり、県民を裏切る行為である。

マニュアルが事故発生当時に有効に活用されていれば、国や自治体の対応も根本から見直す必要があったし、住民の避難のあり方も当然違っていたはずである。この様な、住民の命を軽視する東京電力の対応は厳しく問われるべきであり、現在多くの住民が避難生活を余儀なくされている当村として断固抗議するものである。

同時に、今だ経過を含めた説明責任が果たされていないことも重大である。東京電力は、なぜ5年もの間、マニュアルの存在に「気付かなかつた」のか、事実経過を徹底して調べ、早急に情報を公開するよう強く求める。

なお、4月15日までに誠意ある回答を願うものである。

以上、決議する。

平成28年3月17日

福島県相馬郡飯舘村議会

以上であります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

松下義喜君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号「東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議（案）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「東京電力の炉心溶融のマニュアル隠しに抗議し徹底した情報公開を求める決議（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第2号 丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第2、発議第2号「丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました発議第2号「丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書（案）」を朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

丸川珠代環境大臣は、2月7日長野県松本市で行った講演で、東京電力福島第一原子力発電所事故後に政府が定めた除染などの長期目標について、「何の科学的根拠も無い」等と発言しながら、国会答弁などでは「そういう言い回しを使ったか記憶に無い、伝えようとした趣旨が伝わらず言葉足らずで申し訳ない」と述べていたが、12日になって漸く自分が公演で発言したことを認め、発言を撤回した。

原発の事故による除染などの目標値の設定は、政府のみならず被災者である福島県民、各市町村議会、さらに科学者も含め、多くの意見が出され最終的に国際放射線防護委員会（ICRP）の、原発事故から復旧する際の参考値としている、被曝線量年1から20ミリシーベルトの中で、一番低い数値である1ミリシーベルトを、国が達成目標として定めたものである。このことは被災者である福島県民にとっては常識的知見であり、原発事故による放射線の防護の責任者である環境大臣に、その認識が全くないことに驚きと怒りを禁じ得ないものである。

当村は、里山をはじめ森林の除染と道路、ため池・用排水路を含む内水面の除染を国の責任で、早期実施するよう強く求めているところである。これら原発事故によってもたらされた、放射線からの不安解消、日常の生業の回復など、これまで行われてきた政府の対策に、全く無知であることを露見させたのが今回の丸川大臣発言である。

よって、原発事故からの復旧・復興の責任者である環境大臣が、この様な認識では、被災者に寄り添った施策は到底望めず、除染事業などに対する被災者の信頼を、大きく揺るがす事態を招いていると言わざるを得ない。

従って、丸川大臣が自ら発言を認めた今、当村議会は、同大臣の発言に対し強く抗議し、誠意ある回答を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣

環境大臣 あて あります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

飯槌善二郎君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号「丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「丸川珠代環境大臣の発言に対し強く抗議する意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、土曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について委員会の報告の件

議長（大谷友孝君） 日程第5、土曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について委員会の報告の件を議題とします。

土曜授業等に関する調査特別委員会から、土曜授業等に関する調査の件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、土曜授業等に関する調査特別委員会の報告を受けることに決定しました。

土曜授業等に関する調査特別委員会委員長の発言を許します。

土曜授業等に関する調査特別委員会委員長（佐藤八郎君） 「土曜事業等に関する調査特別委員会の調査・報告書」朗読をもって報告をいたします。

未曾有の大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飯館村は全村避難となってしまいました。

以後、村民にとっては、多くの想像を絶するような厳しい避難生活が続いておりますが、中でも特に子供達が一番の被害者であり犠牲者ではないかとの認識から、これまで学校生活や勉強をするための環境整備に力をあげて、取り組んできたところです。特に避難以前の教育環境を維持するために、議会といたしましても、県の教育委員会にも要望活動をし、3校長体制を維持していただくよう強く働きかけ、更には、仮住まいを解消し複式学級の解消をするため、仮設校舎なども準備し賢明に避難解除後の継続を願いながら努力を続けてきました。

しかし、26年度の村教育委員会の対応は議会に報告も無く、突然、3校1人校長とされたものです。その事で議会軽視と判断し申し入れをし、謝罪を求め、付帯決議付き処分を課した経緯があります。

去る3月12日の全員協議会にて特別委員会設置の申し出があり、3月17日に「土曜授業等に関する調査特別委員会」が全会一致で設置されました。同日に「飯館村立草野小学校・飯樋小学校・白石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議」が全会一致で可決されました。

特別委員会は

- ①土曜授業等の開始までの経過全般について
- ②草野・飯樋・白石小学校3校長早期配置について

を調査事項として、村立小中学校PTA役員、事務職員、県教育委員会（相双教育事務所長）等関係者の協力を頂き調査（6回開催）を進めてきました。

結果、土曜授業に関しては現在実施されている中で、父兄、子供、関係者の声を基に調査しましたが、

- ①土曜授業実施理由の授業時間30時間不足を補うこと
- ②学力の一定水準の確保
- ③自立するための能力や態度を育てる
- ④文化・歴史・自然を体験的に学ぶ
- ⑤メディア漬けからの脱却、自発的な学習に見られるように、子ども達の学びの機会を豊かにし、より良い成長の糧となりつつあります。

今後は、学校・家庭の教育力向上、児童の心身の疲労と負担過重を防ぎ、貴重な機会を生かし、行事参加・友達づくり等コミュニティの大切にすすめることが求められます。

(なお、平成26年6月4日教育委員会報告では、土曜授業に対しての保護者意向まとめでは、幼稚園、賛成34.04%・反対46.81%、小学校、賛成48.59%・反対35.03%、中学校、賛成24.76%・反対61.90%)

村立小学校3校への校長復籍に関しては、県教育委員会への要請行動と経過調査において

- ①25年8月頃に村教育委員会として要望し、10月に要望書の提出
- ②それを基に何回かヒアリングして1校長
- ③27年度についても内申書提出あり、ヒアリングして決定
- ④28年度は今後になるが、27年の途中から3人に戻すのは難しい
- ⑤地教法等で教育委員会のあくまで内申というのが法的根拠
- ⑥人事異動についても、村教育委員会の意見、内心に基づき決定
- ⑦次年度人事の方針は、11月、12月始めから相双での組織内打ち合わせ～教育長、村長から意見聞く場あり～内示～公表（昨年は3月24日）等が確認されました。

この事実から、議会に対しての村長、教育長答弁は実態、真実とは違ったものであることが確認されたのです。

本委員会としては、平成27年9月8日に中間広告書をまとめ、継続審議する中で今後の飯館村の教育事情をしっかりと見据えて、現状を踏まえた上で、特別委員会をさらに継続を続けました。

趣旨にある議会と教育委員会での

- ①内容、事実関係確認
- ②教師、保護者、教育委員会、議会の総意
- ③児童のための学校、教育

に関して調査する中で去る、平成27年4月17日付けで、村立3小学校PTA会長連名で提出の要望書の理由、聞き取り調査、懇談会等によって十分な協議など調査を進める中で、この度、飯館村教育委員会HPで公開の教育委員会議事録からも分かるように、教育長の言動、真実は議会としては到底理解できる経過ではありません。

しかしながら、将来の学校存続と最近における、平成27年10月7日、飯館村学校等再開検討委員会を立ち上げ、平成29年4月飯館村での学校再開発表、11月19日、飯館村教育

懇談会の開催、同月27日付で村長と学校等再開検討委員会委員長より飯館村本校舎での学校再開に係る意向調査が保護者に対してあり、平成28年1月7日請願書、同月12日付で調査まとめ、同年2月17日に答申書の提出がありました。

この様な行政執行の中で、今議会初日に教育長からの退任の報告がありました。

そして、議会では本会議、委員会等にて各議員より父母、村民の多くの声を聞く中で、去る2月9日には、南相馬市への現地調査等により、学校運営、体制の在り方、子ども、父母、関係者のコミュニティの在り方、何と言っても「子どもが主人公」の教育でなければなりません。

以上を確認して、教育行政の更なる努力を要望致します。

去る平成28年3月9日の本委員会において、当事者である子ども、父母、学校関係者の要望となっている「1人校長体制」に答えるものとし、この特別委員会の報告と致します。

○ ◎日程第6、議案第10号 平成28年度飯館村一般会計予算

日程第7、議案第11号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算

日程第8、議案第12号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算

日程第9、議案第13号 平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算

日程第10、議案第14号 平成28年度飯館村介護保険特別会計予算

日程第11、議案第15号 平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長（大谷友孝君） 次に、予算審査特別委員会に付託しておきました日程第6、議案第10号「平成28年度飯館村一般会計予算」、日程第7、議案第11号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、日程第8、議案第12号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、日程第9、議案第13号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第10、議案第14号「平成28年度飯館村介護保険特別会計予算」、日程第11、議案第15号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（北原 経君） 今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第10号「平成28年度飯館村一般会計予算」外特別会計予算5議案の計6議案について、提出されました予算書に基づき、3月10日から15日の6日間にわたり慎重に審査を行いました。その経過と結果について報告します。

審査に当たっては、初めに各担当課長等より事務事業及び予算の内容についてそれぞれ説明を受けました。その後、平成28年度各会計の予算書並びに予算説明資料、一般会計、各特別会計当初予算の概要書等の資料をもとに事業執行に対する基本方針について、村長を初め各担当課長にただしました。

審査の観点は、原発事故によって全村避難から5年が経過した中にあって、1つは避難が続く村民の福祉の向上のため、現在これからの継続した健康管理対策をした事業内容になっているか。2つは確実な除染が実施され、村に安心して戻れ、安全な生活環境が確保できるような事業になっているのか。3つには、各種事業が村民一人一人に寄り添った事業として計画なされているのか等について審査を行いました。

審議の多くはこのような全村民が避難を強いられている中において、安心・安全な生活が送ることができる事業、そして早期かつ確実な除染の実施並びに復興計画に基づく事業の効果など、各種の事業計画内容が村民の生活環境実態や要望に沿った事業及び予算になっているかなど、多岐にわたり多くの審議と確認がされました。

平成28年度事業については、村内拠点の整備、公民館建替建設事業を初めとした復興関係予算が一般会計全体の60%を占めているものの、復興後の暮らしの青写真を村民に示すには、なお村行政執行部の努力を要するものがありました。

また、学校運営における教育委員会、学校、保護者の合意形成のあり方についても改善が望まれるものもありました。事業執行に当たっては、村民の意見や議会等での議論を軽んじることなく、相互の信頼関係を醸成しながら、適切かつ確実に執行されることを望むものであります。

結論として、各会計とも避難先でも帰村しても安全で安心な村民生活、そして健康維持増進を優先とした事業などが数多く含まれてはいますが、予算執行段階において、より村民一人一人に寄り添った事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第10号「平成28年度飯舘村一般会計予算」、議案第11号「平成28年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第12号「平成28年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第13号「平成28年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「平成28年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第15号「平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定したので、飯舘村会議規則第77条の規定によって報告します。

なお、委員会の審議及び詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻、会議録により確認くださるようお願い申し上げます。審査の結果のみご報告いたします。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第10号から議案第15号までの各議案に対する討論を行います。ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 議案第10号「平成28年度飯舘村一般会計予算」に反対の立場で発言をします。

全ての村民の人生を等しく変えてしまった東京電力原子力発電所の爆発事故は、緑豊かな人と人、地域コミュニティが国内でもすぐれているとして指定された飯舘村の全てを奪いました。あれから長い5年間が過ぎ去り、加害者の国、東電による一方的なやり方の中で村政執行者、職員は議会とともに、地域においては区長が初め世話を人によって村

民の生活支えと復興のためと努力されました。しかし、大空から広散された危険毒物の放射性物質は現在も物質によっての半減期に沿っては減少していますが、ふるさと飯館村は汚染物のフレコンバックの山積みであり、いまだ放射線量も多くの場所にホットスポットがあり、村民が帰村して生活や生業できる状況にはありません。復興するためのスタートである除染は、飯館村230キロ平方メートルの約15%の実施をしましたが、約85%には放射性物質をおいたままあります。

国が勝手に決めた2017年4月避難解除前の重要な予算について、20点について確認し、村民のためになるよう要望しました。飯館村の拠点づくり、タブレット事業、道の駅までい館、災害共益金、計画相談支援給付、臨時福祉給付金、放射能汚染モニタリング、交流センター、住民の意思の確認のあり方、見守り隊の人員削減と雇用、除染全般、汚染物の搬入搬出等交通安全、5年過ぎ去った家屋解体、役場の組織変更と役割、村民にとって有利な改造、財政の收支と今年度負担、5年過ぎての健康事業、教育行政のあり方、被ばくした方々に対して予防、健診、治療、弱者の方々への福祉事業などについて多くの村民の声の代弁者として村民のためになるよう求め審議しましたが、村民の現状、願いとはずれる部分がかなりあり、帰村ありき除染しなくとも帰村、そういう方向が見える予算なので、私はもっと一人一人のこの状況におかれている村民に寄り添った予算とするべく発言をするものであります。

議長（大谷友孝君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで、討論を終わります。

これから、議案第10号「平成28年度飯館村一般会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君）起立多数です。

よって、議案第10号「平成28年度飯館村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第13号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号「平成28年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成28年度飯館村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎日程第12、議案第16号 飯館村行政不服審査会条例

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第16号「飯館村行政不服審査会条例」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号「飯館村行政不服審査会条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「飯館村行政不服審査会条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第17号 飯館村交流センター設置条例

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第17号「飯館村交流センター設置条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号「飯館村交流センター設置条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「飯館村交流センター設置条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第18号 飯館村中小企業・小規模企業振興基本条例

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第18号「飯館村中小企業・小規模企業振興基本条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号「飯館村中小企業・小規模企業振興基本条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「飯館村中小企業・小規模企業振興基本条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第20号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第20号「職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号「職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第21号 飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第16、議案第21号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第22号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第17、議案第22号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第23号 飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第18、議案第23号「飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号「飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第24号 飯館村情報公開条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第19、議案第24号「飯館村情報公開条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号「飯館村情報公開条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「飯館村情報公開条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第25号 飯館村個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第20、議案第25号「飯館村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号「飯館村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「飯館村個人情報保護条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第26号 村営住宅条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第21、議案第26号「村営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「村営住宅条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「村営住宅条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第22、議案第27号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第28号 飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第23、議案第28号「飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号「飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第29号 飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第24、議案第29号「飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号「飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第30号 飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第25、議案第30号「飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一

部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号「飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号「飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26、議案第31号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第26、議案第31号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 今回はこの議案は税の改正によってでありますけれども、マイナンバーが今回不要とするという話ですけれども、マイナンバーがなければ行政的に村民が申請やらいいろいろ現時点で困るものというのは、村民にとって何かあるんですか。

住民課長（藤井一彦君） 今回のこの条例改正につきましては、与党の税制改正大綱が一応見直しされたということで、その中にマイナンバーの記載を不要とするという部分がございまして、その部分につきまして税条例も改正をさせていただいたという内容でございます。おただしの部分につきましては、そこまでちょっとはっきり言えるところまでわかりませんので、今回の条例の改正の理由としては、そういった内容で改正をさせていただいたということでございます。以上です。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号「飯館村税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されま

した。

◎日程第27、議案第32号 飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第27、議案第32号「飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号「飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を採決します。

○ お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第33号 飯館村火葬場条例を廃止する条例

議長（大谷友孝君） 日程第28、議案第33号「飯館村火葬場条例を廃止する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

4番（北原 経君） 火葬場の条例廃止なんですけれども、場所的に今回の廃止はわかりますが、また新たな火葬場の設置ということになりますと、この条例廃止でどのようなことになるのかちょっとお尋ねします。

○ 住民課長（藤井一彦君） 今回は大火の火葬場について、今回壊してなくすということでございまして条例自体をなくすわけですけれども、今度もし今後新たに火葬場を村独自でつくるということになれば、また新たに条例制定をして設置するということになるものと思います。

副村長（門馬伸市君） 火葬場が老朽化して今回取り壊しということでありますので、また改めてつくるという考えは村としては持っておりません。南相馬の火葬場の組合にも入っていますし、その辺のところはそう支障はないのではないかなどと思っているところであります。

4番（北原 経君） そうしますと、今の条件では火葬場というものは完全につくる予定はない。今まであったものを廃止してそのまま進めていくということなんですね。

副村長（門馬伸市君） はい、そのとおりでございます。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「飯館村火葬場条例を廃止する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「飯館村火葬場条例を廃止する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第34号 飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

議長（大谷友孝君） 日程第29、議案第34号「飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 改めて今度指定していくということなので、過去の部分ある程度わかつていますけれども確認をする意味で、飯館樂園株式会社の構成、あとは指定するに当たっての約束といいますか、そういうものがあれば伺っておきたいです。

副村長（門馬伸市君） 構成であります、村とJAそうまだったんですが今度ふくしま未来ということになりますけれども、それとサクセス、商工会の一部の団体でありますが、それで役員は社長と副社長と専務は村のほうから出ておりまして、取締役はJAのほうが1名、サクセスが1名、監査役はJAが1名のサクセスが1名、こういう構成でやつておりますが、現在のところ震災以降休業ということで、職員も退職をお願いして今は事業そのものは何もやっておりませんが、今回指定管理者ということで、国の事業が村直営では補助が出ないということありますので、以前のように指定管理者制度を設けてその中で実施運営をしていくということであります。当面は5名かな、5名の人員の中でお風呂だけを運営をしていくということあります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号「飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第35号 飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定について  
議長（大谷友孝君） 日程第30、議案第35号「飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号「飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、議案第36号 飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について

議長（大谷友孝君） 日程第31、議案第36号「飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号「飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第32、議案第37号 飯館村過疎地域自立促進計画の策定について

議長（大谷友孝君） 日程第32、議案第37号「飯館村過疎地域自立促進計画の策定について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 説明をいただいて全員協議会でもあれですけれども、この計画に沿って計画は一応立てられて実行していくことですけれども、国の関係、県なり今後の

情勢の変化、村民の暮らしの変化、いろいろの部分でそのときは見直しをしながらやつていくという計画ということでおよいでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご質問のとおり毎年見直しをしながら進めていきたいと考えておりますので、今後とも議会と相談しながら進めたいと思います。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号「飯館村過疎地域自立促進計画の策定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（ ）

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号「飯館村過疎地域自立促進計画の策定について」の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第33、議案第38号 村道路線の廃止について

議長（大谷友孝君） 日程第33、議案第38号「村道路線の廃止について」の件を議題とします。これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。（ ）

これから、議案第38号「村道路線の廃止について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号「村道路線の廃止について」の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第34、議案第39号 飯館村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第34、議案第39号「飯館村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 過去に教育委員の数がいろんな意味で不足しているんではないかということで5人という流れで進めてまいりましたけれども、結果的に5人に満たない中なんですけれども今度の改正は、5人から1人減らすという提案なんですけれどもこの過去の流れを踏まえて、なぜそのように提案をされるのか伺っておきます。

教育課長（村山宏行君） 今回の教育委員の人数の変更でございますが、こちらにつきましては、地方教育行政法が昨年の4月1日から新制度ということで施行されまして、こちらに規定されておりますのが教育委員4名ということでございます。

なお、新制度では教育長は教育委員には含まれません。ですので、教育委員会として5名というのは定員は変わらないと考えております。

7番（佐藤八郎君） そうしますと施行によって1人減ったけれども、教育長は別枠でということで、今までの体制の中で教育情勢をやれるということになりますか。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午前11時16分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午前11時17分）

教育課長（村山宏行君） 訂正させていただきます。教育委員はあくまでも4人であります。教育委員会として、会員上5人ということの意味で申し上げました。申しわけございません。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号「飯館村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号「飯館村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第35、議案第40号 地上デジタル放送再送信事業工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第35、議案第40号「地上デジタル放送再送信事業工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号「地上デジタル放送再送信事業工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号「地上デジタル放送再送信事業工事請負契約の変更について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第36、議案第41号 飯搗川災害復旧工事請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第36、議案第41号「飯搗川災害復旧工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号「飯搗川災害復旧工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号「飯搗川災害復旧工事請負契約について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第37、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議長（大谷友孝君） 日程第37、議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 今度選任される方の任期はいかになるんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 3年であります。（「いつからいつまで」の声あり）

議長（大谷友孝君） 静聴。

副村長（門馬伸市君） ことしの4月1日から3年であります。

4番（北原 経君） この方は、何期やられているんですか。

住民課長（藤井一彦君） 平成25年の4月1日から1期目を今終わるところでございます。今度2期目になります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」の件は同意することに決定しました。

○日程第38、議案第43号 飯館村教育委員会教育長の選任につき同意を求めるについて

議長（大谷友孝君） 日程第38、議案第43号「飯館村教育委員会教育長の選任につき同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

○1番（高野孝一君） 全協の中で任期について説明がありませんでした。改めて任期についてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 平成28年4月1日より3年であります。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

○7番（佐藤八郎君） 今までの中で教育長が不在だったという過去はあるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 以前教育次長時代かな、職務代理者ということで教育長の代理をしていました時代がありました。何回あったかわかりませんが、過去にはありました。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、議案第43号「飯館村教育委員会教育長の選任につき同意を求めるについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号「飯館村教育委員会教育長の選任につき同意を求めるについて」の件は同意することに決定しました。

○日程第39、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第39、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、また総務文教常任委員会から、本定例会において付託されました請願第1号について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

4番（北原 経君） 今回の学校再開の件でありますが、平成29年の4月以降ということにな

りますと、今定例会は平成28年の3月であります。それに対しては委員会としてこの継続というものに対して、もうこの3月の定例会である程度のきっちとしたものが聞きたいというものがご父兄の皆さんのお要望だと思っております。それで継続というものに対していつごろまで継続なのか、その辺のお話がなされたのかなと思って質疑しました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） ここで暫時休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前11時25分）

◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

議長（大谷友孝君） この採決は起立によって行います。議会運営委員会、総務文教常任委員会から継続審査の申し出がありました。委員会から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第40、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第40、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、本村の小・中学校再開に向けての小・中学校施設の状況について、産業厚生常任委員会から、避難者一時就農等支援事業に係る避難先での営農再開状況と実態について、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第41 議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第41、議員派遣の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成28年第2回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月17日

飯 館 村 議 会 議 長

大 谷 夜 卷

同 会議録署名議員

飯 館 善 郎

同 会議録署名議員

高 野 春 一

同 会議録署名議員

渡 邊 計

( )

( )